

平成29年度
交通事故被害者サポート事業報告書

警察庁
交通局交通企画課

まえがき

昨年は警察庁が保有する昭和 23 年以降の統計で最少とはなったものの、全国で 24 時間以内に交通事故で亡くなった方だけでも 3,694 人に上りました。通学路で児童が犠牲となったり、悪質・危険な運転により命を奪われる被害もいまだに後を絶ちません。

直接の被害者の方はもちろん、御家族や御遺族は、肉体的、精神的、あるいは経済的に大きな打撃を受けています。政府はこれまでも関係機関が連携して交通事故被害者等の支援に努めてまいりましたが、平成 28 年 3 月 11 日に決定された「第 10 次交通安全基本計画」においても「被害者支援の充実と推進」が道路交通安全対策の柱の 1 つに掲げられ、引き続きその総合的かつ計画的な推進が図られることとなっております。

交通事故被害者サポート事業は、被害者の方や御家族・御遺族が、つらい体験や深い悲しみから立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような環境を醸成するため、平成 15 年度より内閣府において実施されてきたものです。平成 28 年度に本事業が内閣府から警察庁に移管された後も、引き続き検討会において有識者委員の御意見をいただきながら、一般の方にも御参加いただける「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」のほか、関係機関による「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」、被害者等の自助グループへの支援を目的とした「自助グループ運営・連絡会議」、地域における支援機関相互の連携強化を図る「各種相談窓口等意見交換会」を開催しました。

この報告書は、平成 29 年度に行った事業について、御参加いただいた方々のお話や、専門家の講義等をまとめたものです。少しでも多くの皆様にこの報告書をお読みいただき、本事業について理解を深めていただくとともに、被害者の方や御家族・御遺族の方々への支援の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

最後に、本事業に御尽力をいただいた有識者委員の皆様や、御協力をいただいた関係各位に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

警察庁交通局交通企画課長

櫻澤 健一

目次

はじめに	1
I. 背景	1
II. 目的	1
III. 事業の概要	1
IV. 事業の内容	2
V. 検討会	4
1. 目的	4
2. 検討内容	4
3. 委員	4
4. 開催概要	4
第1章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム	7
I. 目的	9
II. 概要	9
III. 実施内容	11
1. 基調講演「死別を体験した子どもを支える」	
講師：あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポート ステーション代表 西田 正弘 氏 （平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員）	
.....	11
2. 講演「最愛の家族を突然失って」	
講師：公益社団法人にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曽根 えり子 氏 （平成11年、息子（当時小学校2年生）を交通事故で失う）	
.....	16
3. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」	
コーディネーター： あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポート ステーション代表 西田 正弘 氏 （平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員） 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美 氏 （平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員）	
パネリスト： 子供の頃に交通事故で家族を亡くしたご遺族3名 前川 綺香 氏（平成7年（当時2歳）、父を交通事故で失う）	

被害者遺族A 氏（平成21年（当時11歳）、父を交通事故で失う） 大槻 奏仁 氏（平成27年（当時16歳）、兄を交通事故で失う）	20
IV. まとめと今後の方向性	32
1. まとめ	32
2. 今後の方向性	32
第2章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会	33
I. 目的	35
II. 概要	35
III. 体制	35
IV. 開催日程	35
V. プログラム	36
VI. 実施内容	37
1. 山形県	37
(1) 出席者	37
(2) 会場	37
(3) ご遺族の話	37
○佐藤 早織 氏（平成12年、息子（当時小学校3年）を交通事故で失う）	38
○渡邊 理香 氏（平成8年、娘（当時小学校1年生）を交通事故で失う）	39
(4) 講演「死別を体験した子どもを支える」 講師：あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポート ステーション代表 西田 正弘 氏 （平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員）	44
(5) 意見交換	49
(6) 意見交換のまとめ	51
2. 大分県	52
(1) 出席者	52
(2) 会場	52
(3) 講演「子どもの心理と支援」 講師：国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 准教授 白井 明美 氏 （平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員）	52
(4) ご遺族の話	58
○浜崎 満治 氏（平成19年、娘（当時高校1年生）を交通事故で失う）	58

○竹山 武志 氏（平成28年、息子（当時4歳）を交通事故で失う）	61
(5) 意見交換	64
(6) 意見交換のまとめ	66
VII. まとめと今後の方向性	67
1. まとめ	67
2. 今後の方向性	67
第3章 各種相談窓口等意見交換会	69
I. 目的	71
II. 概要	71
III. 体制	71
IV. 開催日程	71
V. プログラム	72
VI. 実施内容	73
1. 茨城県	73
(1) 出席者	73
(2) 会場	73
(3) 講演「交通犯罪の被害者」	
講師：同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 氏	
（平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員）	
.....	74
(4) 意見交換	82
(5) 意見交換のまとめ	84
2. 徳島県	85
(1) 出席者	85
(2) 会場	85
(3) 講演「交通犯罪の被害者」	
講師：同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 氏	
（平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員）	
.....	85
(4) 意見交換	86
(5) 意見交換のまとめ	89
VII. まとめと今後の方向性	90
1. まとめ	90
2. 今後の方向性	90
第4章 自助グループ運営・連絡会議	91
I. 目的	93
II. 出席者	93

III. 開催日時・場所	93
IV. プログラム	94
V. 実施内容	95
1. 1日目	95
(1) 講演「脳神経外科からみた交通事故被害者」	
講師：脳神経外科医、やまぐちクリニック院長 山口 研一郎 氏	
.....	95
(2) 事例紹介	102
○認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター	
支援総括責任者・理事 井上 尚美 氏	102
○公益社団法人ひょうご被害者支援センター 支援局長	
遠藤 えりな 氏	103
○公益社団法人みやざき被害者支援センター 犯罪被害相談員	
新名 寿世 氏	104
(3) 質疑応答・意見交換	106
2. 2日目	110
(1) 講演「自助グループ運営におけるグループダイナミクスの活用」	
講師：武庫川女子大学短期大学部心理・人間関係学科 准教授	
大岡 由佳 氏	110
(2) 意見交換	117
(3) 講演「被害者と支援の立場から、自助グループの重要性について」	
講師：公益社団法人被害者支援センターとちぎ、全国被害者ネットワーク	
理事 和氣 みち子 氏	
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)	
.....	121
(4) 意見交換	125
VI. まとめと今後の方向性	128
1. まとめ	128
2. 今後の方向性	128

※各章における講演や体験談等における記述については、被害者の方の率直な思いを尊重してまとめたものです。また、掲載することにつき御本人の同意を得ております。

はじめに

(平成29年度事業の概要)

I. 背景

近年、我が国における交通事故死者数は減少傾向にあるものの、交通事故が国民全体の重大な問題であることに変わりはない。そして、交通事故による被害者やその家族・遺族は、事故後、深い悲しみやつらい体験から、さまざまな悩みを抱えながらの生活を強いられており、交通事故被害者等の支援の一層の充実が必要である。

II. 目的

交通事故被害者等（交通事故に遭った被害者やその家族・遺族をいう。以下同じ。）が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを本事業の目的とする。

III. 事業の概要

平成29年度は、以下の事業を実施した。

- ①子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、広く一般に情報提供することを目的として、シンポジウムを開催した。
- ②子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、地域の関係者の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。
- ③交通事故被害者等の支援に向けて、地域の相談窓口関係者の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。
- ④本事業の目的の達成に資するため、交通事故被害者等に接する立場にある者の資質の向上を図るとともに、交通事故被害者等の自助グループ（「同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻す」ことを目的に集うグループのことをいう。以下同じ。）の効果的な運営に対する支援に向けて、被害者支援センターの支援者に対し講義や意見交換を行った。

注1) ここでいう交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

IV. 事業の内容

本事業の目的を踏まえ、平成29年度に行った事業内容については、以下のとおりである。

① 交通事故被害者サポート事業検討会

有識者7名の検討会委員と事務局により、検討会を3回開催（第1回：平成29年7月18日、第2回：12月19日、第3回：平成30年2月6日）。

② 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム

●基調講演「死別を体験した子どもを支える」

講師：あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション
代表 西田 正弘 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●講演「最愛の家族を突然失って」

講師：公益社団法人にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曾根 えり子 氏
(平成11年、息子(当時小学校2年生)を交通事故で失う)

●パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」

コーディネーター：

あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション 代表
西田 正弘 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事
井上 郁美 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

パネリスト：

子供の頃に交通事故で家族を亡くしたご遺族3名
前川 綺香 氏 (平成7年(当時2歳)、父を交通事故で失う)
被害者遺族A 氏 (平成21年(当時11歳)、父を交通事故で失う)
大槻 奏仁 氏 (平成27年(当時16歳)、兄を交通事故で失う)

③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会

[開催地：山形県]

●ご遺族の話

- 佐藤 早織 氏 (平成12年、息子(当時小学校3年)を交通事故で失う)
- 渡邊 理香 氏 (平成8年、娘(当時小学校1年生)を交通事故で失う)

●講演「死別を体験した子どもを支える」

講師：あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション
代表 西田 正弘 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●意見交換

[開催地：大分県]

●講演「子どもの心理と支援」

講師：国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 准教授 白井 明美 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●ご遺族の話

○浜崎 満治 氏 (平成19年、娘 (当時高校1年生) を交通事故で失う)

○竹山 武志 氏 (平成28年、息子 (当時4歳) を交通事故で失う)

●意見交換

④ 各種相談窓口等意見交換会

[開催地：茨城県]

●講演「交通犯罪の被害者」

講師：同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●意見交換

[開催地：徳島県]

●講演「交通犯罪の被害者」

講師：同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●意見交換

⑤ 自助グループ運営・連絡会議

●講演「脳神経外科からみた交通事故被害者」

講師：脳神経外科医、やまぐちクリニック院長 山口 研一郎 氏

●講演「自助グループ運営におけるグループダイナミックスの活用」

講師：武庫川女子大学短期大学部心理・人間関係学科 准教授 大岡 由佳 氏

●講演「被害者と支援の立場から、自助グループの重要性について」

講師：公益社団法人被害者支援センターとちぎ、全国被害者ネットワーク理事
和氣 みち子 氏 (平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

●事例紹介

○認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター

支援総括責任者・理事 井上 尚美 氏

○公益社団法人ひょうご被害者支援センター 支援局長 遠藤 えりな 氏

○公益社団法人みやぎ被害者支援センター 犯罪被害相談員 新名 寿世 氏

●意見交換

なお、本事業は、いずれも警察庁が株式会社ヒップに委託して実施した。

V. 検討会

1. 目的

被害者学、心理学、被害者支援、遺族心理に関する有識者からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、平成29年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等について検討することを目的とする。

2. 検討内容

平成29年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等の決定及び各事業の進捗状況の管理を行うとともに、事業報告書等を作成する。

3. 委員

当検討会の委員は、以下のとおりである（敬称略・順不同）。

- ・同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎（座長）
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子
- ・国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 准教授 白井 明美
- ・あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション 代表 西田 正弘
- ・公益社団法人被害者支援センターとちぎ、全国被害者ネットワーク 理事 和氣 みち子
- ・警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 江口 寛章

4. 開催概要

平成29年度の本事業における検討会では、以下のことが行われた。

(1) 第1回検討会（平成29年7月18日）

- ①今年度事業計画の検討
- ②交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム事業計画の検討
- ③交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会事業計画の検討
- ④各種相談窓口等意見交換会事業計画の検討
- ⑤自助グループ運営・連絡会議事業計画の検討

(2) 第2回検討会（平成29年12月19日）

- ①各種相談窓口等意見交換会の実施結果報告

- ②交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の実施結果報告
- ③自助グループ運営・連絡会議の実施結果報告
- ④交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムの実施概要報告
- ⑤平成29年度交通事故被害者サポート事業報告書目次案の報告

(3) 第3回検討会（平成30年2月6日）

- ①平成29年度交通事故被害者サポート事業報告書最終案検討
- ②本年度事業総括
- ③次年度事業の方向性の検討

第1章

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する シンポジウム

I. 目的

子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講義、委員等（又はご遺族）による講演及び体験談の発表などを通じ、必要な支援や課題等の意見を集約し、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して発信し、広く一般に情報提供することによって、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的としている。

II. 概要

1. シンポジウムの概要

シンポジウムは、交通事故で家族を亡くした子供に焦点を当て、支援活動に携わる専門家の講演、ご遺族の体験談等が紹介された。一般の参加者も可能とするオープンなシンポジウム形式にて開催され、約100名の参加となった。なお、シンポジウム開催に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）及び公益財団法人交通遺児育英会の協力を得ているところである。

2. 参加者

シンポジウム当日は、交通事故被害者等の支援に携わる者や交通事故被害者遺族、行政担当者等からの参加者が集まった。

3. 日時

平成30年1月20日（土） 13:00～16:00

4. 会場

新潟ユニゾンプラザ 大研修室
（新潟県新潟市中央区上所2丁目2番2号）

5. 体制

（敬称略）

（1）平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員

・あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション 代表
西田 正弘

・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美

（2）ご遺族（講演者 1名、パネリスト 3名）

（3）事務局

・警察庁
・株式会社ヒップ

（4）協力

・独立行政法人自動車事故対策機構

- ・公益財団法人交通遺児育英会

6. プログラム

(敬称略)

時 間	担 当	内 容
13:00～13:10	警察庁交通局交通企画課長 櫻澤 健一	主催者挨拶
13:10～13:50	あしなが育英会東北事務所長、NPO 法人子どもグリーフサポートステーション代表 西田 正弘	基調講演 「死別を体験した子どもを支える」
13:50～14:20	公益社団法人にいがた被害者支援センター 理事・支援局長 中曽根 えり子	講演 「最愛の家族を突然失って」
14:20～14:40	休 憩	
14:40～15:55	<p style="text-align: center;"><u>コーディネーター</u></p> あしなが育英会東北事務所長、NPO 法人子どもグリーフサポートステーション代表 西田 正弘 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上 郁美 <p style="text-align: center;"><u>パネリスト</u></p> 子供の頃に交通事故で家族を亡くした経験のあるご遺族（3名） 前川 綺香 被害者遺族 A（女性） 大槻 奏仁	<p style="text-align: center;">パネルディスカッション</p> 「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」
15:55～16:00	警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 平成 29 年度交通事故被害者サポート事業 検討会委員 江口 寛章	閉会の言葉

Ⅲ. 実施内容

1. 基調講演「死別を体験した子どもを支える」

あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション代表であり、平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である西田正弘氏より、「死別を体験した子どもを支える」と題した講演が行われた。

[講師] あしなが育英会東北事務所長、

NPO 法人子どもグリーフサポートステーション代表 西田 正弘 氏

(平成 29 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

[要旨]

< 遺児支援の歴史 >

交通遺児の支援のはじまりは、新潟県柏崎市の岡嶋信治さんが高校3年生のときに親代わりの姉と甥がひき逃げ事故に遭って、「こんなむごい事故があってもいいのでしょうか」と朝日新聞に投書をされたことがきっかけで「交通事故遺児をはげます会」がつくられたことです。また、あしなが育英会会長の玉井義臣さんは初代の「交通遺児育英会」の専務理事でもあるのですが、

28歳のときにお母様を交通事故で亡くし、1950年に『交通犠牲者』という本を著し、当時の交通犠牲者の実態を「救急医療」と「損害補償」の二面から探り、その救済を訴えました。そして、この二人が出会うことで交通遺児の救済が始まりました。その後、育った交通遺児たちが災害や、がんなどの病気、自殺、大震災で親を亡くした子どもたちに支援を広げてきたという歴史があります。私は12歳のときに交通事故で父を亡くしましたが、高校生になったときに、既に交通遺児のための奨学金制度があり、そういう先輩たちのおかげで私は今ここに立っていられるのです。

ただ、遺児支援は奨学金支援としてスタートしたため、この中にはきょうだいを亡くした子どもたちへの支援は入っていません。きょうだいを亡くした子どもたちの思いを考えればサポートする支援があってもよかったのだろうと今思っています。

< 死別・喪失体験（変化）とグリーフ >

「ひとの一生」を生老病死といます。生を受けて、老いて、病で死ぬということですが、交通事故は突然起きます。「行ってきます」と言って帰ってこなかった経験、という言い方を私はいつもしているのですが、その中でいろいろな人との出会いや、

遺児支援の歴史

- 1970年代、交通遺児支援
- 1980年代後半、災害遺児支援
- 1990年代前半、病気遺児支援
- 1995年、阪神・淡路大震災→1999年神戸にレインボーハウス(RH)建設(米国ダギーセンターに学ぶ)
- 2000年自死遺児支援→2006東京にRH建設
- 2010年仙台グリーフケア研究会「仙台でコミュニティモデルの遺児対象グリーフサポートプログラム」開始
- 2011年3.11 東日本大震災→2011年5月仙台グリーフケア研究会とあしなが育英会が協働でプログラム開始。
- 2014年仙台・石巻・陸前高田にレインボーハウス建設
- 子どものグリーフサポートの場所全国に20か所

喪失の分類

喪失の対象

物理的喪失

家族、友人、身近な人の死/離別・家や家財、思い出の品・環境(ふるさと)等

心理・社会的喪失

信頼・夢・希望・目標・地位・名誉・役割・安全・日常生活等

喪失の起り方

強いられた喪失

自ら引き起こした喪失

あいまいな喪失

言われなき中傷、通常は経験しなくてもいいようなことも経験せざるを得ないこともあります。

“グリーフ”とは、愛着を感じる対象、例えば家族や親しい人、大切なものをなくしたときに起こる、さまざまな心理的・身体的な反応です。“悲嘆”と訳されることが多いのですが、私は“哀惜”があつての悲しみ、嘆きだと思っています。いろいろな現れ方が変わったふうに見えるので病気だと思われがちですが、これはごく自然な感情です。その人がいたからこそ、愛情があつたからこそその痛みだと思えますし、いつ、誰を、どのように亡くしたかによって個人差があります。子どもの場合は死を理解する年齢か、あるいは状況をちゃんと伝えられたかどうかによって、気持ちの整理ができるかどうかにも影響します。大人がよかれと思つても、その真実が伝えられないことによって子ども自身が「とらわれ状態」に陥るとこともあるのです。

“グリーフワーク”とは「本人が亡くなった人へのとらわれから解放され、故人のいない環境に再適応し、新しい内外の関係を形成すること」と言われていますが、これが難しい。“とらわれ”とは悪いように聞こえますが、愛情ゆえのつながりであり、これもごく自然なことです。

死別や喪失によって、周りの人への信頼や将来の夢、希望、目標、あるいはご主人を亡くした奥さんの場合は妻という役割をなくす等々、目に見えない、いろいろなものを奪われてしまいます。物理的喪失だけに目を向けるのではなくて、心理・社会的喪失という目に見えない、いろいろなものを失うことを知っていただければと思います。喪失の起こり方としては、交通事故のように自分の責任ではなくて起こされるものや、自分の過失によって引き起こしたものがあります。“あいまいな喪失”とは、東日本大震災では特に顕著なのですが、行方不明で生死がはっきりわからないと言われるものや、認知症のように、振る舞いなどによって人が変わったように見えるものです。

“トラウマ”とは心の傷です。生死にかかわる対処能力を超えた、脅威的で、恐怖や戦慄を感じる出来事を受けたときのことを思い出すと、身体が動けなくなったり過剰に反応することがありますが、これは時には医療的なサポートが必要で、安全、安心の確保が大事です。

あしなが育英会では、交通事故以外の親を亡くした子どもたちへのサポートを行っています（小中学生のケアプログラムでは、交通遺児も対象に含んでいます）。病死、災害死、自死などですが、2011年の調査によると、子どもたちの反応として、「暗い表情のときが増えた」「怒りっぽくなった」「無気力になった」「不登校、登校をいやがった」「カウンセリングや精神科など通院が増えた」などがあります。保護者については「気分が沈み、気が晴れない」「絶望的」。私が一番ショックだったのは「自殺や心中を考えたことがある」という方が1割いらっしゃるといふことです。

<個人的な体験「どうやって生きていけばいい？」>

父親が交通事故で死んだとき、どうやって生きていったらいいのだろうかという思いにとらわれていたように思います。父親はバイクで通勤していて、後ろからトラックに追突さ

れ、頭蓋骨骨折で救急病院に運ばれて意識不明のまま1週間後、死にました。私は2度ほど見舞いに行ったのですが、母親の陰から頭を包帯でグルグル巻きにされて寝ている父親の姿を見て、あ、これはもうだめだなと思ったことを今でもはっきり覚えています。本当に人は突然死ぬんだな、というのを突きつけられた感じがしました。

学校から帰って母親がいないと、交通事故に遭ったのではないかと考えて、一生懸命探していました。それと経済的な不安、将来への不安、そして「相談できない」「我慢する」傾向。中学校のときに母親に相談することがあって部屋に行ったら、襖の向こうから母親の泣き声が聞こえてきて、相談できなくなりました。

17歳のときに、父親が病室で横たわる姿が突然浮かんできました。今で言うPTSDかもしれませんが、力が抜けてしまって「勉強したって、人は死ぬときは死ぬんだから、やっていることは無駄かもしれない」、そんなふうに言われているような感じがしました。そんな気持ちを話す場がそれまではなかったのですが、交通遺児育英会の「高校生の集い」で福岡県で100人ほど集まるキャンプがあり、そこに行ったら、「あ、一人じゃないな」というのがわかって、本当に勇気づけられました。生きていけないといけなと思ったのは大学卒業あたりです。母や家族、奨学金という社会の後押し、新しい出会いが支えてくれたと思います。

結婚して父親になりましたが、妻が乳がんになりました。最初に「また残されるのか」と思った瞬間に、ハッとしました。年を取ったのに子どものときの気持ちがあるまま残っていることに思い至ったからです。念のために申し添えますと、妻は生きています。

父親は49歳で亡くなったのですが、その前後は自分もひよっとしたら何かあるのかなという思いが消えずにいました。他の交通遺児仲間も同じような気持ちがあるようです。交通事故やいろいろな出来事は時間的には過去になっていくのですが、その影響は現在進行形でいろいろな形で現れる可能性があります。だからこそ、きめ細かい関わり方やサポートが大事だと思います。

<グリーフにある子どもの変調>

大事なものをなくした子どもは腹痛や倦怠感などの身体症状が出たり、“赤ちゃん返り”と言われる行動面の変化や、不安から親から離れられなくなる子もいます。7～10歳前後で「死」を理解する年齢だと言われていますので、そういう年齢の子どもたちに対するサポートは非常に注意深くする必要があります。信じていたものを信じられなくなったり、生きていくことの意味など根源的な問いを抱えることがあります。無理して大人が答えるのではなく、一緒に考える姿勢が必要なのかなと思います。

グリーフにある子どもの変調(病気ではない)

- 身体症状を訴える(腹痛・倦怠感)、生活の変化(睡眠パターンの変化・食パターンの変化)
- 行動面=退行現象(おねしょ・赤ちゃん言葉の使用・親から離れない・指しゃぶり)等
- 思い、認知=「死んだらどこへ行くの」「他の家族も死ぬの」「僕のせい」「悪い子だったから」「これから誰が世話をしてくれるの」「ご飯は食べられる?」「学校に行けるの」「サッカーできる」「習い事続けられる」、集中力の低下、優柔不断、悪夢
- 社会面の変化(ひきこもる・攻撃的になる・人から離れない等)
- 精神・スピリチュアル面の変化=信じていたものを信じられなくなる。罪責感を持つ。自分の存在について考える(「生きている事に意味があるの?」)等

そして、子どもをサポートするときは、その保護者の方へのサポートが同時に行われなければいけません。保護者は子どもにとっての安全基地ですが、保護者にしても自分の気持ちやグリーフへの対応、法的・行政的手続きに時間が取られたり、主婦であれば仕事を探さなければいけない、相続の問題があつて今まで家族と思っていた人と争わなければいけないこともあるかもしれません。子どもが支える側に回ることもあります。頑張っているにもかかわらず2～3年たつと疲れが出てきて、支えていた子どもたちが一気に変調を起こすこともありますので、注意していただきたいと思います。

<自尊心感情>

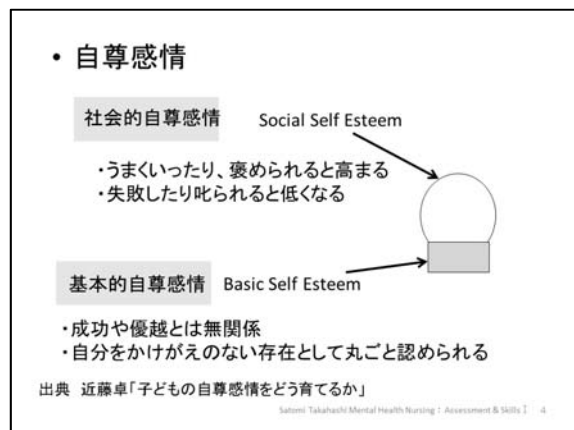
自尊心感情は大きく2つあると言われていいます。一つはうまくいったり、褒められたりすると高まる、失敗したり叱られると低くなる。もう一つは、成功や優越とは無関係で、あなたがかけがえのない存在なんだ、という関わりでしか得られない感情、これが基本的な自尊心感情と言われているものです。「あなたが大事なんだ」というメッセージを発することは大事なことで

です。子どもたちの経験や、大事なものをなくした人の経験は、“まるごと”の全身全霊の体験と言っていいと思います。鶴見俊輔さんが『教育再定義への試み』という本の中で「まるごと」というのは、その人の手も足も、いや、その指のひとつひとつ、においをかぎとる力とか、天気をよみとる力とか、皮膚で暑さ、寒さ、湿り具合をとらえる力とか、からだの各部分と五感に、そしてその人特有の積み重なりがともにはたらいて、状況と取り組むことを指す。その人のこれまでに受けた傷の記憶が、目の前のものごとの受け止め方を深めたり、歪めたり、避けたりすることを含む」と書いています。ともすると、私たちは偏差値的な考え方をしがちです。学校教育も点数や、社会でもその人の成果だけを見てしまうところがあるのですが、その人をまるごと見るという視点は、いろいろな経験をした人たちと関わる時に大事だと思えます。

<子どもたちに関わる時>

「いい子」でいる子は見えにくい。悲しんでいないように見えるし、衝撃を受けていないようにも見えます。これは子ども自身が表現することの意味や対処する方法を身につけていないことが往々にしてあるからなのですが、大人は「この子は大丈夫なんだ」と誤解しがちです。

子どもたちがかけられる言葉には、「す



いい子でいる子は見えにくい

- ・ 悲しんでいないように見える、衝撃を受けていないように見えたりする事がある
- ・ 子ども自身が表現する事の意味や対処する方法を身につけていないため
- ・ 大人の誤解へのつながる → 「子どもは大人より早く回復する」「すぐ忘れる」「すぐ立ち直る」「分かっていないので必要以上のことは言う必要がない」「喪の儀式(法事)にもつれて行かない方がいい」 → 子どもが感情を表現する機会を奪う事につながる

んだことは早く忘れなさい」「お母さんを助けてあげてね」「勉強の遅れを取り戻しなさい」「頑張ってね」「お金がないのに進学するの」「片親だから……」等々あります。大人は子どもに対してアドバイスしてあげるほうがいいのではないか思っているかもしれませんが、一方的なアドバイスはかえって有害です。それはコミュニケーション、関わりではありません。「どんな気持ちなの?」「どんなことを考えているの、教えて」というふうに子どもたちの気持ちをキャッチすることからスタートするのが支援の基本でしょう。人が人に関わることで、本人だけでは果たせないことが可能になったり進めたりできます。ちゃんと応じてくれる人の存在は大きな力になると思います。「話す」ことで、解放され、すき間が生まれてそこに新しいことが入ってきて、感じ方も考え方も変わっていく、そんなメカニズムではないかと思えます。

あしなが育英会、交通遺児育英会、NASVA では既にこのような活動がされていますが、同じような体験をした人同士の支え合いはとても有効だろうと思います。自分の気持ちに丁寧に触れながら、お互いのことを聞き合う、支え合う、そういう場所が必要でしょう。いろいろな人に出会う中で「こういう人もいるんだ」というモデルを見つけることは子どもたちにとって大きいです。遺族同士が支え合う場所が大事であることを地域社会が認めること、そしてそういう場をつくっていくことは被害者支援センターやNASVAの機能の一つかもしれません。

<どのように関わるか? 手助けする態度と情報提供>

では、どう関わるか。交通事故に遭ったという状況が異常なのであって、その人が異常なわけではありません。社会的な偏見とか烙印を当てはめないことです。僕の父親は交通事故で死んだのに、葬式のために「ここのうち、なんかあるんじゃないの」と、まるで呪われたうちみたいな感じで話している人たちがいて、ちょっとびっくりしたことがありました。特にエネルギーが少なくなって、自分の力がなくなっているときに、そういう言葉はけっこう影響することがあります。

「心のケア」も大事ですが、生活支援や行政手続の支援、ソーシャルサポートがきちんとあってこそ「心のケア」だと思っています。そして、手助けするスキルとしては、アドバイスより、本人の気持ちがどうなのかを聞く、ちゃんとキャッチするということが大事です。自分の価値観などを当てはめずに、真摯にキャッチするところから始めてください。子どもたちと話すときも「あなたはそんなふうに考えているのね」「あなたから見るとそうなのね」「あなたはそう思うのね。そんなことを信じているのね」「もっと何かあるか教えてもらえる?」「それはこういうこと?」というふうにきちんと確認した上でキャッチする。これが子どもたちの信頼感を育てる大きな具体的な力になると思っています。

どのように関わるか? 手助けする態度と情報提供

- ・ 状況が異常なのであって、人が異常なわけではない
- ・ ステイグマ(社会的な偏見、烙印)を当てはめない
- ・ Facilitate (make it easy) = 人がやる何か(it)をその人がやりやすいように手助けする態度
- ・ 私はどんな立ち位置にいるのかという自問が大切
- ・ どのような社会資源と連携する事が自分の専門性を生かし当事者の力になるのか(専門家)
- ・ 当事者の将来のために必要な情報提供と手続きの補助
- ・ ソーシャルサポートが必要(心のケアは一部と認識する)

2. 講演「最愛の家族を突然失って」

交通事故で子供を亡くしたご遺族である中曽根えり子氏より、事故の状況と事故後の関係各所の対応、周囲の反応や家族関係の変化、そして現在の状況等について講演が行われた。

[講師] 公益社団法人にいがた被害者支援センター 理事・支援局長 中曽根 えり子 氏

[要旨]

<なぜ息子は死ななければいけなかったのか>

私達夫婦には、子どもは女の子が3人、男の子が1人、平凡で平和な日々を送っていました。3番目の男の子の奨は、健康で明るくて、ちょっと悪がきでしたが、動物が大好きな子でした。獣医になりたかったと言っていたとあとから友達のお母さんに聞きました。

平成11年4月15日、一時停止をして、確認をしてから道路を渡り始めた奨のところに反対車線からスピード違反と過積載のトラックが中央線を越えてぶつかってきました。即死でした。まだ小学校2年生になったばかりの春でした。電話をもらって駆けつけましたが、あたりは血の海になっており、反対側の道路の電柱の下に毛布でくるまれた息子の姿を見ることになりました。救急車が来たものの、病院ではなく警察の霊安室に運ばれました。

通夜、葬儀を行わなければなりませんので、私は遺族席に何とか座っていました。でも、これが現実だと理解しているつもりでも、感情がない状態で、まるでテレビや映画の葬式のワンシーンを見ているような、高いところから葬儀場の遺族の席に座っている自分を見ている感じでした。涙も出ない、そういう状態だったように思います。葬儀直後、自分がどうやって過ごしていたのか、夫は仕事に行っていたのか、子どもたちは幼稚園や学校に行っていたのか、記憶にありません。

私たちは通夜、葬儀をしたにもかかわらず、事故の概要をまったくわかっていませんでした。警察に連絡しますと「概要を教えます」ということでしたので、警察に行きました。子どもの事故は飛び出しというイメージを多くの方が持っているかもしれませんが、奨は飛び出していなかったということが警察の説明を受けてわかってきて、それならば、なぜ死ななければならなかったのか。トラックが法定速度を守り、過積載がなく、交通法規を守ってくれていれば、奨は死ぬことはなかったと思うと、“交通事故”と簡単に言いますが、交通犯罪、殺人以外のなにものでもない、と思うようになりました。

日々、加害者に対する憎しみが増していく反面、私が学校へ迎えにいけば、あの日、あのとき、あそこであのトラックに遭わなかったのではないかと思うと、自分を責める日々が続く、それは今も続いています。周りが何事もなかったかのように一日が流れていくのに、自分の周りだけが時間が止まっているような感じがして、すごく不思議な気がしたのを覚えています。奨が一人であの世に行ってしまったのが不憫で、私も死にたいと思いました。そういう日々を過ごしている中で、私は加害者がどんどん憎くなってきて、加害者に死んでもらいたい、というよりは、加害者の子どもに死んでもらいたいというふうに思うようになりました。どうすれば、加害者が私の気持ちをわかるのか、どうすれば子どもを亡くした親の気持ちがわかるのか、「目には目を、歯には歯を」という言葉もあるくらいだ、死ねばいい、というふうに本当に思いました。しかし、それでは今度は夫も子どもも犯罪者の家族になっ

てしまうわけですから、そういうことはできないという理性は持ち合わせていたように思います。ただ、今でも、私は息子をひいた人間を殺人者だと思っています。

<納得できなかった裁判>

このような理不尽な形で息子を失って、加害者は当然、刑務所に入るものだと思っていた。裁判の流れをまったく知らない私たちは、お金がかかるけれども弁護士を依頼して、刑事に関しての情報を得ることにいたしました。しかし、弁護士さんから「加害者が初犯であれば執行猶予がつく可能性がある」と聞き、交通事故の量刑が軽いこと、公判請求率が低いことがだんだんわかってきて、本当に息子の命の重さに比べて、あまりの交通事故の量刑の軽さと、国の制度、社会の仕組みに失望させられました。それでも、息子の無念を晴らすためにできるだけのことをしたいと思い、検察庁に送致されたあと、担当の副検事さんに面会する機会を設けてもらうと「加害者側の弁護人がとても有名な弁護士だから、悪いようにしないから示談をしたらどうですか」「加害者の罪の軽減のために嘆願書を書いてください」と言われ、検事とは被害者の味方だと思っていたのに、びっくりし、同時に大変傷つきました。何とか裁判になったのですが、弁護人と肩を並べ、笑いながら法廷を出ていく副検事の姿を私たちは傍聴席から見ることになりました。当時は被害者参加制度はありませんでしたので、「息子が飛び出したから事故が起きたのではないか」という弁護人の一方的な弁論で公判が終わり、判決は有罪にはなったものの執行猶予がつくという、虚しさや悔しさが残った判決でした。警察が調べた「奨が一時停止をした」という目撃者の証言があったはずなのですが、抜粋されていました。

民事裁判を起こすことについては大変悩みました。何をしてもどうせ息子は返ってこないということ、それから損害賠償ですから息子の命の値段を決める気がして、とてもいやな気がしていました。でも、弁護士さんから「息子さんが飛び出していないことを民事裁判で証明できますよ」というアドバイスをもらい、民事裁判をする決心をするのに8カ月くらい考えました。

加害者側の弁護士は、「飛び出してきた」と過失を主張しました。最初に和解室で裁判官が「他の真実がなければ、今までの判例に基づいて行います。母親として、息子さんが飛び出したこと、交通ルールをきちんと教えなかったことを後悔しているんじゃないの」と言われました。真実をねじ曲げられて、息子の名誉やプライドまで傷つけられて、という形になりました。目撃者の供述調書が事件を担当した警察署に残っており、目撃者をお願いして民事裁判で証言をしていただくことができました。一時停止をした息子と目が合ったこと、加害者から電話があつて「嘘の証言をしてほしい」と言われたことを法廷で話していただき、息子の名誉を守ることができたと感じました。

<事件後さらに傷ついたこと（被害後に悩まされたこと）>

私は心療内科にかかることはありませんでしたが、自分がPTSDや複雑性悲嘆という症状になっているのではないかと、これは自分だけではなくこういうことに遭遇してしまった人に起こり得るということを研修や本を読んでわかってきました。

例えば、私は事故を思い出させるような場所は避けるようになっていました。息子が通っていた小学校に、当時、小学校5年生の次女が通っていましたが、2年近く学校に足が向きませんでした。次女には申し訳ないと思っているのですが、次女が卒業する6年生を送る会するとき、やっと学校に行けたという記憶があります。それから、電話のベル、救急車の音がこわくなり、電話のベルが鳴るとまた家族のだれかが亡くなったと言われるのではないかと不安な気持ちになりました。又、息子をひいたトラックと同じ色のトラックを見ると身の毛がよだつ、という感じでした。

周りの興味本位目や哀れみの目がとても気になり、買い物も遠くのスーパーに行くようになったり、宅配を頼んだりしました。「頑張ってるね」「あと3人いるんだからしっかりしてね」「子どものいない人もいるのに、あなたは3人、あといるじゃないか」とか、「長男を亡くして大変ですね。もう一人、男の子を産んだらどうですか」とか、淡々としているように見えるのか、「元気そうね。私だったらとても生きていられないわ」と言われたこともありました。周りの方たちは悪気はなかったと思うのですが、そういう言葉には大変傷つきました。

家の中は明かりが消えたように暗く、会話もなく、家族はいろいろな思いを抱えて気持ちはバラバラになっていきました。子どもたちの声で賑わっていた我が家はひっそりとした家になりました。夫は仕事には行っていましたが、みんなが寝静まると仏壇に向かって、うなだれて泣いている姿をよく見ました。当時、思春期を迎えていた中2の長女と小5の次女は、親の悲しむ姿を見て何も言わずに、黙々と学校や習い事に行っていましたが、あるとき長女が「しょっちゅう弟の夢を見る」、次女は「学校に行くのが虚しい」、当時幼稚園の年中だった三女は最初は「お兄ちゃんはどこに行ったの?」と言って泣いていたのですが、そのうち「お腹が痛い」と言い出して幼稚園を休むことが度々ありました。子どもたちにとって、親がきちんと向き合わなければならない大事な時期に、私は心ここにあらず、という状態が続いたように思います。さすがに半年くらいすると子どもたちもテレビのパラエティ番組などを見て少しは笑います。そうすると、私は、なぜ奨が亡くなっているのにあなたたちは笑えるのかと不機嫌になり、しまいには、子どもたちから「私たちの誰かが死ねばよかったんじゃないの。お母さんは奨君だけが可愛いんだね」という言葉をかけられるようになっていました。このとき、私は亡くなった奨のことだけが頭にあって、3人の子どもたちのきょうだいを亡くした悲しみを受け止める余裕はまったくありませんでした。今考えれば、残された子どもたちに対して養育放棄も心理的な虐待もしていたと思います。今はもちろん生きている3人の子どもたちに向き合っているつもりですが、当時、きちんと子どもたちに向き合えなかったことに対しては、ずっと親としての負い目を持ち続けています。

<私たち家族が得られた直接的支援>

このような状態から、私たち遺族が普通の生活を取り戻していけるようになったのは、いろいろな方たちからの支援、サポートがあったからです。子どもたちは学校の先生方や近所の人たち、友達や、その父兄の方から見守ってもらったと思います。私は次女が卒業する間際まで学校に行くことができませんでしたので、最初は1週間に1回、それから2週間に1

回くらい、先生が来て様子を知らせてくれました。それから、奨が亡くなった1カ月後のPTA総会で、校長先生が父兄に奨の事故の真実をきちんと伝えてくださったことであらぬ噂などが立たなかったのではないかと、すごく感謝しています。

中2の長女は、事故後、校長先生が「大変だから、学校に来たくなければしばらく休んでもいいぞ」と言ってくれたこと、友達が普通に接してくれたことがありがたかったと言っていました。当時、長女は新体操、次女は空手をしていましたが、チームの父兄が送り迎えをしてくれていたということを知りました。

近所の人たちもとても温かい人たちで、普通に接してくれましたし、興味本位で何かを聞かれることもありませんでしたし、おかずを差し入れてくれたりということもありました。子どもたちが朝学校に行くときは「おはよう」「気をつけて行ってきなさいね」、学校から帰ってくると「おかえり」「今日、学校、どうだった？」と声をかけてくれました。何気ない、普通の会話なのかもしれませんが、それが家の中で行われていませんでしたので、本当にありがたかったと思っています。

<にいがた被害者支援センター自助グループひまわり>

当時、私は富山で開かれていた自助グループに顔を出して、他のご遺族の方とお話しする機会を持って、孤独感、孤立感を少し解消することができました。にいがた被害者支援センターも交通事故の被害者遺族の自助グループが発足して11年になります。この自助グループの名前は「ひまわり」です。この写真は真ん中に亡くなられた被害者ご本人のありし日の家族の姿を貼った大切な作品です。ご遺族の皆様のご了解を得て、今日、出させていただいています。



<犯罪被害者とその家族（遺族）を取り巻く関係機関の連携について>

周りの人たちからの支えによって、私たち家族は少しずつ元の生活を取り戻してきたと思います。被害者の心の傷は一生消えることはないのですけれども、被害直後から適切な支援を受けられれば、被害者が被害のあったことと向き合って、仕方なくでも受け入れて、自分の力で人生を再構築していくことができるようになると思っています。そのためには、いろいろな機関の連携が必要で、顔の見える関係がとても大事だと思っています。

もし、皆さんも自分の大事な家族や最愛の人や友人が被害に遭ったら、自分はどうか、自分に何ができるのか、どうしてほしいか、どうするべきか、一人の人間として考えていただきたいと思いますし、それぞれの立場で支援できることをしていただきたいと思います。

3. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」

子供の頃に交通事故で父親、きょうだいを亡くした方3名より、事故の時の様子やその後の経験について語られた。その後、先に基調講演を行った西田正弘氏と、コーディネーターの飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事である井上郁美氏から質問がなされ、ディスカッションが行われた。

①子供の頃に交通事故で家族を亡くした方のお話

○前川 綺香 氏

[要旨]

<29歳で父は事故に遭い、命を落とした>

私が生まれたのは兵庫県神戸市です。1995年当時、私は2歳、父と母、そして母のお腹には2月に生まれてくる予定の弟がいました。先日、23年目を迎えましたが、1995年1月17日、阪神・淡路大震災が神戸を襲いました。死者は6,400名を超える大規模な地震でした。私たち家族の住んでいた地域は比較的被害が少なかったのですが、ライフラインは途絶え、毎日生活するのもやっとでした。震災から3週間後の2月7日に、弟が無事生まれました。しかし、水の供給もままならなかったため、家族4人で飲料水からお風呂のお湯まで少しずつ分け合う生活をしていました。弟をまずお湯で洗い、その水で私、母、父の順に体を洗うような毎日でした。

そんな生活が続いていた年の8月9日、建設会社に勤めていた父は被災した神戸をいち早く復旧したいという一心で働いていました。阪神高速三号線と新幹線の復旧工事を請け負う現場の責任者となり、倒壊した現場に寝袋を持参し、仮眠をとり、昼夜問わず、工事の指揮をとっていました。その日も朝から現場での仕事があり、父は原付きバイクで出社しました。地震からまだ半年ほどしかたっておらず、舗装されていない道路を走るためにはバイクしか交通手段がなかったのです。父は現場から会社へ帰る際、右折してくるタンクローリーに巻き込まれ、頭を強く打ち、即死しました。私は当時2歳だったので、この出来事はよく覚えていません。今回、このような機会をいただき、母や祖父母に当時の様子を聞きました。思い出したくないことだったかもしれませんが、それでも、私のために、そして交通事故で悲しむ人がいなくなるようにと当時の様子を教えてくださいました。

気づけば、物心がついたときから父は家庭にいませんでした。私たち家族は神戸での生活を引き払い、母の故郷である北海道札幌市に引っ越しました。母は2歳と0歳の子供二人を抱え、相当、苦勞したと思いますが、女手一つで私たちきょうだいを大学まで卒業させてくれました。それに、神戸に住む父方の祖父母がいろいろ手助けをしてくれましたし、祖父が父代わりにたくさんのことを教えてくださいました。

思春期になり、父がいないことで悩んだり、家族の中でぶつかり合ったこともありました。しかし、家族がお互いを支えなくてははいけないとわかっていたので、毎日在必死に生きてきました。いつの間にか、父と過ごしたたった2年の月日の何倍もの時間が過ぎてしまいました。弟はたった半年しか父のぬくもりを知りません。そして、私はあと4年で父の年齢を超えてしまいます。父は当時29歳でした。私が社会人になって思うことは、29歳は人生

のこれからという時期だということです。結婚し、子供が生まれ、働き盛りの父は悔しかったのではないかと思います。もっと生きたいと思ったはずです。私も父と一緒に生きたかった。家族4人で震災を乗り越えたかった。そう思うと、私は交通事故を許すことができないのです。

<人の命の大切さと家族の大切さ>

高校卒業後、私は北海道を離れ、関西の大学に進学し、今は宮城県仙台市で一人暮らしをしながら仕事をしています。仙台も6年前に東日本大震災を受け、今でも舗装されていない道路がたくさんあります。私は今、医療機器の営業の仕事をしているので、一日の大半を車に乗っています。スピードは出さない、目視はしっかりする、交通ルールを守るということを胸に刻んで、日々運転しています。ちょっとした不注意や気の緩みで事故は起きてしまいます。

なぜ、父は死ななくてはならなかったのか、なぜ事故が起きてしまったのか、考えてもわかりません。しかし、毎日、どこかで交通事故が起きていて、痛ましいニュースが飛び込んできます。被害者になってしまう可能性と同時に、加害者になってしまうことだってあるかもしれないのです。

父が亡くなったことでわかったのは、「人の命の重さ」と「家族の大切さ」です。私が関西の大学に進学したのも4年間という期限を決め、かつて父と住んでいたところをこの目で見たかったという気持ちが根底にあったからでした。医療機器のメーカーに就職したのも、医療に何らかの形で携わりたかったからです。私の弟は去年の春から災害復興に関係する仕事につきました。私は震災を経験し、今、別の被災地で暮らし、仕事をしています。家族とは離れて暮らしていますが、家族がいたから私はここまで強く生きてこられたと思います。また、家族だけではなく、周りの人たちの熱心なサポートもあったから生活できました。皆さんにも大切なご家族がいると思います。皆さん自身や皆さんの大切な人たちの命を一瞬にして奪う交通事故で、その未来をつぶしてはなりません。被害者になるのも加害者になるのもほんの一瞬です。当たり前のようにいる周りの人々の存在を、当たり前と思わずに感謝してください。ご自身のために、そしてみんなのために、自分をもっと大切にしてください。心がけ一つで悲しい出来事は減ります。今日の話をつきかぎに交通事故や、皆さんの大切な人への考えが少しでも深まれば幸いです。

○被害者遺族A氏（女性）

[要旨]

<家族4人で遭った事故>

2009年4月4日、家族4人で車に乗っていたとき、右折したトラックが突っ込んできて、運転していた父が亡くなりました。当時、私は11歳でした。助手席に座っていた母は意識不明の重体でした。回復したものの、今も高次脳機能障害が残ってしまいました。後部座席に座っていた私と弟は全身打撲、むち打ちなどの軽傷でした。車の中で私が一番最初に意識を

取り戻し、全身が痛すぎて動かさない中、車のガラスがすべて割れていて、父と母の名前をいくら呼んでも返事はないし、隣で弟も意識を失っていて、自分の身に何が起きているのか理解できませんでした。とりあえず、私と弟に腕があるか、足があるか、指が全部あるかを確認したのを覚えています。近くの工場の従業員の方々が車から助け出してくれました。父と母はそれぞれ別の病院に、私と弟は同じ病院に運ばれました。自分たちに起きている状況があまりにも非現実的すぎて、信じられませんでした。次の日の朝、祖母の家に従兄弟たち家族が集まり、父が亡くなったことを知らされました。

父の葬儀はすぐに行きませんでした。理由は母も死にそうだったので、一緒に葬儀をあげてあげたいという親戚たちの意見からでした。今はそのやさしさが理解できますが、当時は母が死ぬのをみんなが待っているようでとても悲しかったです。

夢の中で父が出てきたりもしました。しばらくは車が怖くて乗れませんでしたし、今でも少し怖いのです。なので、車の免許は生涯取らないと思います。

今でも毎日事故のことは思い出します。事故の瞬間や、最後に父と母が話した言葉をすべて覚えています。自分が意識を取り戻したあとの車の中の状態も、レスキュー隊が機材で車を切り、車体がささった母を助ける様子もすべてです。事故後、親戚たちは「子どもだから」という理由で、詳しい死因や、ペレヤンコになった車の写真、相手のことなど、事故の詳細を誰も何も教えてくれませんでした。事故のことは私しか覚えていません。母は意識がなかったので事故当時の記憶がありませんし、弟は小さかったので覚えていません。私だけが覚えていて、私が父の娘なのに、なぜ教えてくれないんだと恨んでいました。

友達と同じ小学生同士だったので、こんな話はしませんでした。ただ、親同士が集まればひそひそと話し、いやな人たちだと思っていた記憶はあります。また、今でも友達に父が亡くなっていることを話すと、謝られたり、同情されたりするのが面倒くさいので、父の日に何をあげたのか、誕生日プレゼントは何をあげたのかと話題になっても、「最近は何もあげていないから」とはぐらかします。

<周りのサポートと傷ついたこと>

周りに事故で親を亡くした子がなくて、ましてや私のように事故を経験し、意識不明の両親を目の当たりにした子は今まで会ったことがありませんでした。初めてNASVAさんの集いで親を亡くした子たちと会い、気を使うことなく、事故の詳細を話し合うことができたときは本当にうれしかったです。金銭的に私からは頼めないような旅行に連れていってもらったり、3人家族としての思い出が増えました。また、トラック協会さんなどの協力のおかげで、家族でディズニーランドに行くことができたり、留学に行くチャンスをいただけたりしました。これらは周りからのご支援がなかったら、すべて自分たちではできなかったことです。感謝してもしきれません。留学に行った仲間たちとは今でも連絡を取り合っています。片親同士、気をつかうこともなく話せますし、みんな、同じ親を亡くしたという悲しみを抱えているので、私だけではないんだ、と心の支えになりました。

父を亡くし、母も障害が残ってしまったため、長時間働くことが厳しく、パートはしていますが、子どもとしては経済面が心配です。進学はどうすればいいのか、ましてやこれから

3人で生活していけるのか、悩みました。そんなとき、無利子の奨学金を借りることができて、感謝しています。

親を亡くした精神的ダメージは皆さんが想像している以上に大きいです。ふとした瞬間に思い出しますし、普通に過ごしている日常でも、父の面影を見つけ泣いてしまうことが何度もあります。それらは、話を聞いてもらうだけでも軽減すると思います。「つらかったね」という言葉が欲しいわけではなく、ただ、静かに聞いていただけたらいいのです。

最近、給付奨学金の話聞き、経済的に少しでも助けになればと思い、応募してみようと年末に資料を集めましたら、提出書類には加害者の名前を記載したり、事故の証明書など、今まで知らない事実が必要でした。そのとき、私は初めて相手のトラックの運転手の名前と住所と年齢を知りました。なんともいえない感情になりましたし、今まで高校、大学とご支援いただいていたときにはそんな事細かく書くことはなかったのですが、知らなかった加害者のことまで知ってしまいました。私は今月末、二十歳になりますが、そのタイミングで従兄弟たちに事故の詳細を教える約束でしたが、思いがけない形で加害者のことを知ることになり、自分で思っていた以上に精神的に來てしまい、夢にも出てきました。住所も大して遠くなかったので、夢の中で相手の家に行って、事故のことを問い詰めたりもしていました。

もう大人になったつもりでいましたが、父を亡くしたことは今でも本当につらいですし、自分が年寄りになっても変わらないでしょう。この奨学金の団体の偉い人は、両親がいるのだろう、私がもしその上の人間ならこんなことは聞かないと思ったからです。NASVAさんや育英会さんは、本当に私たち交通遺児に寄り添ってくれたのだと、この件で痛感しました。その奨学金に応募することはやめました。

<支援団体の大切さ>

どんなに時がたって、悲しいことは悲しいし、つらいことはつらい。それぞれ悲しさが違うので、母の苦しみを私は理解できないし、母も私の苦しみを理解できません。今年元日に親戚で集まったとき、「もうそろそろ9年がたって、お父さんの話を今では笑って話せるようになったね」と言われました。私はそのとき笑っていましたが、正直、すごく泣くのを我慢していました。祖母や従兄弟たちは私が悲しみを乗り越えたと思っていますが、私は生理現象のように父のことを思い出すと涙が出てしまいます。

NASVAさんや育英会さんのように、そういう気持ちを酌み取ってくれて支援してくださる団体が増えてくれればいいと思います。このような支援があることを私たち家族は事故の2、3年後に知りましたが、今もどこかでこのような支援を知らない人がいるのではないのでしょうか。親を亡くした子どもは経済的にも精神的にもダメージが大きいです。大げさに聞こえるかもしれませんが、もし、NASVAさんなどを知らなかったら、私は二十歳になれていなかったかもしれません。このような支援があることがもっと広まればいいなと思います。

○大槻 奏仁 氏

[要旨]

<兄の事故状況と加害者について>

家族は祖母、父、母、兄そして私と、猫のみ一たです。

2015年2月27日、当時、滋賀県立彦根東高等学校2年生、16歳であった兄の祐仁は滋賀県米原市高溝の自宅より数十m離れた横断歩道を渡り切る直前に、速度超過運転、交差点における徐行義務違反、横断歩道における徐行義務違反、まったく前を見ずにいわば暴走運転をしていた加害者にノンブレーキで衝突されました。衝突してから急ブレーキをかけたため、事故現場の横断歩道から42.7m、はね飛ばされる事故でした。

事故直後から警察の調べでも兄に一切過失はなく、加害者が100%悪質な事故だと言われましたが、加害者が大手企業に勤務しているから逮捕はできないと家族に説明されました。加害者は事故直後から一切謝罪することはなく、私たち家族に会うや否や、「殴ってください」と言いました。母は「あなたを殴れば、私たちも犯罪者だ。だから絶対にそんなことはしない」と言ってくれました。私はこのように言ってくれた母を大変誇りに思っています。加害者は、兄が83日間入院している間、入院先の病院から歩いてたった3分の会社に毎日通勤していたにもかかわらず、一切謝罪することも、兄にお見舞いすることはありませんでした。兄は、事故直後、急性硬膜血腫、脳挫傷、びまん性軸索損傷と診断され、開頭血腫除去及び外減圧術の緊急手術が行われました。幸いにも事故直後は自発呼吸をしてくれていましたが、3月2日に消失。以後、遷延性意識障害と診断され、2015年5月21日脳挫傷による肺炎のため、17歳で他界いたしました。

それから3カ月後の2015年8月27日に起訴され、刑事裁判が始まりましたが、加害者は平然と嘘の証言をし、裁判中に「たかが交通死亡事故なのに被告人と呼ばれる自分のほうがよほど被害者だ」と豪語し、兄の葬儀のときには、趣味のパチンコ店で手を合わせたと話し、事故直後から代車を借りてマイカー通勤をしていました。以前から速度超過で何度も検挙され、物損事故を繰り返し反省のかけらもない加害者で、事故以降謝罪も謝罪文もありませんでしたが、大手企業に勤務しているからという理由を挙げられて、執行猶予判決が出されました。それは私たち被害者遺族からしてみれば、とても納得のいく判決とは思えませんでした。判決が出てから2カ月後、会社と協議をしたと言い、加害者が笑いながら私たち家族の仮住まいをしている家に来ました。しかし、謝罪の言葉を一切述べることもなく、「警察官、検察官、裁判官を騙しただけ」と述べるだけでした。そして、2016年5月4日に、加害者は私に体当たりし、私は怪我を負わされました。その日以降、今日に至るまで、加害者からも加害者の代理人からも、謝罪も謝罪文も補償の話も一切ありません。

事故後の心境や記憶についてお話しします。

事故直後、近所の方が事故の連絡をしてくださり、私は一番に家を飛び出て、兄のそばで「お兄ちゃん」と何度も声をかけていたそうです。しかし、事故直後からこの記憶はいまだにありません。私が覚えているのは、母が兄の横で「しっかりして、頑張る。」と声をかけ続けていたことは鮮明に覚えています。私自身、事故後意識の戻らない兄を目の当たりにしても実感がわかず、ただ漠然と必ず目を覚ますものだと心から信じておりました。

事故直後から私たち家族の生活は激変しました。曜日感覚が一切なくなり、家族全員が 24 時間、病室と家族控室で生活しておりました。私は、そのときも、そして今も日々嘆き悲しむ家族にどう接してよいかわからず、一人で何をしたらいいのか、悩んでいたことを記憶しています。

私が一番覚えているのは、事故から 2 週間後の 2015 年 3 月 11 日、兄の 17 歳の誕生日のことです。兄は事故前、自分の誕生日はレストランで家族で食事をするを心より楽しみにしておりました。でも現実には、一番喜んでいた兄は意識がないままベットに横たわっておりました。

幼い頃より、毎年まるいバースデーケーキを持って写真を撮っていたので、この日も父や母は兄のバースデーケーキを用意しました。でも私はどうしてもこの現状を受け入れることが出来ず、悲しく、悔しく、いたたまれない気持ちになり、ケーキを直視することもせず病室を飛び出してしまいました。私たち家族は、事故現場が自宅からあまりに近かったため、自宅に戻ると精神が不安定になり、未だに自宅に戻ることが出来ておりません。

<周囲の対応について>

事故当時、私は中学 3 年生で学年末テストを控えていました。中高一貫校の特進クラスに入れるかを決める最後の大事な試験だったのですが、母が事件のことを学校側に説明してくれ、テストを免除していただけることになりました。試験どころではなかったのですが合格できるか不安でした。しかし 3 月 10 日特進クラスの合格通知が届いていたそうです。一番喜んでくれたはずの兄がベッドで体にたくさんのチューブにつながれ、横たわったままで、話しかけても返事がなかったことが何より悲しかったことを今でも忘れることがありません。

事故以降、私は学校に行くことができないまま日がたち、卒業式の前日と当日のみ出席しました。先生方がやさしく接して下さったことはうれしくはありましたが、一方で学校に通うことに対して、兄にどこか引け目を感じていました。式で在校生や来賓の方から「おめでとう」と言われましたが、私はそんな言葉がつかかったです。私は「おめでとうなんかじゃない。何がおめでたいんだ。」そんなことばかり考え、罪の意識を感じたまま、つらく悲しい卒業式を終えて帰りました。卒業後しばらくしてから、中学の担任の先生が私を心配して自宅を訪ねて下さいました。話した内容は覚えておりませんが、非常にうれしかったことを覚えています。

また、私がどうしても納得できなかったことがあります。それは刑事裁判で近隣住民の方が「事件と関わりたくない」と真実を話して下さらなかったこと、兄の友人が事故現場にお花を手向けようとしたのに、事故は忘れたいからお花を手向けないでほしいと言われたことです。しかしながら、滋賀県米原市の協力を得て事故を風化させないために、今年度中に事故現場をラウンドアバウトに整備して下さることになり、喜ばしく思っています。

私は 2015 年 4 月に高校に入学したものの、病室から学校に通っていました。毎日、2～3 時間の仮眠で、学校でも授業中に記憶のないまま眠ってしまっていることが多々ありましたが、先生方は私の事情を把握して、厳しくもあり、それでいてどの先生もしっかり支えて下さいました。友人たちは事情を詮索せず、普通に接してくれたことがうれしかったです。

<私の心の支えと必要な支援について>

私たち兄弟は兄が5歳、私が3歳のころより将棋を学んでおりました。日々、兄弟で切磋琢磨し、県代表を目指し、“滋賀の大槻兄弟”と知られるまで二人で強くなりました。私にとって兄は本当に良きライバルでした。事故以降、自宅で将棋を指すことがなくなりました。しかし、事故以降も滋賀県代表として何度も全国大会に赴きました。高校3年間は思うように結果が出せず落ち込むことも多かったのですが、昨年度は滋賀県のアマ名人戦で準優勝、高校生最後の県代表として近畿大会に出場したときは優勝を勝ち取り、兄に報告することができて本当にうれしかったことを思い出します。母から、勉強以外、何か一つこれだけは他の人には負けないものをつくってほしいと言われ、将棋を始めました。兄の事故が起きてから精神的に不安定になったことがありましたが、兄の分まで僕も頑張らなければという思いもあり、努力を続けてきました。将棋を習わせてくれた母に感謝したいと思っています。

次に、私が受けた支援についてですが、兄の命が奪われてから精神的に不安定になり、兄のところに行きたいと何度も思いました。私だけではなく、家族全員がそのような精神状態でした。母と祖母は滋賀県警の被害者支援のカウンセリングを受けたり、私自身は高校1年からスクールカウンセラーに週1回、話を聞いていただき、過酷な高校生活を支えていただきました。

実は、検察とは被害者に一番近い存在だと心の底から思っていました。しかし、被害者遺族にとって一番の敵は検察だということを思い知らされたのが刑事裁判でした。罪の意識もない、反省、謝罪もまったくしない、一生、罪にさいなまれることもないだろうと検察官が話されているにもかかわらず、控訴はされませんでした。私たちは検察官に控訴をお願いしました。すると、あからさまにいやな顔をされ、私たちがどんなに丁寧に「説明してほしい」と言っても納得のいく答えをもらうことができませんでした。最終的には「厳罰に処したいなら法律を変えてください」とまで言われ、まるで私たち家族が犯罪者のようにあしらわれました。私たち家族は控訴していただくために、被害者であるにもかかわらず、見ず知らずの人たちに頭を下げ、事件を説明し、必死で署名活動をしました。「たかが交通事故」そう言って、加害者は兄を殺しました。なのに、平然と普通の生活ができるのはなぜなのか。その中で精神的に支えてくださったのが、多くの交通死亡事故遺族の方でした。

<家族を亡くした子どもに必要な支援>

何より必要なことは、事故が起こったとき、速やかに被害者支援団体及び遺族の会などに協力を要請できるようにすることです。また、私たち被害者遺族は弁護士の依頼についても苦労しています。被害者遺族にとって一番支援が必要な時期は刑事裁判に至るところからです。被害者支援センターを通じて、被害者遺族の方と速やかに出会えることが何より重要だと痛感しました。

そして、カウンセリングの充実です。私自身、スクールカウンセラーの方のおかげで、無事に高校生活を卒業することができそうです。被害者遺族の方全員に、早い段階から県や市

町村からカウンセリング先を紹介することを義務づけていただくことは、もしかしたら一考の余地があるかもしれません。

私たち家族は、幸せな当たり前の普通の生活の何もかもを奪われました。兄の死から3カ月後、加害者が起訴され、刑事裁判が行われました。今の日本の司法は、罪の意識や反省のない犯罪者が厳しく罰せられることを信じていましたが、現実の刑事裁判では加害者の嘘の証言がまかり通り、事件の悪質性には目もくれず、判例のみを重視した判決が出されておりました。被害者遺族のような弱い立場の人々をないがしろにした加害者に有利な、いわば加害者天国であることを思い知らされました。私はこのように理不尽極まりない司法がまかり通っていることが信じられません。一般市民の感覚では、検察官とは判例重視ではなく、一つ一つの犯罪を精査し、犯罪被害者遺族の方に成り代わり、社会正義を追求してくださる立場の存在だと思っておりました。しかしながら、本当の被害者遺族の敵は検察になっているのが現実です。

私は事故以降、将来の夢や希望をすべて見失いました。私と兄は幼いころから、医師を目指してきました。しかし、被害者であるにもかかわらず、兄は入院中、医師からモノのように扱われました。なぜなら、助かる見込みがないと思われたからです。ただ、兄の死を無駄にはしたくありません。加害者のみ事故直後から何事もなかったように生活できる、今の間違った日本の司法に一石を投じるべく、本当の意味で法律とは誰のためにあるのか、法律とは何なのかを深く追求するべく、今年の春から法学部に入学することが決まりました。

一番願っていることは交通犯罪がなくなることです。私たち家族のような、悲しい出来事に突然見舞われたご遺族に正しい知識を教えていただけるような、そんな行政になることを心より願っています。

②ディスカッション

ディスカッションでは、コーディネーターの井上郁美氏が、パネリストの3名に質問を投げかけ、それに答えるという形で進められた。また、西田氏からも、適宜コメントが寄せられた。

[井上氏]

3人の若い方から生の声を聞かせていただきました。最初に、前川さんのお母様が小さい子ども2人を連れてご実家の北海道に戻られてからも、神戸の父方の祖父母に支えてもらったというお話をされましたが、具体的に教えていただけますか。

[前川さん]

残された孫たちの父親がいないということで、祖父が父代わりにいろいろなところに連れていってくれたり、いろいろな経験をさせてくれたり、運動会などの学校行事には神戸から札幌まで来てくれて、応援してくれました。家族席に母親と祖父母が座って応援していたことがとても印象に残っています。

[井上氏]

おそらく前川さんのおじいさんのようなことをしたくてもできないご親戚の方もいらっしゃると思いますが、前川さんがこんなにうれしく思っている、それと似たようなことがやれる人が見つからないものだろうか、皆さまがご自分に置き換えてお話を聞いていただけたらというふうに思います。

被害者遺族Aさんは、事故の当事者であるということと、周りの方々がまだ子どもだからと事故の詳細を教えてくれなかったことに傷ついたことや、給付奨学金の書類を書くときに加害者の名前や住所を知り、何とも言えない感情になったというお話がありました。個人差があると思うのですが、事故のことを教えてもらえていたら、加害者のことを知ってもそこまでショックではなかったのかなとも思うのですが、どのように捉えていらっしゃいますか。

[被害者遺族Aさん]

私はなぜ父が亡くなったのか、詳細を今でも知りませんが、教えてもらいたかったです。母は加害者のことを私に知られたくなかったという感じで動転していましたが、私はなぜ今まで教えてくれなかったのかという怒りのほうが強かったですし、娘の私が知りたいと言っている情報をなぜ教えてくれないのか、理解できません。

弟は「自分は覚えていないから知りたくはない」ということで話は聞かないことになったのですが、私はすごく知りたい。従兄弟たちは「母と一緒に聞いて、一緒に乗り越えてほしい」みたいなことを言っていますが、私と母の悲しさは全然違うし、私は一人で聞きたいという話をお正月にしました。

[西田氏]

どうしても大人は子どもを子ども扱いする。でも、子どもたちは当事者です。それが決定的な認識の違いではないでしょうか。ここに座っている3人の方は最愛の家族を亡くした当事者です。その当事者が知りたがっているのであれば、なぜ教えないのか。教えないという権利が誰にあるのか。主導権を奪う支援は「支援」とは言わないと思います。子どもに「どんな気持ち？どんなことが知りたい？」と聞いてくれる人がいて、「知りたい」というふうに言ったときに、子どもたちに受け止める力ができているタイミングかもしれない。その子どもたちの力を信じて、きちんと伝えること。知らないことでかえってとらわれ、妄想が膨らみ、そのことによって何十年もそれにさいなまれ、ずっとそこに居続けないといけない状況に追い込んでいることもあると思うのです。

子どもたちは当事者です。知りたいことをきちんと主導権を奪わずに教えてあげる、そのことがかえってとらわれから解放してあげる大きな力になるのではないかなと、今、聞きながら思いました。

[井上氏]

現場ならではの西田さんの言葉、ありがとうございます。

大槻さんは、親ではなく兄弟を亡くしたという立場です。ですから、前川さんや被害者遺族AさんがNASVAさんや育英会さんに助けてもらって感謝しているというふうなお話の支援の手が届かない対象になっているわけです。その代わりに、他の遺族の方々とつながり、それによって助けられたというふうなことをおっしゃっていました。署名活動もされたりしたことを聞いて、私が18年前、「不満だったら法律を変えなさい」と言われたその時代から全然変わっていないと聞いていて悲しくなったのですが、もしご存じでしたら、どのように他の遺族の方とつながったか、教えていただけますか。

[大槻さん]

署名活動の件で助けられたり、被害者遺族の方が私たちと同じ弁護士に依頼していたことや、あるいはフェイスブックを使ったつながりがあったというふうに聞いています。

[井上氏]

被害者遺族の周辺の人たちがフェイスブックや他のソーシャルメディア、新聞記事などから、こういう支援団体やセンターが滋賀県にあるという情報を適切なタイミングで提供してくださったら、大槻さんご家族のように、NASVAさんや育英会さんと直接関係が結ばなくても、他の団体、他の支援団体とつながる可能性があるのではないかなと思いました。今、大変便利な時代になっていますし、少し検索するといろいろな情報が集まります。でも、当事者であるご家族はそんなことを調べている余裕はまったくありません。周りにいる方が、強制するのではなく、情報として提供されることも大きな手助けになるかと思っています。

もう一つずつ質問をさせていただきたいと思います。

前川さんからあと4年でお父様の年齢に追いついてしまうというふうなお話が出てきました。西田さんも「親父の年齢を超える」とおっしゃっていたように、これは遺族特有の心理かもしれません。北海道に移られても関西の大学に行こうと決めたのは、お父さんと関連があるところで生活したかったからというお話や弟さんも災害復興の道を選ばれたということで、亡くなった家族とつながっていることを感じさせる、温かいお話を聞かせていただいたのですが、ご親戚を除いて前川さんの一番うれしかった身近な人はどなたになるでしょうか。

[前川さん]

やはり家族が一番支えてくれたと思っていますし、自分自身、事故に対しての記憶がまったくないので、気づけば父親が家庭にいなかったというだけだったんですね。ただ、小学生のときにクラスの子に「前川の父ちゃんって何の仕事しているの?」と言われたとき、「死んでいるからいないんだ」と言ったら、クラスがヒヤッとして、しかもその男の子に「あ、ごめん」と謝らせてしまったことで、あ、このことって普通じゃないんだなと思ったことはありました。

[西田氏]

僕は親を亡くした子どもたちを中心にサポートしていますが、きょうだいを亡くしたり、友達を亡くした子って、東日本大震災にいっぱいいるんですね。友達を亡くしたり、家族を亡くした友達のことを考えることも大事だと思います。

[井上氏]

被害者遺族Aさんは、ご親戚や家族を除いて、自分が心を打ち明けられるとか、頼りになるというふうに感じられる人はいますか。

[被害者遺族Aさん]

私も特にそういった人はいないです。母とか祖父母、弟にもすべて打ち明けられているかと言われたら打ち明けられていないですし、たぶん相手もそうなんじゃないかなと思います。いくら寄り添ってもらって支えになってもらっても、悲しいことは悲しいので、そういうことを理解してくれるような人は周りにはいないのではないかと思います。

[井上氏]

なかなか悲しい状況になっていますね。

大槻さんに質問の趣旨を少し変えて、スクールカウンセラーさんとお話することがけっこう長い時間続いたということですが、どういうきっかけで始まって、どういうふうにつながっていったのか補足していただけますか。

[大槻さん]

学校の先生方が僕の状況を察してくださって、「スクールカウンセラーに何でも話していんだよ」と教えてもらったので受けてみようと思いました。最近、話す機会があったんですが、「大槻君、最初は暗くてあまり話してくれなかったけど、今はけっこうしゃべってくれるね」みたいに言われたのですが、そんなに年月がたっているわけではないので、何となく複雑な気分はしています。

[西田氏]

先ほどの質問ですが、私自身も「誰かに打ち明けられていますか」と言われたら、そこまで話していないな、というのがあります。一人一人かなり違う部分もありますし、いくらわかってほしいと言ってもわかりあえない部分もあるし、それが悪いわけでもない。でも、自分の気持ちを丁寧に扱う力を私たち一人一人がつけていかないといけない部分と、わかりあえる部分はシェアしていくという部分と、すごく難しいのだろうなと思ったところです。

[井上氏]

今日は警察官や支援に携わっている方、研究者、一般市民の方等々、たくさんご来場いただいたのですが、警察庁の櫻澤さんから一言、今日のシンポジウムやパネルディスカッションを通して、どんなことを感じられたかをお願いします。

[櫻澤氏]

ありがとうございます。舞台の上で勇気を持っていろいろな話をしてくれた方々に心から感謝したいと思っています。私たち警察は交通事故でも事件でも被害者の方々に一番最初に接する、あるいは被害者の家族の方々に一番最初に接する立場にある、そういう仕事です。もちろん、警察の仕事の中には事実の追求のため、場合によっては被害者の方々やご家族が一番聞いてほしくないことを聞かなければいけない場合もあります。けれども、そのときに、今日聞いた皆さんの話を心にちゃんと留め、それをわかった上で接していかなければいけないということを改めて感じましたし、またここ新潟では、にいがた被害者支援センターがあります。検察庁、裁判所、あるいは弁護士や、さまざまなボランティアの方々や団体の方々とともに連携して、被害者の立場に立ち、被害者のご家族の立場に寄り添う形で、それぞれの仕事をしっかりやっていかなければいけないと、身に沁みて感じました。

IV. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

本シンポジウムは、東京都、大阪府、福岡県、愛知県に続き、今年度の新潟県開催で5回目の開催となった。当日は、犯罪被害者支援団体関係者のほか交通安全対策や交通事故相談窓口を担当する公務員等の約100名の参加者が集まり、専門家の基調講演、御遺族の講演及び御遺族の方々をパネリストとしたパネルディスカッションを実施した。

参加者へのアンケートにおいて、約98パーセントの回答者が「非常に有意義であった」もしくは「有意義であった」と回答しており、自由回答として、「御遺族の方々の生の声を聴けて、今後の自分の業務の在り方を考えることができた」、「講演の中にあつた〈出来事は時間的には過去になっていくが、その影響は現在進行形で現れる〉という言葉が心に残った」、「学校の支援も重要と認識した」、「関係機関・団体が連携しての物心両面のきめ細やかな支援が必要だと思った」、「支援制度や団体の周知がもっと必要だと思った」、「被害者支援センター等の早い時点での支援介入が必要だと思った」等の回答があつた。

(2) 参加者について

行政関係者や犯罪被害者支援センター職員など被害者支援に携わる方や、交通安全対策や交通事故相談を担当する公務員のほか、一般の方も参加した。

参加者へのアンケートにおいて「教育関係者の支援が重要と認識した」、「司法関係者に聴講してもらいたい」との回答があつた。

(3) 広報について

本シンポジウムの開催についてチラシ・ポスターの配布・掲示や新聞への掲載、警察庁ツイッター等のSNSを活用するなどの広報活動を行った。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

開催時期について、開催地でのイベントの重複等を考慮し、より多くの方が参加しやすい開催時期について検討していく。

(2) 参加者について

教育関係者の参加が少なかった一方で、子供に接する機会が多い教育関係者に交通事故で家族を亡くした子供の実情をもっと知ってもらいたいとの意見があつたことから、教育関係者への働き掛けについて検討していく。

(3) 広報について

積極的な広報活動を行った結果、今年度はテレビ、新聞に取り上げられた。今後もより効果的な広報活動を検討していく。

第2章

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する 意見交換会

I. 目的

子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講義、委員等（又はご遺族）による講演及び体験談の発表などを通じ、必要な支援や課題等の意見を集約し、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して発信し、情報提供することによって、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的としている。

II. 概要

家族を亡くした子供の支援に関する専門家、ご遺族、被害者支援センター等の関係団体間で、交通事故で家族を亡くした子供に起こりやすい反応や特徴に関する情報、また各地域における相談先に関する情報等を共有化し、連携強化を図ることを内容とした意見交換会を山形県及び大分県において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家（平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、敬称略）
 - ・あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション
代表 西田 正弘
 - ・国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科准教授 白井 明美
- (2) 交通事故で家族を亡くされたご遺族（山形県 2名、大分県 2名）
- (3) 相談窓口等関係者
 - ・交通事故や精神保健に関する相談窓口
 - ・交通事故等被害者支援に携わる者
 - ・子供の支援に携わる者
- (4) 事務局
 - ・警察庁
 - ・株式会社ヒップ

IV. 開催日程

- (1) 山形県 平成29年10月24日（火）
- (2) 大分県 平成29年12月12日（火）

V. プログラム

交通事故被害者や子供の支援に係わる関係機関等の業務紹介の後、ご遺族2名による体験談及び専門家による講演を行い、その後、意見交換を行った。

プログラム

①開催地：山形県

時 間	担 当	内 容
13：00～13：10	事務局	開会挨拶・参加者紹介
13：10～14：10	ご遺族（2名）	体験談の発表
14：10～14：20		休憩
14：20～15：20	専門家	講演「死別を体験した子どもを支える」
15：20～15：30		休憩
15：30～17：00	全員	意見交換
17：00	事務局等	総括・閉会

②開催地：大分県

時 間	担 当	内 容
13：00～13：10	事務局等	開会挨拶・参加者紹介
13：10～14：10	専門家	講演「子どもの心理と支援」
14：10～14：20		休憩
14：20～15：20	ご遺族（2名）	体験談の発表
15：20～15：30		休憩
15：30～17：00	全員	意見交換
17：00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 山形県

(1) 出席者（敬称略）

- ・平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員
あしなが育英会東北事務所長、NPO法人子どもグリーフサポートステーション 代表
西田 正弘
- ・ご遺族 2名
佐藤 早織
渡邊 理香
- ・山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課 1名
- ・山形県教育庁義務教育課 1名
- ・日本司法支援センター山形地方事務所（法テラス山形） 1名
- ・山形県臨床心理士会 2名
- ・公益社団法人やまがた被害者支援センター 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構本部被害者援護部 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構山形支所 2名
- ・山形県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 1名
- ・山形県警察本部交通部交通指導課 1名
- ・事務局 2名

(2) 会場

山形テルサ 会議室（山形県山形市双葉町1-2-3）

(3) ご遺族の話

交通事故で子供を亡くした親の立場である佐藤早織氏、渡邊理香氏より、被害者遺族に必要な支援ときょうだいを亡くした子供の反応等について体験談が語られた。

○佐藤 早織 氏

[要旨]

<息子の事故について>

平成12年7月7日、当時小学校3年生の息子、翔樹は横断歩道を青色信号に従い渡っていたところを信号無視した大型特殊クレーン車によりひき殺されました。当日は午後から授業参観でしたので、私は「お母さんは必ず行くからね」と見送ったのですが、なぜかすぐ息子が家に戻ってきて何かためらっているような素振りでしたが、すぐに「行ってきます」と、また登校していきました。これがあの子の最後の言葉となりました。3つ上の長女は当時小学校6年生、その5分前に弟がひかれ、渡ることができなかった横断歩道を渡り、そのときの人々の会話や、前を歩いている子が「気持ち悪い」と言った弟の体の一部を見えています。そんな娘の気持ちを考えると言葉にならない悲しみが私を襲います。私は当時、妊娠初期で直後から流産しかかり、娘のそばにいて話を聞き、優しい言葉をかけてあげることができませんでした。私自身、呼吸することさえ必死だったような気がします。

<娘たちのこと>

通夜の準備中、娘がいなくなり大騒ぎになりました。公園で砂遊びをしていたのです。周りの大人たちは「こんなときになんで砂遊びができるんだろうか」と言い、私も「昨晚、翔樹と喧嘩をしていたからいなくなって良かったと思っているのだろうか」とさえ思っていました。また、父親との関係では、事故前は再婚したばかりということもあり、必要なこと以外は話すこともなかったのに、事故後は抱っこをせがみ、外に出るときは手を必ずつなぐようになりました。

私が入院中は実母が娘を見てくれたのですが、母は自宅に友達を連れてくることを禁止しました。「一周忌もたっていないのに自分だけ楽しいことをしてはだめ。翔樹はもう友達と遊べないんだから我慢できるでしょう」と言われたそうです。友達の家へ遊びに行けば根掘り葉掘り聞かれる。学校へ行けば、何も知らない友達から「きょうだい何人？」と聞かれ、弟の存在を消す。「弟の存在を消した自分がいやになる。自分が死ねばよかったのだ」と私にぶつけてきたこともありました。学校の帰りが遅くなると私はとても心配になり、月に何度も学校へ電話をしました。先生に「そんなに心配なら、学校に毎日迎えに来たらいいのに。交通事故は運が悪い人だけなんだから」と言われたそうです。

娘は高校3年生のときに妊娠しました。気がついたときはもう妊娠5カ月、「命を大切に」と言い、講演をしているのに、どうして中絶をしろと勧めるのか」と私に訴えました。娘は事故後まったく集中力がなくなり、無気力で、精神年齢も小学校6年生で止まっている状態でした。「いつ殺されるかわからない」が口癖でした。高校を卒業したときは妊娠9カ月でした。先生たちは当時知らないふりをしてくれていたとあとになり知りました。息子を亡くした私に「中絶をするか、退学してください」とは言えなかったそうです。娘は今二児の母ですが、当時はとても大変でした。

事故当時お腹にいて無事に生まれた次女は、現在、高校2年生です。幼いころからおやつやご飯を食べるとき、いつも「翔樹の分」と分けてくれます。私が我慢できずに泣いている

と「ママ、泣かないで、翔樹はここにいるよ」とお仏壇の前に連れていってくれます。小学生になってからは翔樹が使えなかった習字道具やリコーダーなど、自ら「自分が使ってあげたい」と言い、学校の先生が「女の子はみんな赤いんだけど、青で大丈夫でしょうか」と心配して電話をくださいました。今は事故現場に近い高校へ毎日通っています。

そして、事故から2年後に生まれた三女は、現在、中学3年生です。この子は亡くなった息子に声やしぐさ、顔も似ています。幼稚園のころ、「事故がなかったら自分は生まれていなかったんでしょう？」と泣きながら私に訴えたことがあります。誰かに「あなたは生まれ変わりだよ」と言われたようです。このころ、三女は情緒不安定になり、突然泣いたり、体をかきむしり、血だらけになったことがありました。私は事故の影響とは思わず、どこに相談してよいのかもわからず悩みました。そんなときかかりつけの先生に教えてもらったのが子ども総合センターでした。心の病の原因は、私の情緒不安定が三女に伝わっていたということです。「お母さんが心配でたまらないけど、どうしてあげてよいのかわからない」と話していたそうです。私は事故から何年たっても自分のことや亡くなった息子のことばかりで、しっかりと心から娘たちと向き合っていなかったのです。

<今振り返って思うこと>

当時は、家族みんながパニックになり、冷静ではいられなかった。そんなときだからこそ、子どもの話を聞き、支えてあげなければならなかったのですが、裁判が始まり精神的余裕もなく、“放置”と言っても過言ではありませんでした。長女はきっと孤独を感じ、とてつもない不安に襲われたことと思います。せめて私が落ち着くまで、私の代わりにそばで話を黙って聞き、一緒に遊び、思いやりを持って接してくれる人があのときにいてくれたなら、と今でも思います。事故の日から関わってくれた警察官の方、検察庁の方々、弁護士も含め、すべて男性でした。思いのたけを話したくてもなかなか心を開くことができず、私が女性警察官と話ができたのは、裁判も終わり、自分自身で乗り越え、生き抜き、落ち着いたころでした。もっと早く会えていたら、そばにいてくれたら、私は自分の体に傷をつけることも、命を粗末にしようと思うこともなかったし、長女につらい思いをさせることもなかったと思います。あのころ、今のような支援があったら、長女の人生も変わっていたのではないかと今でも思っています。

○渡邊 理香 氏

[要旨]

<娘の事故について>

平成8年7月18日、夏休みを2日後に控えたその日、集団下校中の子どもたちの列に糖尿病で意識が朦朧とし蛇行運転してきた加害者車両が突っ込み、当時小学1年生だった娘を直撃し死亡させ、近くを歩いていた男子児童にも怪我を負わせる事故が発生しました。娘は事故からわずか2時間後に搬送先の病院で亡くなりました。事故発生後、間もなく事故現場に到着した当時小学3年生だった長男の峻は、血だらけで倒れている妹が救急車に乗せられ搬送されて

いく様子を見てしまい、現場に落ちていた妹のランドセルを胸に抱きしめながら、「ひかれたのは僕の妹だ」と泣き叫んでいるところを近くにいた方から保護されたのです。娘は交通ルールに従い、青信号で横断歩道を渡っていたところを一方的に殺されたにもかかわらず、加害者は病気であったということで不起訴処分となりました。私達はその決定を受け入れることは出来ず検察審査会に申し立てを行いました。その結果、事故から時間はかかりましたが加害者を逆転起訴にすることが叶い、事故から4年ほど過ぎた平成12年3月3日に禁固1年8カ月、執行猶予3年の有罪判決が加害者に言い渡されたのです。そしてこの日は生きていれば10歳を迎えるはずだった娘の誕生日その日でした。今とは違い、当時は事故の知らせも警察から入ることはなく、加害者に関することや事故状況の説明、そしてこれから何をしていかなければならないのか、何が起きてくるのか等どこからも何一つ情報が入ることはなく孤立無援感に襲われました。

<事故状況とその後について>

娘の祥子は当時6歳、小学1年生でした。学校に通うとき、娘のランドセルが学校に通うその嬉しさに飛び跳ねるように揺れていたのを今でも覚えています。子供たちの通学路は朝晩の通学時間帯には路線バスや通勤の車で大変混み合い危険な状況がありました。私は娘が小学校に入学したときPTAの役員を引き受け、通学路の安全点検を行い、縁石が欠けていたり、壊れていたり、道幅が狭いなどといった通学路の危険箇所の改善を学校を通じ関係機関に要請していたのですが、「危険な通学路はここだけではない」と取り合ってはいただけなかったのです。しかし娘の事故後間もなく通学路は整備されていきました。事故前に直してほしいとお願いしていた欠けた縁石は事故後しっかりとした大きいものと取り替えられ、現在では事故現場に頑丈なガードレールも設置され道幅も広くなりました。近所の方から「祥子ちゃんのおかげで通学路が整備されて良かった。」と言われました。まったく悪気はないとわかっている、心をえぐられるほど辛い言葉でした。娘は幼い時から就学前の子どもたちに交通ルールを守ることの大切さを教える「かもしかクラブ」に私と共に参加し、人一倍交通ルールを学び、そして守っていたのです。しかし、事故は起き、娘はその命を一方的に奪われてしまいました。しかも事故現場は、私が娘に「ここを渡れば安全だよ」と教えた通学路の横断歩道だったのです。私は結局娘を守ってやる事が出来ませんでした。

<事故後の子供たちの状況>

事故後は心が壊れてしまっている中、それでも次々と降りかかってくる問題に対応するのに私自身が精一杯な状況で子どもたちの世話をすることも、ましてや子どもが辛い思いをしているなどということを考える余裕はまったくありませんでした。事故後、長男はそれまで言い争いをしたことのなかった6歳下の弟と度々喧嘩をするようになり、弟が救急車の出ているテレビ番組を見ていると「お母さんはこうゆうの見たくないんだ！」と突然テレビを消したりすることもありました。また、「祥ちゃんが事故現場に座っていたから、祥子をちゃんとお家に連れて帰ってきたからね」と言ってくれたことがあります。事故後、搬送先の病院で娘になかな

か会うことも叶わず待たされていたとき、「僕が『祥子』と呼んだら祥子は『お兄ちゃん』とちゃんと答えたんだ。だから祥子は絶対に大丈夫だ」と私を支え、励まし続けてくれていたのです。その長男が四十九日を過ぎたある日のこと「あの言葉は間違っていたの、祥子は救急車に乗せられるとき『お母さん』と最後の最後にお母さんの事呼んだんだよ」と言ってきたのです。その頃の私は祥子のところに逝きたいとそのことばかりを考えている状態で、そんな私の異変を息子は幼いながらも感じ取り、私を何とかしなければならぬという思いでこの言葉をかけてくれたのだと思います。私はやっこの言葉で、悲しい辛い思いをしているのは自分だけではない事に気づくことができたのです。普通に考えれば家族みんなが辛い思いをしていることはわかると思うのですが、この時の私は娘がいなくなってしまったことの衝撃でそれさえも考えられなくなっていたのです。

<事故後の状況と対応で助けられたこと、周りの方に望むこと>

小学校では校長先生が退職される際、娘の事故のことをきちんと次の校長先生に引き継いでくださり、この引き継ぎはその次の校長先生へと受け継がれ、祥子が小学校を卒業する年まで続きました。また、祥子の卒業式の年、祥子にも卒業証書をいただけないかとお願ひしたところ、卒業式のその日、校長先生と祥子の担任だった先生が手書きの卒業証書を届けに来てくださいました。「私どもの方から言わなければならなかったことをお母さんに言わせてしまってごめんなさいね」と校長先生がおっしゃり手渡してくださった卒業証書は先生の手書きで、とてもやさしく温かみがある内容が書かれた証書で心が救われる思いでした。

事故後、学校に行った時それまで親しくしていた友人達が私に何と声をかければいいのかわからない様子で、私のそばにくる人も無く、また他の学年の父兄の方々が遠くで噂しているのを感じ、まるで針のむしろに座らされているようでした。そこにいるだけで辛くなり峻の顔を確認した後は逃げるようにその場を後にする状況が続きました。

被害者は他の方に姿を見られるだけで辛い時期がありますので、学校行事へ参加する必要がある時などは、養護教諭やその日動ける先生に付き添いをしていただき、被害者を孤立させない配慮が大切だと思います。

また親はなかなか子供の世話もままならない状況ですので学校サイドや周囲の方が子どもの行動・言動などに対して注意を払い、何気ない言葉がけにより話しやすい雰囲気をつくって見守っていただければ助かります。その中で気になることがあればすぐに連絡いただきその件の対応を共に考えていただければと思います。

子供の年齢にもよりますが、普段の何気ない遊びや生活の中で突然自分の気持ちを吐露することもありますので、表われてきた行動を特別視せず受け止めていただくことが大切になります。

事故から3年近く過ぎたころ、息子の担任の先生から「子どもたちにお母さんの言葉で命の大切さを伝えてほしい」と言われたことがあり当時は「なぜ私が？」と思ったのですが、今振り返れば、先生のお力をお借りし、『たった一人のあなたへ』という詩でその時の気持ちを残せたことは自分の心の整理にもつながったと感じています。

近所の方の対応でありがたかったのは事故後、外出もできなくなっていた私の代わりに、下の子を外に遊びに連れていってくださったことです。そのころ子どものことを気かけながらも自分が動くことがどうしてもできませんでしたので、周囲の方々が子供の相手をしてくださることで、子どもを通じて何とか社会との繋がりを私自身が保つことができているようにも感じていたように思います。

<家族を亡くした子どもに特有と思われること>

家族を亡くした子どもに特有と思われることとして、小学生くらいまでは兄弟や友人と些細なことでも喧嘩が多くなったり、親に対する気遣いや、事故が自分のせいだと考える、また、逆に何も感じていないようにケロッとして大人しく見えたり、夜眠れない、寝付きが悪くなる、ひどく寝ぼけるという症状が出たり、教室で座って授業を受けることができなくなったり、外に出たがらなくなり腹痛や頭痛などを訴えることがあります。また、“葬式ごっこ”や“津波ごっこ”など「〇〇ごっこ」などの遊びをしたりすることもあるそうです。私の場合、当時 2 歳の弟の歯が事故のショックによりすべて虫歯になっており、歯医者さんから「幼い子どもはとてもショックなことがあると一瞬で歯が虫歯になってしまうことがあるんだよ」と教えられました。自分で気持ちを上手く表現できない幼い子どもに対しては早めにその異変に気づくことができるよう、心身の細部にわたって注意して見守る必要があると思います。

思春期のころは、「亡くなったきょうだいの分まで頑張れ」などと言われ、周囲からの重圧に耐えかねるようになっていたり、悲嘆感情を表せずに将来への不安が募ったり、因果応報の考え方が崩れ、行き場のない感情に襲われてしまい、不条理さへの怒りが出ることもあります。また、親との関係の悪化・反発、外出がなくなり、話をあまりしなくなるなど、思春期の心が不安定な時期とも重なるため、反社会的な行動として現れることもあるようです。しかしそれがショックからきている場合もあるとなかなか周囲が気づくことが出来ず、その心を受け止めることが非常に遅くなってしまうことがあることを、被害者自身も周囲の方々も知っておくことが大切なのだと思います。

<家族を亡くした子供への接し方>

先ほども触れましたが周囲の方に気を付けていただきたいのは励ましのつもりでの言葉がけです。「亡くなったきょうだいの分まで頑張れ」、これは兄弟を亡くした子どもたちが多く聞かされる言葉ですが「あなたが両親を支えて」「つらい気持ちはわかる」「早く忘れて、前に進まなきゃ」などはかえって子供を追い詰めてしまう場合もあります。

また、一方的な対応として挙げられるのは、事故のことなど悲しい話を避けようとしたり、思い出すようなことから遠ざけようとする、あるいは話題を途中で変えようとしたり、子供の気持ちを確認せずに物事を進めようとし、自分の観念を押しついたりすることです。例えば、焼き場に連れて行く・行かないとか、お葬式に参列させる・参列させないとか、子どもたちにとって心の準備があるのと、まったく訳がわからないまま連れて行かれるのではその受け止め方が大きく変わってきます。そのときの状況や家族構成もありますが、みんなと一緒に見送りたいことをきちんと子供に伝え、その心を育むことも大事だと個人的には考えています。

<必要と思われること>

事故後は家庭の中も大変な状態ですので、安全で、安心して、ゆっくりできる居場所、頑張らなくていいし、周囲の目を気にしなくていい、お菓子を食べながらテレビを見て笑っていてもいい、そういうホッとできる場所が必要だと思います。また話を受け止めてくれる人の存在、安心できる人と繋がること、それに周囲の方々の理解が重要となります。特に事故後に起きてくるさまざまな反応を特別視せずに受け止めていただければと思います。早く立ち直らせようと無理に何かをやらせない、子どものその意思を尊重し、もし望めば同じような経験をした人との交流も必要となります。被害に遭った時期や子どもの発達段階において表に現れてくるものやその変化も違いますので、それぞれにその時期に合う対応をその子供に合わせて考えることが非常に大切なのではないかと思います。

<最後に>

つい先日、近くのスーパーで20年ぶりに娘の同級生の妹さんとお母さんにばったり会いました。その方たちと別れたあと、しばらく感じることのなかった、何とも言えない虚しさと言ひ知れぬ悲しみに襲われ、涙が突然込み上げてきたのです。身体が闇の中に引きずり込まれそうになる感覚があり、何とか気持ちを切り換え無事に家に帰ることができたのですが、この出来事には私自身が正直驚きました。

悲しい体験、つらい思い、そういった記憶を消すことはどんなに努力をしても自分の中から消し去ることはできません。この消すことのない、トラウマ的体験とうまく付き合いながら生きるすべを被害者は身につけて生きていかなければなりません。そしてそのすべを身につけるためにはその人自身だけ、家族だけでは難しく周囲の方々の手助けが必要なのです。どうか被害に遭った方々とこれからも共に歩んでいただけますようお願いいたします。

(4) 講演「死別を体験した子どもを支える」

あしなが育英会東北事務所長、NPO 法人子どもグリーフサポートステーション代表であり、平成 29 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である西田正弘氏より、「死別を体験した子どもを支える」と題した講演が行われた。

[講師] あしなが育英会東北事務所長、

NPO 法人子どもグリーフサポートステーション代表 西田 正弘 氏

(平成 29 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

[要旨]

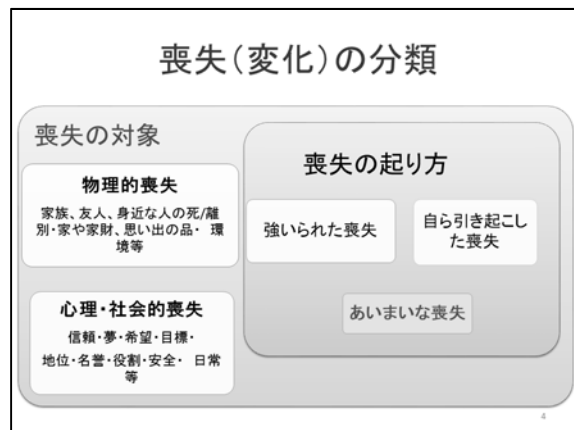
<喪失について>

家族や身近な人を亡くしたり、東日本大震災の場合のように家や故郷をなくすことは、物理的な喪失だけではなく心理的・社会的な喪失でもあります。そして、「あいまいな喪失」とは東日本大震災の行方不明者のように、DNA 判定された遺骨を目の前に突きつけられても「死別」の実感が湧かないことです。子どもが状況を知らされず、

いろいろな物事が曖昧なまま進んでいき、もしかしたら自分の責任と感じている場合は、その子の重荷になって新しい人生をつくる時の大きな壁になる可能性もあります。正解はないのですが、小学校高学年や中学生になって「死」の実感が出てきたとき、「どんなことを知りたい？」と子どもに聞き、「こんなことを知りたい」ということに対して教えてあげると子どもにとっては頭の整理ができ、双方の無理がない教え方、聞き方になる可能性があります。

“グリーフ”とは愛着を感じる対象を失ったときに起こる心理的・身体的反応です。引きこもったり、コミュニケーションをとりづらくなる、頭やお腹が痛いなどもグリーフであり、病気ではなく自然な反応です。そのときに「時間が過ぎたから忘れなさい」と言うことはかえって事態を悪化させます。時間をかけて、こういう気持ちが起こるのは自然だと本人が扱い方を体得していく必要があるのです。これは大人も子どもも同じです。「グリーフワーク」といいますが、亡くなった人と自分の関係のつくり直しを丁寧に時間をかけていく。そうした時間や仲間、理解してくれる大人がそこにいるかどうかということが大事になります。

「心のケア」が大事だとよく言われますが、その土台となるのは生活がちゃんとできているか、ということです。生理的な基本的ニーズが充足しているか、生活の基盤が安全なのか、その上で社会的な交流があるのかということです。私自身も感じたことですが、具体的には晩御飯が一品少なくなる。もし、お母さんがご飯もつukれない状況であれば、近所の人のご飯を作ってあげたり、子どもの面倒を見てくれていだけでも大きな支えになります。



生活基盤ということ言えば働き手がいなくなれば生活保護を一時期受けるなどのソーシャルサポートも必要になってきますし、進学のための奨学金制度も必要な情報です。

<あしなが育英会の調査から>

交通事故の子どもたちは対象となっていないのですが、病気や自殺などで死別を経験した子どもたちや保護者に対して2011年に行った調査があります。「暗い表情のときが増えた」「怒りっぽくなった」「無気力になった」「登校をいやがった」「カウンセリングや精神科などに通院」、これらはごく自然に起こることです。保護者の方についても「気分が沈み、気が晴れない」「絶望的」。そして「自殺や心中を考えたことがある」と答えた人が1割いる。収入が減っていくと生活の質や、未来のことを考えることにも大きく影響してきます。生活を続けなければいけませんし、その人がいない生活に適応していかなければいけないという、この両方をやらないといけないので相当のエネルギーを使います。交通事故の場合、そこに加害者がいますし、裁判やマスコミ等々が入ってくるととんでもないエネルギーを使う。その家族だけでは何とも対応しがたいということが改めて理解いただけるのではないかと思います。

<遺児支援の歴史>

1970年代の交通遺児への奨学金支援から始まりました。同じような体験をした人たちの集いは今もあります。学生寮が東京都日野市にあり、それも大きな力になっています。1980年代後半、交通事故以外の遺児たちにも焦点が当たるようになりました。

死別、喪失体験は気持ちの部分や身体への影響、経済的ダメージなどいろいろなものがごちゃ混ぜになっている状況ですので

全身全霊の体験です。出来事は時間的には過去になっていきますが、その影響は現在進行形です。当事者のグリーフを代わることはできないのですが、本人に聞きながら関わることはできます。サポートとは支える側が主役ではなくて、当事者が主役であり、主導権を奪わない関わりです。ソーシャルサポートを土台として、生き延びること、生きていくことを支える力になると思います。

遺児支援の歴史

- 奨学金 1970年代から
- 「つどい」開催、現在まで続く
- 学生寮建設 1978年
- 1995年阪神淡路大震災
- 1999年レインボーハウス・学生寮(神戸)
- 2006年レインボーハウス・学生寮(東京・百草)
- 2011年東日本大震災
- 2014年仙台・石巻・陸前高田レインボーハウス

<自尊感情>

子どもの「自尊感情」についてですが、大きく2つの層があるようです。学校で「テストを頑張ったね」などうまくいったり褒められると高まる「社会的自尊感情」と、どんなに成績が悪くても成功しなくて「あなたは大事なんだ」とその子の存在を認められる、これが「基本的自尊感情」を育むと言われています。死別を経験して「自分は本当に生きていていいのか」「生きていくことに意味があるのか」と感じている子どもたちも多いので、「あな

たが大事なんだ」と、かけがえのない存在として丸ごと認めてくれる、自分のことをそんなふうにしてもらえる関わりを求めていると言っているのではないかと思います。

<レインボーハウスでの活動>

陸前高田につくったレインボーハウスでは、子どもたちが集まってくると、「はじまりの輪」で、名前、どこから来たか、だれを亡くしたか、という自己紹介をします。言いたくないことはパスできます。「火山の部屋」ではボールを蹴ったり投げたりして、我慢させないで人や自分を傷つけずに気持ちを発散させることができます。あとは輪になって話せる「おしゃべりの部屋」や、「遊びの部屋」といって絵を描いたり、クラフトをするアート系の場所があります。ファシリテーターという研修を受けた大人のボランティアがいて一緒に遊んだり、子どもが「あのね」と言ってきたら話を聞いたりします。

「おはなしのじかん」では父の日、母の日、節分などのそのときどきの話題についてみんな話をするのですが、親を亡くした子にとって「母の日」「父の日」を過ごすのはけっこう大変なことです。でも、実は「父の日」「母の日」は100年くらい前にアメリカで始まったときはお父さんやお母さんを亡くした子どもが追悼するために始めたのだと教えてあげると、亡くなった人に手紙を書こうとか、亡くなった人の思い出の品を久しぶりに出してそれを眺めてみようとか、そんなことをするきっかけにもなったりします。

子どもたち自身がこういう場を通していろいろなことを話せるんだと理解してくると、いま一緒に生活しているお母さんやお父さんに、これまで聞けなかったことを聞いてみようということになって、「喪失のあいまい」な部分が少しずつ減って、子どもたちの気持ちが落ち着いてくることにもなります。ですから、成長に合わせて子どもたちの理解が整理されていくということを大事にしたいと思っています。プログラムの最後に、「今日、一日どうだった？」という感想を聞く「おわりの輪」をするのですが、「さよなら、またね」というふうに区切りをつけることも大事にしています。

<地域でピアサポートの場>

ピアサポートは「同じような体験をした子ども同士が批判せずお互いを認め合い、それぞれ固有の体験談を語り合い、聞き合い、支え合う」つながりです。同じ体験をした人が元気に過ごしている姿を見ると「きっと自分もそうなれるかもしれない」と思えるかもしれない。地域が「そういう場所って大事だよ」と存在を認めてくれることが子どもたちの居場所をつくること

になります。子どもが生活上の不安や心配事から解放されて、子どもらしく遊べる時間を確保する。ふだん話せないことを話したり、「今大変なんだけど」と助けを求めることを学ぶ

地域でピアサポートの場 (空間、時間、仲間)をつくる①

- ピアサポートとは同じような体験したものの同士が批判せずお互いを認め合いながら、それぞれ固有の体験談を語り合い、聞き合い、支え合うつながり。誰かと一緒にいながら自分自身でいられる場
- ピア=同じような体験をした者同士
- シェア=自分の気持ちに丁寧に触れながら、自分の言葉で語る。その場にいる人の話を聞き合う。
- エンパワー=比較せず、非難せず、それぞれの歩みを認め合い、指示し、支え合う
- モデル=誰かの歩み、気の持ち方か考え方を参考にする

こともできます。また、奨学金制度やいろいろな情報を知り、進学や夢を諦めずに追いかけていいと感じることができればさらにいいと思います。

子どもは遊びを介して表現力、創造性、想像力、コミュニケーション能力を獲得します。先ほどいろいろな“ごっこ遊び”の話が出ましたけれども、あれは遊びを通して事実に向き合う力なのです。ですから、決して変なことではありません。それを周りの人が認めてくれると、自分で自分を認める力が出てきます。そういう意味ではカウンセリングよりは遊びを通してのいわゆるプレイセラピーに近いかもしれませんが、そこには同じような経験をした子どもがいることがとても手助けになると思います。

<レジリエンス>

“レジリエンス（弾力性）”とは、非常につらい体験をしたにもかかわらず、新しいつながりや表現を身につけることによって、その子が本来持っている力を得やすいようにすることです。つらい体験をのちの人生に生かしていくという、“心的外傷後成長”と最近は言っているものですが、これを可能にするのは「あなたはそういう気持ちなんだね」とやはり理解してくれる人が必要です。家族だけでは非常に難しいと思います。家族の大変さと子どもの大変さをわかってくれる大人がいる、そういう場所があることが大事です。

レジリエンス

- もともとは物理学の分野で「外圧による物体のゆがみ(ストレス)に対する「反発力・復元力」の意味。
- 社会学・医療人類学など様々な分野＝ストレス下における負の影響の受けやすさを示す「vulnerability(脆弱性)と対極する「その人自身が持つ回復力」「健康的に生きる力」「良好な適応力」
- 「外圧によるゆがみ(ストレス)」がありながらも、肯定的な未来志向、感情の調整、興味関心の多様性、忍耐力などが持てるようになること

<人が人に関わるということ>

子どもは聞き手がいないとなかなかしゃべれません。私も「お母さんを支えて頑張ったね」とか「お金がかかるのに進学するの?」と言われたことはありますが、「今どんな気持ちなの?ご家族はどんな感じなの?」というふうに聞かれたことはほとんどありません。聞いてくれる人がいたら、「あのね」というふうにたぶんキャッチボールができたと思うのです。大人って、力になりたいと思ったとき、先にアドバイスしてしまうのです。しかし、家族を亡くした子どもたちは我慢することで家族を支えているので、余計に言いづらくなっている可能性が高いです。ですから、つらい立場の子どもたちがもしいたら、アドバイスよりはまずは聞いてあげることが実はサポートになると思います。

人が人にかかわること

- 他の人がかかわることで、本人だけでは果たせないことが可能になったり進めたり
- 人は、何か、もしくは誰かが自分の安全を守ろうとしてくれていると感じる時のみ、人として生きられる
- 応答する存在としての「人」
- 「受け取る」人がいて話せる
- 「話す」→「放す」→隙間が生まれる→新しいこと、知らないことが入る可能性が高まる→感じ方、考え方が変わる→「居つき」からの解放→これまでの体験・物語の語り直し→故人とは違う人生へ

<支えることのゴールは?>

つらい経験をすると自殺に追い込まれる可能性があります。ですから、できるだけ自分らしい生活が送れるように、人とつながっていること、悲しみの中でも楽しみができるようにすることはとても大事なことだろうと思います。困ったときは「助けて」と言える、独りじゃないと実感がある、新しいつながりをつくれるように。このように誰かとつながっていることが大事なきっかけになるかなと思います。

「死別を体験した子どもを支える」ということで話してきましたが、実は「死別を生き延びている子どもをどう支えるか」というタイトルのほうがいいのではないかと思います。交通事故に遭ったことは時間的には過去になっていきます。しかし、いろいろな影響は現在進行形で、それは大人になっても起きます。

被害者支援のいろいろなセンターが各地にできたのは、当事者たちの声が聞こえてきて制度にしてきたということがあると思うのです。ですから、制度を活かすために、できるだけ多くの遺族の方や子どもたちの声を丁寧に聞いていく必要があるのではないかと改めて思いました。

わたくしがやっていることは一つの例ですが、今、このようなグループや場所が全国にできつつあります。今後も増やしていきたいと思っています。

(5) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、ご遺族の話と講演を受けての感想や今後の課題等について意見交換が行われた。

<家族を亡くした子どもたちへの対応について>

[意見]

- ・児童が事故を目撃した場合は保護者会などを開いて心理教育的な関わりをしたり、担任や養護教諭からの相談を受けて観察やアンケートチェックをしている。県としてスクールカウンセラーの必要があれば行く形になっているが、児童にとってなじみがないという話もあったので、先生方をサポートするなど支え手を支えることはできるかなと思った。
- ・県では緊急支援ということでエリアカウンセラーがおり、学校が希望すれば出向くことはできるが、予算や緊急度による。ただ、待っているだけではだめな場合は、こちらから連絡をとって動くべきだと思っている。緊急の場合、24時間以内に教職員が集まり事実確認や対応の共通理解をし、48時間以内に児童の状況を把握し、72時間以内に保護者会を開くというシステムになっている。
- ・文科省ではすべての小中学校にスクールカウンセラーを配置する方向で動いているが、予算や臨床心理士の人数の問題もあり、県では100弱の中学校のうち56校に配置し、あとは教育相談員を充てている。緊急度については総合的な判断で行っている。児童や保護者に知らせる必要がある場合は、被害者の家族と連携をとって伝えることが大原則だと思う。
- ・児童のケアについては基本的には学校でやっていただくのがいいと思うが、市町村の教育委員会から「スクールカウンセラーが入れるまで緊急的に県警の支援室から臨床心理士を派遣できないか」という相談を受けたときは学校の先生やスクールカウンセラーと連携をとりながらスムーズな継続的支援ができるようにしている。

[佐藤氏]

- ・事故等があったとき、小中学生は突然来たスクールカウンセラーになじみがなく、普段一緒にいる養護の先生のほうが話しやすいのではないかなと思う。
- ・小学校の先生の対応について、事故の話題を避けたり、配慮の欠ける人もいると聞く。私は息子の事故のあと残されたきょうだいに寄り添ってくれる先生がいてくれたら娘の人生は違っていたのではないかなと今でも思う。

[渡邊氏]

- ・学校側はできるだけ事故状況の正しい理解と把握に努めていただき、被害者の了解を得た上でPTAに事故状況の説明をしてほしい。娘の事故のとき、変な噂や間違った情報が流れてしまった。
- ・卒業式や入学式への参加について、学校のほうから遺族の家族に聞くなど配慮があればうれしいと思う。また、学校に置いてある子どもの荷物の受け渡しについても親の気持ちを聞きながら行ってほしい。

[西田委員]

・子どもグリーフサポートステーションでは「ひとりの子どもが育つには村中の人が必要だ」というアフリカの諺を掲げているが、交通事故で身近な家族が亡くなった子どもたちを支えるには、コミュニティが家族や子どもたちとどう関わるかが課題である。サポートする資源としてスクールカウンセラーや学校の先生たちの理解や連携、管理職の考え方は大事である。

<感想・その他について>

[意見]

・県として被害者支援を行っているが、「共感し、支え、寄り添って」と口で言うのは簡単だが、前段階として「受け止める」作業が必要であるが、ここは難しいところである。県では交通事故相談所や犯罪被害の相談所を持っているが、広報啓発活動がメインになっており、被害者の声を活かしていく必要があると改めて感じた。具体的なお話をお聞きできて大変よかったと思う。

・学校としては子どもと家庭に寄り添うことを大切にしていかなければいけないと思っている。そのために臨床心理士会を初めとするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関とのチームとしての連携をどのように図るかを考えながら取り組んでいく必要があると強く感じた。

・学校の現場でスクールカウンセラーが信頼され、「どうしたらいいのだろうか」と頼られる力をつけていくことが現状としては必要なのかなというふうに今日のお話を聞いて思った。

・遺族の中には学校と気持ちのつながりがうまくいかなかったり、学校よりも警察の支援を受けたいという人たちもいるので、その場合は被害者支援室のカウンセリングも積極的に行っていきたいと考えている。学校に断られた場合、捜査員や警察本部に直接お電話をいただければ相談に乗りたいと思っている。

・NASVAの制度は限られているが、中身がよくわからなかったという指摘もあり、認知度がまだ薄いのかなと思っている。被害者は人それぞれなので、どんな支援を必要としているのかを見極めるのが難しいと感じながら仕事をしているので、お話をいろいろ伺うことができ非常にありがたい。今後とも広報啓発活動に努めていきたい。

・被害者への接し方やサポートについて、「誰々ちゃんの分も頑張って」と言ってしまう警察官もいると思う。今日のお話を現場の警察官に伝えていくのが私の仕事だと痛感した。

・警察官は必ず現場に行って被害者・被疑者に接するので、そこでの対応が後々までも影響する分が大きいと感じている。現場の捜査員が感じていることを各所属団体に引き継いで共有していただけるようにしたい。

・お話を伺い、どう接したらいいのだろうか判断に迷うケースもあるが、真摯に対応させていただき、少しでも気持ちがほぐれ、何か参考になることがあればと思っている。検察庁や被害者支援センターで法テラスを紹介される場合、同伴して来ていただいてその上で連携

できるほうが被害者も安心していただけるということを何度か経験している。被害を受けた家族といっても子どもを支援するケースを考えていなかったのも、非常に意味のある話を伺った。本部での会議などでも話したい。

- ・被害者支援センターは被害者に寄り添って心をケアする、あるいは平穏な日常生活に戻るまでの間、途切れない支援を行うが、同時に被害者が置かれている現状を広報啓発することも大きな仕事なので努めていきたい。

[渡邊氏]

- ・子どもの状況が一番わかるのは学校の先生方だと思う。そして、先生方のバックサポートを臨床心理士の方がしていただければより良い支援ができるのではないかと思う。

[西田委員]

- ・寄り添い、連携してサポートを支えるということであるが、改めて遺児・遺族の置かれた状況、お気持ちを「理解する」ことが大切だと思った。理解からスタートして、それを寄り添いと連携につなげていくことになればと思う。

(6) 意見交換のまとめ

ご遺族から直接話を伺い、交通事故で家族を亡くした遺児・遺族を支えるには、コミュニティがどの様に関わるかが課題であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係機関と教育機関の連携や、教員の理解が重要であることを再認識した。

2. 大分県

(1) 出席者（敬称略）

- ・平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員
国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 准教授 白井 明美
- ・ご遺族 2名
浜崎 満治
竹山 武志
- ・大分県生活環境部生活環境企画課 2名
- ・大分県中央児童相談所 1名
- ・大分県教育庁学校安全・安心支援課 2名
- ・日本司法支援センター大分地方事務所（法テラス大分） 1名
- ・大分県臨床心理士会 1名
- ・公益社団法人大分被害者支援センター 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構本部被害者援護部 2名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構大分支所 2名
- ・大分県警察本部警務部広報課犯罪被害者支援室 1名
- ・大分県警察本部交通部交通指導課 1名
- ・事務局 2名

(2) 会場

ホルトホール大分 410会議室（大分県大分市金池南1-5-1）

(3) 講演「子どもの心理と支援」

国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科准教授であり、平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である白井明美氏より、「子どもの心理と支援」と題した講演が行われた。

[講師] 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科准教授 白井 明美 氏
(平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

[要旨]

<交通事故による死別の特徴>

交通事故での死別の特徴としては、人数が多いこと、加害者の意図的なのか不注意なのかという責任性が不明確であることが多く、またご遺族にとっては「なぜうちの子もあるいは妻、夫が亡くならなければならなかったのか」と長期間苦しむことが多くあります。別れの準備、死の告知が不十分です。また同乗運転事故で自分が運転して助手席にいる家族が亡くなる場合は、ご自身が被害者で遺族でもあるという、多重的なトラウマに悩まされるという状況もあります。その他、二次被害の問題、対人関係に支障が起きたり、家庭内でも家族

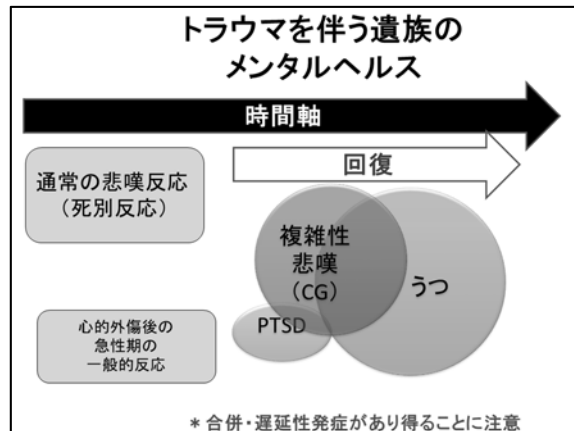
の回復過程の相違による問題もあります。これらのことは、サポートするときに支援者として常に意識して考えていく必要があると思います。

<トラウマを伴う遺族のメンタルヘルス>

遺族の誰もが元気になれる、またはずっとつらい状況でいるわけではありません。そこには個人差があります。時間が流れる中で、悲嘆反応がある方、心的外傷後の反応がある方、それが重複している方もいます。どこの段階で皆さんの機関を訪れるかは、その方それぞれの事情によります。

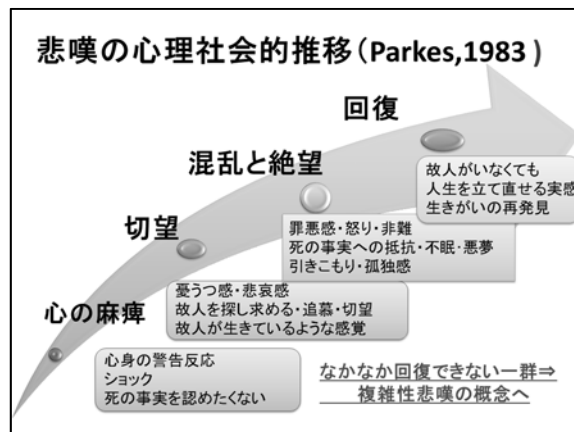
トラウマとは個人の対応能力を超える強い恐怖や戦慄を伴う体験ですが、その時だけ

で忘れてしまうのではなく長期的記憶となることがあると言われています。PTSD（心的外傷後ストレス障害）という言葉も聞かれたことがあると思いますが、トラウマとなる出来事があるって、“再体験”と呼ばれるように、思い出したくないのに頭の中に入り込んでくるようなつらい症状がよくみられます。トラウマを経験された方は世の中に対して見方が変わってしまうと言われます。皆様方の窓口に来られる遺族の中には、悲観的、絶望的であり、周りの方を信用できないと訴える方も少なくないでしょう。それは大きなトラウマを経験された方に共通する一つの症状と捉えていただければと思います。



<悲嘆の心理社会的推移 (Parkes, 1983) >

大事な方を亡くした心の悲しみの症状を悲嘆(グリーフ)といいます。悲嘆の心理社会的推移として、学問上は、「心の麻痺」(死の事実を認めたくない) → 「切望」(故人への追慕) → 「混乱と絶望」(死の事実への抵抗) → 「回復」というような流れを一般的には進んでいくと考えられています。個人差がありますが、この中のいつの段階かということに注目していただくこともいいでしょう。また、悲しみの状態が長く続いている方を「持続性複雑死別障害」と呼んで専門的なサポートをしていこうという動きも生まれています。



<さまざまな時期の子どもの反応>

児童期までの子どもですと、6歳以降には「死は終わりである」ことを理解すると言われていますが、死を否定したり、強い動揺や麻痺が出てくるなど、その事実を心の中で呑み込めない状況が生まれてくることもあります。また、「トラウマ的な行動化」と呼ばれている

のですが、関連する遊びを再現したり、悪夢を見たり、事故を思い出すようなことがあると緊張したり、眠れなくなる子どももいます。赤ちゃん返りをしたり、警戒心が強くなる、亡くした人を探し求めたり、事故について「自分がいい子でなかったからだ」と自分に責任があると誤解することもよく見られます。

思春期になるとさまざまな事情が呑み込めるようになります。家族との死別をきっかけに生死や宗教について深く考えるようになったり、自分が生きていることに罪悪感を抱いたり、親が非常に悲しんでいる様子を見て「自分が死んだほうがよかったと思った」という子どもからの声もありました。死別を経験していない人との違いに悩んだり、乱暴になったり、反抗的になったり、引きこもりになるなど“行動化”が表れることもあります。反対に事故に関連して考えることを避けたり、何もなかったように行動する場合もあり、大人はどのように対応していいのか、取っかかりが非常に難しいなと思います。

青年期は基本的に成人と同じような反応です。進学や就職に伴う転居など環境の変化も大きいときですし、事情をまったく知らない人と会うことも増えてきます。家族が一人いなくなったことをどのように伝えていくかを悩むという話を聞きます。親のことを心配する一方、親とは距離を置いて自立したいと考える人もいます。

年齢には関係なく、亡くなった人への愛着が特に強いときや、他の喪失、例えばペットの死去と重なったり、死や別れを思い出せるきっかけが多くあると、子どもの悲しみをより深くする要因となります。

<支援者に必要な態度>

支援者に必要なことは、どんな話が来てもそのまま受け止めようという受容的な態度だと思います。“関係づくり”が第一歩になるのではないのでしょうか。混乱や苦しみの深い時期には説得や励ましはせず、遺族の考えを解釈や判断をしないで、聞くことに比重を置きます。それから問題を整理し、当面の目標を設定する。遺族にとって「今日一日生きる」ことが大事な目標になると思います。その上で将来に向けてやらなければいけないことの見通しを示していく。その上で、支援者が自分の職種の独自性や可能な範囲を設定することも大切です。静かでプライバシーの守られる場所も必要でしょう。そして、被害者がさまざまな感情を吐き出すことは推奨されることだと伝えていただきたいと思います。悲しみが強

支援者に必要な態度 1

1. 相手に安心感を持ってもらえるような受容的な態度
2. 詳細を聞き出すよりも、まずは関係づくり
3. 混乱、苦しみの深い時期に、説得や励ましはしない
4. 遺族の考えに解釈や判断をせずに聴くことに比重を置く
5. 問題を整理し、当面の目標を設定する
6. 職種の範囲に応じた関わり(可能な範囲の設定)
7. 静かでプライバシーが守られる場所で、対応に必要な十分な時間をとること

支援者に必要な態度 2

8. 罪責感や復讐心などさまざまな感情を吐き出してもかまわないことを保証する
9. 悲嘆には苦しみを緩和する機能もあることを理解しておく(病理化しすぎない)
10. 悲嘆の終着点はさまざまと認識する
11. 死別に関する誤解を知り、二次被害を防ぐ
12. 生活の諸問題(経済、教育、裁判、偏見、信仰など)について対応方法を考え、社会資源やケアの利用が継続するように支援する
13. 次回の約束、連絡方法の確認など今後の支援継続につなげる工夫
14. 対応内容の共有、連携、支援者のサポートの機会をつくる

小西聖子・白井明美「悲しみの後遺症をケアする—グリーフケア・トラウマケア入門」
(角川学芸出版)

すぎる被害者もいるかもしれませんが、悲しみを表に出すのはその人にとって悲しみを緩和するための大事な作業であることもあります。

死別に関するいろいろな誤解があるかもしれません。二次被害につながるような言葉はどんなものなのかを考えてほしいと思います。また、経済、教育、裁判、偏見、信仰といった生活の諸問題について対応方法を考え、社会資源やケアの利用が継続できるよう、その人に合った支援や配慮をして、次回の約束や今後の支援継続につなげる工夫をしていただきたい。対応内容の共有、連携については、今日の意見交換会のような場を皆様方の地域でもいろいろな形で続けていただくといいと思います。

<これからのとき：大切な方を亡くしたあなたへ>

これは日本ホスピス・緩和ケア研究財団の冊子に書かれているのですが、交通事故だけでなく、家族を亡くされた方にとって「悲しんでいるときに必要なこと」です。

時間をかける。休養をとる。日常のリズムを安定させる。身近な目標を持つ。小さな喜びを持つ。希望が見える日がくることを信じる。

そして、「悲しみを和らげるためにできること」。

体験について知ること。気持ちを話したり、書いたりする。体にいいことをする。亡くなった人のためにできることをする。周りの人に助けをもらう、ということです。

<子どもの悲嘆への対応のポイント>

子どもには「どういう状況で亡くなったのか」ということはたぶんわかりません。ですから、理解ができる年齢になったら、誰かがきちんと真実を伝えることが必要でしょう。

子どもの考え方で考えることや、批判しないこと、適切な言葉を使うこと、感情を認めて受け入れることが大切です。親が悲しんでいるのを見て、私も悲しんでいい

のかなと思ったり、私の気持ちはどこに出せばいいのと思う思春期の子もいます。そのときは、学校の先生方やカウンセラーの活躍の場ではないかと思います。

周りにいる人が自分の気持ちをきちんと出して生産的な対処をしたり、体を大事にしたりと、無理をしない生活態度だと、子どもも「自分もマイペースで生きていっていいんだ」と学ぶ機会になると思います。真実を追求したり社会のために活動する親の姿を見て、子どもも「何か自分にできることをやりたい」と願うようになるかもしれません。

<現在の家庭・生活における子どもの状態を把握し、対応するには>

子どもにとって日常的に繰り返し取り組める活動をつくること、例えば、月命日に墓参りに家族で行くことは、そのことについて話せるよい機会になるでしょう。青年期の子は親と

子どもの悲嘆への対応のポイント

1. 真実をつけること
2. 子どもの考え方で考えること
3. 批判しないこと
4. 適切な言葉を使うこと
5. 感情を認め、探索し、受け入れること
6. 安心して開放的な雰囲気にすること
7. 役割モデルとなること
8. 考えを共有できる機会を与えること
9. 死の重要性を認めること
10. 思い出が慰めとなるので、思い出す機会を生徒に与えること

(出典：カルフォルニア開発的カウンセリング協会編、国分康孝、国分久子、坂本洋子訳、(2002)クライシス・カウンセリングハンドブック、誠信書房)

気持ちを共有することが苦手かもしれませんが、儀式的なことを通じて気持ちを共有できるかもしれません。死のとらえ方や受け止め方を家族間で共有することも大事です。亡くなった方の話を思い出として話せる環境が風通しのいい関係につながると思います。

そして、家庭内での役割変化があっても、子どもとして大事に育まれる部分を確保する。亡くなった親に代わって家族を支えるようになって子どもとして大事にもらえる時間は必要です。

<配慮が必要な方々の特徴と対応例>

「亡くなった方との関係性が強い」場合は、その人なしでどうやって生きていくかを考える時間が必要です。「他のストレス（仕事、家族）が高い」場合や「時間経過において、悲しみの感情に変化が乏しい」場合も配慮が必要です。

「故人への思慕やこだわりが非常に強い」場合や、逆に「故人に関係することを極端に避ける」場合、気持ちが非常に強く出た

り、あるいはまったく寄せつけないような話しぶりになることも多いため、それらのある程度予測して対応することが必要です。物事を決めるときに非常に時間がかかる場合も少なくありませんが、遺族は通常の状態にいることにエネルギーを使っているため、ねぎらいやいたわりの気持ちを忘れないことです。

配慮が必要な方々の特徴と対応例

1. 亡くなった人との関係性が強い場合
2. ほかのストレスが高い場合（仕事、家族など）
3. 時間経過における悲嘆の感情に変化が見られない
4. 故人への思慕、こだわりが非常に強い
5. 故人（喪失）に関連する物事への強い回避
6. 死別関連の出来事に過剰な反応が生じる
7. 強い罪悪感、罪責感、怒りがある
 - 訴えの過剰、過少を予測して対応する
 - 不安、落ち込み、怒りに配慮して対応する
 - 決定に時間の猶予を保证する
 - ねぎらい、いたわりを底辺に置いた対応

<支援する人のメンタルヘルスとその対応>

支援する方々も日常的につらい話を聞くことは、柔らかく傷つく状態が続いているようなものです。そういう気持ちを放置しておくことで感情の動きが鈍くなったり、自分の暮らしに興味や関心が持てなくなることがあります。それを“二次的外傷ストレス”とか“燃え尽き”と呼ぶこともあります。つらい話を聞いて、家に帰ると何気ないことで家族が怒っていたりすると無性に腹が立つことがあるかもしれません。自分なりにそこを和らげるよう、意識していただければと思います。

他の人の気持ちに目が向かなくなり、非常に事務的に対応することもあります。それは人間の持つ「暗い部分」に接したときの非理性的な恐怖であり、避けたいという気持ちが起きるからです。もしかすると自分の力量より多くの仕事を受け持っているかもしれませんので仕事量について考える必要があるかもしれません。そして、信頼されていることを信じられ

支援する人のメンタルヘルスとその対応

- 傷ついた気持ちを抑圧したり、無視したりすると、感情の動きが鈍くなり、生活に興味や関心が持てなくなることがある（燃え尽き・二次的外傷後ストレス）
- 人間の持つ「暗い部分」に接する時の非理性的な恐怖→回避的な反応 (スモーリン,2007)
- 複数の柱の支えの確保
 - 体調管理
 - 秘密が守られ、共通理解の図れる場での共有、svなど
 - 研修の効果
 - 個人的生活の充実
 - 死生観を育む
 - 自身の死別・喪失体験についての心の整理

る状況や、複数の柱の支えを確保していくことが大事でしょう。支援者の中には死別の経験がある方もない方もいると思いますが、基本的にはどんな立場の方でもきちんと経験を積むことでこの分野の仕事はできるはずです。もし、経験が不足していると思われる方は体験された方と触れ合う機会を増やし、反対に経験のある方はいろいろな感じ方をする方がいるということを意識していただくとよいと思います。

(4) ご遺族の話

交通事故で子供を亡くした親の立場である浜崎満治氏、竹山武志氏より、被害者遺族に必要な支援ときょうだいを亡くした子供の反応について体験談が語られた。

○浜崎 満治 氏

[要旨]

<15歳のMessenger>

浜崎奈那、長女、宇佐高校の1年2組でした。平成19年10月、後ろから来た脇見運転のトラックはブレーキをかけることなく、自転車で高校から帰宅中の奈那をはねた。それから、2日後、目を覚ますことなく、奈那は旅立ってしまいました。あれから始まったのはつらく信じられない別世界でした。私たちの何がいけなかったのか、私たちにどうしろと言うのか、なぜ逢えなくなってしまったのか。平凡な家族4人の生活がどんなに幸せだったか、いまさらながらに痛感する。大切なことはなぜ失わないと気がつかないのか。笑顔、思いやり、そしてこんな大切な命。

あの日、奈那がどれくらいの人を愛し、愛されていたかに気がついた。病院にたくさんの方々が駆けつけてくれました。とめられた自転車400台。通夜に700人、告別式が900人、斎場に入り切れませんでした。自分がとってもちっぽけだな、と気がつきました。

<加害者>

皆さんも加害者にはなりたくないと思います。あなたがいい人なら、自分の行いで人の命を奪うことはとてもつらく苦しいことだと思います。あなたが悪い人なら、逃げたり、嘘についてでも自分の身を守ろうとするかもしれません。

私たちの加害者は、事故現場の近くに住む49歳の男性でした。彼には妻も娘もいます。右側に見える自宅に目をとられ、まったく気がつかなかったとのことでした。左目が義眼の上、脇見運転だったのです。事故は突然に悲劇をもたらします。あなたはあなたのため、被害者になる人のため、お互いの愛する人のため、気を引き締めてハンドルを握る責務があるのです。私はこのような悲惨な事故が起きない社会を願っています。

<あの日から…>

あの日から、妻は家に一人であることができなくなりました。次女はしばらく学校に行けなくなり、お風呂に一人で入ることができなくなりました。私は消えてなくなりたいと思いつけ、なぜ自分がいるのか、自分の存在が許せない時期が続きました。いろいろなことがフラッシュバックして思い出されます。小さいころの思い出もあるのですが、病院、霊安室、お通夜、お葬式とつらい場面が浮かびます。その中でも一番つらかったのが火葬場です。私は喪主でしたので、前にある赤いボタンを押さなければならなかったのです。

すべてが悲しみにつながります。娘は友達が多かったので友達が訪ねてくれるとうれしいのですが、「もっと一緒にいさせてあげたかった」と思いつらくなります。食事に行っても、買い物に行っても、思い出すことばかりで家で過ごすことが多くなりました。また、事

故現場は加害者の家の近くなのですが、そこにお花や供え物をするとなくなるが続きました。私たちの心が傷つけられたことは言うまでもありません。

私は、当初はどこに何を求めていいのかまったくわかりませんでしたので、インターネットで同じ境遇の方の情報を集めました。後を追った方、心療内科の薬の世話になっている方、離婚した方、閉じこもっている方、不当な裁判で苦しんでいる方がいます。その中で、社会的な活動に足を進めていく方もいます。

<言葉は毛布であり、言葉はナイフである>

私は、生涯、無縁だと思っていた人たちに接することになりました。四十九日が過ぎたころに事故の状況を聞きに警察に行きました。警部補が出てきて、何か機嫌が悪かったんでしょうか、「何が聞きたいんですか!」と言われました。私たちは被害者なのに加害者みたいな言われ方だったと感じました。10年前です、被害者支援という概念もまだ広がっていない時期だったと思います。次に、検察庁に行ったのですが、検察官が故意と過失の説明の中で「あなたもうっかりするでしょう?」と言われました。弁護士には「加害者も運転免許を取り上げられて、社会的に罰を受けています」と言われましたが、奈那は命を奪われています。とても比較にならない言葉です。このように、法に関わる職種の方からの言葉は私たちには冷たいものがありました。

また、日々の生活の中でいろいろな方から言葉をかけられます。「早く立ち直ってほしい」という思いからでしょうが、それらがまた私たちを傷つける。「早く元気になってください」「もう落ち着かれましたか?」「生きている娘さんを大事にしないと」。私は今でも長女も次女も変わりなく大切です。「私だったら気が狂うわ」、これはうちの妻が言われた言葉です。「いつまでも悲しんでいると成仏できませんよ」、悲しんでいる自分がだめな人間のように思えました。事故当時は何も考えられないし、何もできない衝撃の中にいますが、日がたって判断力や注意力が戻ってくると、悲しみが絶望的にどんどん深くなっていきます。「早く元気に」「落ち着かれましたか」という言葉にはギャップを感じました。

しかし、あるとき、同じく子どもを亡くしたお母さんに「背負っているのは悲しみじゃなく、それだけ大きな愛なんだよ」という言葉をいただきました。私はその言葉に助けられました。背負っているものが愛ならば、一生、背負って生きていいのだと思いましたが、今の自分でいいのだと思いましたが。言葉はナイフのように傷つけることも、毛布のように包んでくれることもあると感じました。

<講演活動をはじめよう>

こんな人生、無意味だ、いなくなりたいと思いましたが、それでは奈那ががっかりするだけ。「親に先立つ子は親不孝者」、これはうちの両親に言われた言葉です。奈那は親不孝者なんかじゃない、それを証明するためには、私は自分の人生を意味あるものにしなくては行けないと考えました。そして、お別れから6カ月たった月命日に奈那のホームページを開設しました。奈那の鼓動が終わるとき、「いつも一緒にいるよ」って言ったね。これからも一緒に歩くことが私の未来なんだという思いから、私は講演活動を続けています。

今回は46回目の講演になります。8年間の間、学校、少年院、刑務所にも行きました。私は奈那の同級生が3年生になって卒業する前に、友達でいてくれた感謝の思いを込めて、校長先生にお願いして宇佐高校で講演させていただきました。宇佐高校では奈那のためにハナミズキの木を植え、木のオブジェに名前を書き、そして木はいつかは腐るからと石碑をつくっていただきました。奈那のために卒業式もさせていただきました。

<出会い・支援>

インターネットで子どもを亡くした親たちから情報もらった、そこからが始まりでした。その中で、交通被害者遺族の会へつながり、そして被害者支援センターにつながりました。被害者支援センターの方には検察庁にも一緒に行っていたいただき、大変多くのご支援をいただいたと思っています。

奈那は成人式まで生きていたことができませんでしたが、被害者支援センターの方々のご協力もあって、一般成人式の日に横の小ホールで「もう一つの成人式」を開催していただき、市長さんにも来ていただきました。事故後、妻が「奈那にぴったり」と買ってあった振り袖が、多くの方々のご支援で晴れ着となることができました。

次女には母方の祖母がずっとついていてくれました。次女の友達や妻の友達も来てくれました。次女も宇佐高校に行きましたが、「知られたくない」という気持ちが強かったようで、石碑があってもあまり関与しなかったようですが、学校も配慮してくれていました。宇佐高校から多摩美術大学へ行き、今は好きな道を進んでいると思います。

奈那の事故後、妻は看護師の仕事をやめ、調理師免許をとり、陶芸やお花と自分らしくしています。私は大学院の博士課程に進み、博士の学位をいただきました。仕事も管理的な立場にいますが、これだけが私の人生の意味ではないと思っています。今日のような機会をいただいております。学校でお話ししたり、皆さんの交通安全に対する意識が高まり、愛する人を亡くした方の心が和むことに役立つことが私の人生の意味である、と思っています。そして、奈那は命のメッセージで、今も活躍中です。

「お子さんは何人ですか」と聞かれたとき、当時、「2人」というと、ちょっと後ろめたい感じがしていたのですが、今は迷うことなく「2人」と答えています。次女も同じく2人と答えているみたいです。

<一緒に生きる>

皆さんは、愛を背負っていますか。愛を背負うということは時に思い通りにならなくて苦しいものです。私の場合は逢えなくなってしまいました。私は悲しみを忘れることはありませんが、とどまっているわけでもありません。私がこの世を去るとき、あなたと出逢えたからこそ、私はここまで来れたのだと胸を張れるのです。つらいと思うことも、あなたを思い出せば取るに足らないこと、親不孝どころか、あなたは今も私の力です。そして、未来へ続く力なのです。いくら気をつけていても、被害者になることはあると思います。でも、加害者にならないように努力することはできます。交通事故を起こさず、遭わないよう、交通安全をよろしくお願ひしたいと思っています。

○竹山 武志 氏

[要旨]

<子どもをなくした苦しみの中で>

平成 24 年 2 月 10 日生まれ、竹山沓里（かずさと）、とても可愛い子でした。沓里は四歳の誕生日を迎えたばかりでした。平成 28 年 3 月 20 日、現役の陸上自衛官の脇見運転によって殺害され、一瞬の過ちによって命を奪われて、人生を終わらせられました。自宅前の道路を手を上げて横断中に、次男の目の前で、車にぶつけられました。車を運転していたのは隣の部落の人で、中学の PTA で一緒でした。湯布院駐屯地の自衛官で三十数年車両運転していた人ですが、うちの畑の菜の花に見とれ、ノンブレーキの状態でぶつけたということでした。次男が「沓里が車にひかれた」と叫びながら私を呼びに来ました。たぶんいるはずだろうと思ったところへ駆けつけたら、はるかかなたのほうに飛ばされていました。後から知ったのですが、衝突場所から 43 メートルだったのです。その瞬間、無理かもしれないと思ったのですが、生きていることを信じて救急車に乗りました。搬送された病院で、生きようと頑張ってくれましたが、3 時間後、亡くなりました。

私はこの子が亡くなったときには立ち直れないと思いました。なぜ自分が生きているのかという思いの中、仏教や哲学に救いを求めました。お釈迦様の教えに、生きる苦勞、老いる苦勞、病む苦勞、最後には死ぬ苦勞という生老病死の四苦と、愛する者と別れなければならない愛別離苦、憎い者と出会わなければならない怨憎会苦、求めても得られない求不得苦、そして五蘊盛苦の 4 つを足して四苦八苦があります。生老病死は、間違いなく、私たちが出会う苦しみですが、今回の事故はあとの八苦のほうです。愛別離苦は、最愛の目に入れても痛くない、この子が一瞬にして亡くなったことです。怨憎会苦とは、加害者が 1 キロ先に住んでいるので、会い続けなければいけない。もう一つ、求めても得られない求不得苦。この子のことを生き返らせてくれといっても、これはもう叶えられない。生き残っている親は苦しみもがいていますが、しかし、逝ったあの子は病む苦しみも、老いる苦しみも、死ぬ苦しみも感じることなく、まったく経験することなく、あの世にいけたのではないか。でも痛かったらと思う。仏教では、抜苦与樂、苦しみを取り去って樂しみを与える、という考え方があります。私も苦しみをできるだけ抜いて、沓里と共に生きていたらなと思っています。

<写真集『生きているってすばらしい！！』>

沓里はとても可愛かったので、親馬鹿で申し訳ないですが、この子の元気だった姿を、そして生きた証をみなさんに見てもらいたいと思って写真集を作りました。題名は『生きているってすばらしい！！ーぼくをわすれないで 沓里の千五百日ー』と付けました。沓里の人生は、1,500 日でありました・・・。

「その日は、菜の花がきれいに咲いていて、希望の黄色が広がる、楽しいばかりの春でした。あまりにも突然で、あまりにも早すぎる別れが与えられ、当たり前が最上の幸せであって、生きているということが何よりすばらしいのだ、と気づかせていただくことになった、忘れられない春となりました。」

沓里は何も残していないんです。でも、この子が生きていれば、どれだけ多くの人に会えたのか、どれだけのことをしたのかという思いで、何か残してあげたいとこの写真集を作りました。私たちの願いのひとつはこの本を見て、皆さんも、明日、被害者になるかもしれない、加害者になるかもしれないと、交通安全ではなく、交通危険を少し意識しながら日々過ごして頂くことです。

<意見陳述書（残された子どもの状態）>

子どもの支援に関して、今、民事裁判の最中なのですが、意見陳述書に書いたことを紹介します。

道路に倒れ傷だらけ血まみれになっている弟の姿を、子どもたちは泣きながら声を掛け続けていました。

長女は沓里の面倒をよくみて可愛がっていました。高校の合格が決まった数日後に沓里の事故でした。高校に入学し、入学の喜びを書くであろうはずの作文に書いた文章は、「死」についてでした。「弟の死について振り返り、命があまりにもはかないものだ、死が自分たちの身近にある、特別なものではないということ、死は生きているものなら絶対に身に起こることだと改めてわかった気がします。」事故の後、救急車のサイレンを聞いたり、加害者や加害者の家族の姿を見ると吐き気がするといひ、夢にうなされることがあるようです。

長男は沓里とよく遊んでくれました。事故が起きてから一人で悩んでいましたし、親に心配をかけまいと、気丈に振る舞っていましたが、写真集を見ながら泣いている姿をよく見かけました。事故の2日後が小学校の卒業式でしたが、どうにか気持ちを切り換えてしっかりとした姿で立派でした。中学校に入って、モラロジー研究会に投稿した文章があります。

「命。僕は今年の3月に、一番下の弟を交通事故で失いました。今まで当たり前だった日常は一瞬でグチャグチャになりました。そのとき、支えになってくれたのは家族でした。みんなで泣いて、みんなで悲しんで、みんなで話し合い、また笑うことが少しずつできるようになりました。家族がいてくれることをありがたく思いました。僕はこんなにも簡単に、それも一瞬で命が消えていくこの世の中を許せません。それと同時に、こんな世の中を変えたいと思います。子どもから大人まで、すべての人に改めて知ってほしいのです。命とはいつ、どこで尽きるかわからないこと、そしてかけがえのない家族の大切さを。生きているってすばらしいということ。」

次男は事故を目の前で見てしまいました。「僕があそこにいたからカズ君が来た。自分のせいだ」と思いつめ、その道路を渡ったり、車に乗るのを怖がるようになりました。お葬式で「カズ君、ごめんなさい、カズ君、ごめんなさい」と何度も言っていました。そんな思いをさせてしまったことを親としても申し訳なく思っています。

三男は6歳で、生まれたときからずっと沓里と一緒にいました。事故が起きたときは、「僕がちゃんと見ておけばよかった」と繰り返し、私や妻に言っていました。お葬式のときの別れの言葉は「僕がちゃんと見ていればよかったです。バイバイ、カズ君」です。まだ死を理解できていないのかもしれませんが。亡くなってからも「カズ君、どこ？」と沓里を探すことがよくありました。

次男と三男は毎朝のお勤めとして沓里の仏壇の水をかえ、お線香をあげて、手を合わせていますが、長女と長男は事故を思い出すのがいやなのか、今は仏壇に手を合わせることはほとんどないです。それぞれ受け止め方が違うのだと思います。

去年末、喪中の葉書を出さなければと準備を始めました。私は非常に交遊関係が広いものですから、年賀状を2000枚くらい書くんですね。沓里の事故の事を、喪中の葉書で知らせるのは、つれないなと思ったので、「交通安全の祈りを込めて」という形のパンフレットを作らせて頂きました。喪中の葉書の代わりに皆さんに事故の内容と交通安全の祈りを込めた文章と、沓里の可愛い写真入りのパンフレットを送らせて頂きました。開いた面には、私が一番好きな、別府の実相寺にある竹細工伝統産業会館のロビーの前で撮った写真を使わせて頂きました。「おだやかなころでありますように」と安全運転の願いを込めました。

今後の事なのですが、私はこの子と共に生きて、被害に遭われた方とか、悩んでいる方とかに、この事故の経験を活かしてボランティアや支援ができればいいなとは思っていますが、まだ民事裁判の最中なものでして、それがどこまでできるかというところで悩んでいるところもあります。みなさん、この子のことを忘れないでやって下さい。交通事故はすべての人に起こり得るのだと沓里は身をもって教えてくれました。加害者にも被害者にもならない様にして頂きたいです。お互いがおもいやりを持って、おだやかな心で前を向いて、運転・通行していれば、ほとんどの交通事故は、防げるものだと思っています。

みなさんの安全運転、交通安全を心より祈っております。

(5) 意見交換

<体験談を聞いた感想>

[意見]

- ・いじめに遭ったり、不登校になっている子どもの親からの電話を受けることが多いので、これまで以上に相手の思いを考え、仕事に対応したいと改めて思った。
- ・お二人の貴重なお話をいただいたので、これを何かに活かす方法はないかと考えていたが、交通違反者の講習会でお話しされると非常に影響力があるのではないかと思う。講習を受けている人は身近なものとして受け止めてくれるのではないか。
- ・被害者と接する機会が多いが、お話を伺って何気ない一言が相手を傷つけ、二次被害につながるということがわかった。子どもの集いを行っているが、子どもへの声かけや、職員同士の会話についても気をつけたいと思う。
- ・私自身、一時停止を見落とした交通事故の加害者で、娘をNASVAの介護料受給者にしてしまい、泣いて暮らす日が多かった。自分の娘や息子の経験を話す中で相談に来られた方の困っていることを他機関につなぐことができたので、自分の経験も活かしながら、こういった場で得た情報や知識を生かして、これからの支援につなげていきたいと思う。
- ・NASVAでは年一回、交流会を開催しているが、被害者の方と接するとき、先程の講演であった「悲嘆の心理社会的推移」などの場面は難しく感じることもある。
- ・生活が一変する状況がよく理解できて、とても勉強になった。心理士の中にもいろいろ専門分野があり、被害者支援を主にやりたいという人はまだ少ないので、そこを啓発し、情報を流していくことが今私のできるのかなと思っている。しっかり受け止めて話を聞くことが私たちの仕事であるが、それに対して無力だなというジレンマもある。長く関わっていくことが大事だと思った。
- ・お二人の話はとても勉強になった。交通事故では親が亡くなって10年、15年たって、当時子どもだった遺児が子どもを産んだとき、つまり次世代の生活の支援が必要になるというケースが非常に多く、難しい問題だと考えている。

[白井氏]

- ・浜崎さんの高校（校長先生）では木を植えたり、石碑を立てるなどされており、管理職の理解は大事だと感じた。
- ・交流会という場があることはNASVAの力であり、初めて出会った方が心を通わせることができたということは大きな力になっていると思う。
- ・「悲嘆の心理社会的推移」は難しく書いたが、日本人が四十九日や、新盆、一周忌、三周忌という形で儀式を親戚や友達、家族と分かち合う中で心境の変化が生まれてくる。それをイメージしたものであり、これは死別だけではなく、身体機能の喪失や関係性の喪失などの人の気持ちの普遍的な流れとしても理解いただくとよいと思う。

[竹山氏]

・子どもを見たら減速するのは当然なのに安全確認ができていない。運転する人は自分は事故を起こさないと考えているのかもしれないが、安全運転の心得をしっかりとしないといけないと思う。あおり運転をはじめ、最近、運転が荒くなっていると思う。

<現在の取組み、今後の課題>

[意見]

・臨床心理士会は、いろいろなところで働いている臨床心理士を束ねる組織であるが、今、被害者支援センターと連携しており、被害者支援センターに相談があってカウンセリングにつなげたほうがいい事例の場合はそれぞれの臨床心理士につなげている。学校の場合はスクールカウンセラーとして、また精神科に勤める心理士にもつながることがある。事務局は大学の先生にさせていただいており、いつもつながる電話はないが、メールで尋ねることはできる。

・警察として、中・高校生に「命の大切さを学ぶ教室」で加害者にも被害者にもならないように話をしている。ただ、全校生徒を集めてということがだんだんできなくなってきたので、クラス単位や学年単位に変更し、少しでも多くの生徒に聞いてもらいたいと思っている。

・最初に二次被害を与えるのは警察が多い。言葉の使い方については十分注意するよう指導しているが、それがすべて伝わっているかは難しい。私自身は“ご遺族”ではなく“ご家族”という言葉を使っている。

・お二人から貴重なお話を伺い、感謝する。事故現場に最初に行って被害者や家族と接するのが警察、消防である。第一線の警察官が傷つけるような言動をしたということで非常に心痛む。そのようなことがないようにしたい。

・四季の交通安全運動、交通遺児救済援護事業等を行っている。あおり運転をはじめとする危険運転が許されないのはもちろんであるが、高齢化社会になり高齢者の事故も増えている。事故になれば、悪質な運転手であっても、悪質でない運転手であっても、結果は一緒である。交通事故が一件でもなくなるよう、すべての業務に関して丁寧に行い、自主返納等も含めて推進していきたいと改めて考えている。

・交通事故遺児の救済援護事業を担当し、小学校から中学3年生まで、入学金、クリスマスプレゼント、コンサートや家族旅行支援金や、また高校生には年に1回、3万円育英資金としてさしあげている。事業の広報のため、各市町村と警察署にはチラシを配っているが、情報をお伝えいただければと思う。

・被害者が被害に遭った直後から生活できない、または警察の事情聴取、検察庁の事情聴取、裁判所への傍聴等々について困っているという相談があれば、直接支援している。

・親を通しての子どもへの支援の必要性の認知や要請がもし今後出てくるようであれば、関係機関と相談しながら進めていきたい。

(6) 意見交換のまとめ

ご遺族から、交通事故で家族を亡くした遺族の置かれる状況や、支援機関とのつながりの必要性、学校管理職の理解の重要性等、貴重な話を伺うことができた。「何気ない一言が二次被害につながることをわかった」、「これからの支援につなげていきたい」との感想が多くあった。また、支援機関の事業について広報・周知することで、支援の輪を広げていくことが重要であることを再認識した。

VII. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

本年度は、山形県及び大分県において開催した。

専門家の講義では、子供の喪失体験と悲嘆反応等や必要な支援について認識を深めることができた。

御遺族による体験談では、事故が周囲に与える影響や苦しみ等が話され、自身の経験を踏まえ具体的に必要とされる支援や対応について提言があった。

意見交換では、参加者から「御遺族のお話を通じて、相手の立場に立って話を聞き対応することの重要性を再認識した」、「御遺族の置かれている状況についてよく理解できた」等の話があった。

「子供の支援」について、「関係団体が連携して支えていくことが必要との認識を深めることができた」、「今後の支援にとって大変有意義だった」等の感想が多く聞かれた。

(2) 参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

昨年度の「意見交換の時間が不足していた」との意見を踏まえ、意見交換の時間を十分に確保し実施した。今後も引き続き支援が充実するための開催方法について検討していく。

(2) 参加者について

今年度は、両県で子供に接する機会が多い教育関係者の参加をいただいた。今後も教育関係者をはじめ、幅広い関係者への参加の働き掛けと連携強化について検討していく。

第3章

各種相談窓口等意見交換会

I. 目的

講演及び意見交換を通じ、自助グループ、交通事故相談所及び都道府県警察、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認や効果的な広報啓発についての意思疎通及び連携強化を図ることを目的としている。

II. 概要

交通事故相談所及び都道府県警察、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の意思疎通と連携強化を図る効果が期待される意見交換会を茨城県及び徳島県において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家（平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、敬称略）
 - ・同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎
- (2) 相談窓口等関係者
 - ・各地域の交通事故や精神保健に関する相談窓口、被害者等支援関係者
- (3) 事務局
 - ・警察庁
 - ・株式会社ヒップ

IV. 開催日程

- (1) 茨城県 平成29年9月19日（火）
- (2) 徳島県 平成29年11月29日（水）

V. プログラム

各相談機関、支援機関の業務紹介の後、専門家による講演が行われ、その後、意見交換を行った。

なお、参加者に事前アンケート調査を実施し、相談業務を通じての課題や好事例等の意見を集約するとともに、当該地域が抱える状況について把握した上で意見交換を実施した。

プログラム

時 間	担 当	内 容
13：00～13：20	事務局	開会挨拶・参加者紹介（業務紹介含む）
13：20～14：20	専門家	講演「交通犯罪の被害者」
14：20～14：35		休憩
14：35～16：35	全員	意見交換
16：35～17：00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 茨城県

(1) 出席者（敬称略）

- ・平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員
同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎
- ・茨城県生活環境部生活文化課 2名
- ・茨城県精神保健福祉センター 1名
- ・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 1名
- ・国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課 1名
- ・水戸地方検察庁 2名
- ・水戸保護観察所 1名
- ・社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 1名
- ・日本司法支援センター茨城地方事務所（法テラス茨城） 1名
- ・公益社団法人いばらき被害者支援センター 2名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構本部被害者援護部 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構茨城支所 1名
- ・茨城県警察本部交通部交通指導課 1名
- ・茨城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 1名
- ・事務局 2名

(2) 会場

茨城県産業会館 中会議室A（茨城県水戸市桜川2丁目2番35号）

(3) 講演「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、交通犯罪の被害者に関する諸問題について講演が行われた。

[講師] 同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎 氏
(平成 29 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

[要旨]

<被害者の人権>

犯罪被害者基本法ができたのは2004年です。特に3条のところで、「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」というのが明確に打ち出されました。そして、具体的には、そのあとの基本的施策で損害賠償の問題とか、保健・医療・福祉サービスの問題、そして居住、雇用の安定、被害者の訴訟参加、そういうものが出てきたということです。

<経済的支援>

実際に犯罪被害者の方や遺族の方のお話を伺っても、この問題はかなり大きいです。ところが、交通犯罪に関しては非常に複雑な状況になっているということです。どういうことかと言いますと、交通犯罪はほとんどが過失犯なのです。そして、交通犯罪については自賠償、保険による補償ができるのです。私の大学院の指導教授である大谷實先生が日本に紹介されて、実際に犯罪被害者等給付金支給法ができ、どんどんそれが拡充して、非常に充実したものになっているのですが、交通犯罪はほとんど対象になっておりません。その理由は、過失犯だからということと、保険で補償が行われるからであるということです。

<犯罪被害者給付制度>

十何年前に危険運転致死傷罪ができるときに、私は交通犯罪の専門家なので、国会に呼ばれて参考人で意見を述べたことがあります。私は危険運転致死傷罪の創設には賛成しました。その後、犯罪被害者給付制度についても改正があって、そのときにも国会で、「過失犯が対象になっていないということはやはり問題ではないか」と意見を述べたことがあります。というのは、過失犯が全部交通犯罪とは限らないのです。交通犯罪は確かに大半が自賠償で補償されるのですが、過失犯が全部補償されるかといったらそうではない。その実例の一つは、京都府の福知山市というところで起きた花火大会の事故です。このときは花火大会の縁日で、露店の店主が用具の操作を間違えて、それで何人かの方が亡くなって、たくさんの方が火傷を負ったという事件です。これは交通犯罪ではないので、当然、自賠償の対象にはならないわけです。過失犯であるから犯罪被害給付制度の対象にはならないのは問題である。そういうことを私は前から言っているのですけれども、それは残念ながら聞き入れられなくて、未だにそのままになっています。

<見舞金制度と損害賠償命令>

地方自治体の見舞金制度についても過失犯が除外されております。実は事故の1年前に、福知山市は被害者支援条例をつくりました。福知山市の被害者支援条例に見舞金制度が設けられていますけれども、その対象から過失犯は除外されています。したがって、福知山市の被害者支援条例の対象にはならなかったのです。もっとも、これは福知山市のほう配慮しまして、別の枠で見舞金を出すというような形で決着がついております。そして、(被害者に対する)損害賠償命令についても故意犯に限られるということです。したがって、交通犯罪の大半は対象にはならないのです。

<地方自治体の条例>

基本法ができて、それをもとにして犯罪被害者支援条例が各自治体にできました。都道府県レベルから始まって、その次に市町村までいくのですけれども、残念ながらまだかなりバラツキがあります。京都府は活動が盛んだったので、現在、京都府の26の全市町村に被害者支援条例が定められております。ただ、全国で全市町村に被害者支援条例があるのは秋田と岡山と京都など、かなり少ないです。関西の例を申し上げますと、京都が全部あって、滋賀県と兵庫県にもけっこうあります。大阪府は被害者支援の活動は活発ですけれども、残念ながら自治体の条例は大阪府は3つくらいしかないのです。

茨城県に市町村は44ありますが、条例をつくっているのは7つです。そして、見舞金貸付金の制度を持っているところが3つというデータが出ております。非常に低調な自治体もある中で、茨城県は真ん中より少し下というあたりでしょうか。

(茨城県の)常磐大学の諸澤先生も条例のつくり方みたいなことで研究会をつくられて、条例のモデル案とかを出されたりしていますので、そういう動きはあるわけですが、どうしても遅々として進まない。ある程度は進んでいるのですが、なかなか広がらないというところがございます。

条例の利点をあげますと、住民意識の改革があります。つまり、条例をつくとそれによって市議会で議論されて、成立したら広報することになるわけですから、被害者支援の意識が広がると思います。さらに、市役所等には担当の方が置かれるということになるわけですし、そうすると、あとの「連携」というところに関わってまいります。というのは、ある自治体で大きな交通事故が起きたというときに、そこに犯罪被害者支援条例があれば、先ほどのような見舞金制度も置かれているし、何よりも担当者が置かれている。そうすると、その市役所の被害者支援担当の係の方が中心になっていろいろなところと連絡をとるというのが可能になるというのも大きな改革だろうと思っています。

日本では、北海道を除いて、県庁所在地にしか被害者支援センターはありません。ちなみに、イギリスは倍くらい数があります。ここでも、京都の例を紹介します。京都府は縦長に大きく、府庁所在地の京都市は府全体の南部に位置していますので、京都では、北部の福知山市に相談室をつくりました。これは去年のことです。そうすると、その準備の段階から、京都府北部の市町村の担当の方や警察の方に集まっていただくということもしましたし、相談室設置後も定期的に情報交換しています。そういう連携が図れるわけですから、それは非常に大きかったと思っています。

また、このような試みは、広域での連携にも役立ちます。例えば、2012年4月の関越道バスツアーの事故では、北陸からディズニーランドを目指してバスが走行中、群馬県で事故が起きたので、関東と北陸の間の連携が必要になったわけです。実は、これは国交省が2012年から開始された大規模交通事故支援の最初のもので、その後、2016年の軽井沢のスキーバス転落事故も対象になっています。国交省の被害者支援室が考えられたのは、尼崎のJRの事故で100人以上の方が亡くなられたというものや、御巢鷹山で飛行機が墜落して500の方が亡くなられた事件が契機となっています。そういうときの被害者支援というのは非常に大規模なものになるし、困難があるので、国土交通省が乗り出すという形だったのです。ところが、そんな大きい事故は頻繁には起きないわけですので、第1号は関越道で、そのあと軽井沢のバス事故とか、そういうところで国土交通省が被害者支援に当たられています。そして、そのような場合にも、地方自治体に条例があれば、もう少し状況は変わってくるのだろう、もっと連携はスムーズにいくのだろうと思っているのです。

<関係諸機関の連携>

まず第1に、中核機関の選定の問題があります。連携をとるのにどこが中心になるのかという問題です。今の私の話では、地方自治体の市役所とか県庁とか、そういうところの方が中心になるように聞こえたかもしれませんが、それは一つのパターンであって、他のやり方もあります。それについては、今、被害者支援のほうでは性犯罪者のワンストップ支援センターをつくらうというので内閣府が動いているのですが、そのときの一つのモデルとして幾つか出されているのは病院が中心になるというパターンです。性犯罪の被害者の支援を行う際には、最初に病院が被害者女性の治療に当たりますから、病院中心であればいいのではないかということです。そして、地方自治体を中心になればいい、そういうような案もあります。ともかく「連携」と一口に言っても、「誰が旗を振るのか」という問題は出てくるわけですから、それは一つの大きな課題となります。

さらに連携の形態でも、今の性犯罪のワンストップ支援センターのモデルでは放射状型といますか、つまり中核のセンターがあって、そこが全部オーガナイズするのです。全方向に出ていきます。そうすると、横のつながりがないのです。真ん中の機関があって、そこが関係機関に全部声をかけていくというやり方なので、そうすると横と横のつながりがないというところが出てきます。したがって、そのようなことをどうするのかというようなことも今後は大きい課題となります。

<コミュニケーション>

日本の保護観察はご存じでしょうけれども、法務省の保護観察官の方が1,000名くらいで、ボランティアの保護司の方が5万人くらいおられます。多くのボランティアの方がおられるわけですが、ある保護観察官の方から、次のような感想を聞いたことがあります。あるとき、対象者の方が「私は公務員とは話したくない」というようなことを言われた。そして、ボランティアの民間人の「保護司ならよい」と言われたので、ショックを受けた、ということでした。もちろん、実際には警察官や保護観察官を頼りにしているという方はいっぱい

いられるわけですが、何が言いたいかという、きめ細かな支援というのはその対象者の希望にいかにかねるかということですから、ご本人が「公務員の方とは話をしたくない。警察官、保護観察官とは話したくない」と言われるのであれば、まずはボランティアの方が話を聞くべきでしょうし、そういうところは分担して行って、そのうち誤解は解けるでしょうから、その後、専門の保護観察官なり警察官の方が話をされるという段取りになるだろうということなのです。

<交通事故の現状>

2015年の交通事故の死者数は約4,000人です。1970年、死者数が最高になりました。1万6,000人です。“交通戦争”と言われた時代です。それが4,000人に減ったのですから、これは関係各機関のご努力の賜物であろうと思います。減少の原因は罰則の強化とか安全教育、安全車が出てきたこと、道路関係、救急医療の改善というようなものが相まって、死者がこれだけ減少しました。それでも冷静に数字を見てみると、年間に4,000人もの方が亡くなっているというようなものは他にはないのではないかと思います。

また、これから交通の問題はかなり様相が変わってくるだろうと思います。高齢者の問題もありますし、何よりも自動運転の問題があるので、世界の動きを見ていると5年、10年で様変わりするのではないかと考えています。かなり早いうちに自動運転車は出てくるのだろうと思います。高速道路であるとか、そういうところはほとんどそうなるのではないのでしょうか。

自動車は、ものすごく便利なものであり、文化を変えたと思います。世界を一変させたようなものだけでも、それでどれだけの方が亡くなったかという、概算しましたら、日本では、これまでに交通事故で約50万人が死んでいるのです。便利さの影にもすごい数字がくっついているということは、やはり忘れてはいけないことだと思います。

<交通犯罪>

2013年に「自動車運転死傷行為処罰法」というのができました。交通事故が増えたのは1960年代くらいからですので、それまでは過失犯ということで処罰してきました。故意犯と過失犯というのがあって、故意は知っていてやるということで、過失犯は不注意によるものです。

ご存じのとおり、東名の高速事故の被害者である井上保孝さん、郁美さん夫妻が活動されている契機となった事故は飲酒運転によるものです。運送会社のドライバーが日常的に酒を飲んでいました。ドライバーは、ウイスキーを水筒に詰め替えて、お茶のように見せて、それで飲んで運転していたようです。そして、高速道路の渋滞で後ろから追突して、井上さんの車が炎上して、3歳と1歳の女の子が焼け死んだという悲惨な事故です。井上さん夫妻の話では、高知通運のドライバーは日常的に酒を飲んでいて、そのときも真っ直ぐ歩けないくらいに酔っぱらっていました。井上さん夫妻は、「これは故意犯に近いのではないか、それがどうして懲役5年なのだ」、ということを言われた（当時の罪名は業務上過失致死で、法定刑の上限は懲役5年でした）。

もうひとつ事例を取り上げますと、2011年4月に栃木県の鹿沼でクレーン車の事故がありました。これはてんかんの方ですけれども、てんかんで前歴があつて、予兆があつたにもかかわらず、つまり朝、体の調子が悪いにもかかわらず、クレーン車を運転して6人の子どもをひき殺すという事件です。適用された罪は、業務上過失致死傷罪のあとにできた自動車運転過失致死傷罪なのですが、法定刑の上限が懲役5年から7年に上がっています。5年から、わずか2年ですけれども7年に上がっている。そして、この事件では、検察官の求刑が懲役7年、裁判所の言い渡した判決は懲役7年でした。非常に珍しいことです。検察官が求刑するのは法定刑の8割くらいです。そして、裁判官が判決を下すのは求刑の8割くらいです。したがって、ここで何が示されているかということ、その当時の自動車運転過失致死罪の法定刑の上限では「軽いだらう」と検察官と裁判官の両者が思っていたということだろうと思います。

先ほどの東名の事件でも、判決は懲役4年6月でしたが、裁判官は「これは軽いだらう」と思っていたのでしょ。軽いけれども法定刑は決まっているわけですから、それは立法でやはり対処すべきものだろう、というようなことも言われて、できたのが危険運転致死傷罪というものです。

<危険運転致死傷罪>

危険運転致死傷罪のメインは飲酒運転です。「アルコールまたは薬物の影響」、これがメインターゲットです。けれども、これだけでは少ないので、「進行を制御することが困難な高速度で」というものを付け加えました。要はスピード違反です。さらに、「未熟運転」、「暴走族」、「赤信号無視」を加えて、最初は5類型でした。犯罪白書の統計などを見ると、この5つの類型で捕まっている人のほとんどが飲酒運転です。飲酒運転と信号無視で全体の9割を占めるのです。それくらい実は偏っているのです。

2013年に自動車運転死傷行為処罰法ができましたが、そこで類型がひとつ増えました。6つ目に何を入れたかということ、高速道路の逆走を入れたのです。さらに、それだけでは足りないから「準危険運転致死傷罪」を作りました。これは、てんかんの方が運転して事故を起こした場合のように、「病気が原因」のものを処罰するものです。病気は、政令で定めるもので6つくらいあります。統合失調症、てんかん、低血糖症等、そういうものを6つ政令で指定しています。

この法律には、無免許運転による加重というものがありますが、これができた契機は、2012年4月の亀岡の暴走事件です。この事件は、無免許運転によるものでした。非行少年が、三十何時間、遊びでずっと運転して、挙げ句の果て、朝になって居眠り運転をして、小学校の集団登校の列に突っ込み、そこに付き添っていたお母さんと子ども2人が亡くなったという事案です。無免許運転は危険運転致死傷罪の5類型には当てはまらないので、危険運転致死罪は成立しなかったのです。それで被害者遺族の方はとても落胆され、すごい怒りを覚えられました。そこで、検察庁は、被害者遺族の方に対して、特別に休みの日に7時間かけて説明されました。それくらい、これは、検察庁のほうとしても苦労された事案です。し

かし、新しい法律—自動車運転死傷行為処罰法でも、無免許運転は危険運転致死傷罪にならなくて、無免許運転による加重というのだけが出てきたということです。

<道路交法違反>

交通事故の死者の数が減ったのは、ひとつは飲酒運転が減ったからなのです。飲酒運転はかなり死亡事故につながる人が多いので、飲酒運転全体が減ると死亡事故全体も減るといふ因果関係があるのです。したがって、飲酒運転の減少は、交通死亡事故の減少に対して、非常に大きく貢献したと思います。警察庁の方も、「意外と効果があった」と言われていました。というのは、普通、刑罰を厳しくしていくと、国民は慣れてきて、威嚇効果というのが薄れてくるのです。ところが、飲酒運転の場合は、かなり短期間で、刑罰を重くしました。懲役でいうと2年、3年、5年と上げているのですね。罰金は10万、50万、100万と上げているのです。これには、かなりの効果があって、「飲酒運転は悪いことだ」という意識が国民の間に定着しました。さらに、道路交通法では、車両提供、酒類提供、要求依頼同乗という行為を全部犯罪にしたのです。これらが道路交通法違反ということになったことも、飲酒運転の減少につながったのですが、それでも飲酒運転をする人はいるのですね。そうすると、次は、アルコール依存症の治療というのも考えないといけないのではないのか。これだけ悪いということがわかっていて、飲酒をやめられないというのは病気なのではないのか、ということも今後は考えなければならないと思います。

<高齢者の問題>

団塊の世代というのは、運転に自信がある人が多いのではないのでしょうか。20歳前後に運転免許を取得した人は、現在ドライバー歴50年とか、そんなものですから、運転が好きな人もいっぱいいるし、運転をやめられないという人もいっぱいいるのです。そこをわかってあげないと、対策をとれないだろうと思います。

単に、年をとって危ないからやめてくださいよ、では済まないと思います。ですので、高齢者の対策というのはやはり難しいし、認知症の診断というのもかなり難しいものなのです。認知症かどうかは、内科のお医者さんでも大体わかるけれども、認知症で運転ができるかできないかという判断は、専門医じゃないとできないと言われていました。認知症の専門医は全国に1,500人くらいしかいないのです。ですので、まずそういうところから手当てをしていかないとだめだと思います。

<二次被害>

二次被害というのは、被害に遭った人に対して、関係する機関がさらに傷つけることをするということです。

交通犯罪で言うと、こういう例があります。自分の子どもが亡くなって、子どもの部屋はそのままにしてある。片づける気にはならない。けれども、毎日毎日、帰ってきたら子どものことを思い出してしまい、あまりにも辛いから、意を決し引っ越すことにした。そうしたら、周りのある人が「あそこは交通事故の賠償金が入った。子どもが死んで、家を建てたん

だ」というふうに言われたというのです。ものすごくひどいことですね。あるいは、傷ついている人に「頑張りましょう」と言う人がよくいますけれども、かえって傷つけるということになります。頑張りたくても頑張れないから苦しんでいるわけで、そういうことをわかってあげないといけないのです。

性犯罪に限らず、交通犯罪で事故に遭った人が最初に来るところは病院です。医療機関に来るわけです。そこで、「どうしたのですか、交通事故ですか、運が悪かったですね」、みたいな対応をされたら、被害者は傷つきます。それこそ事故にも様々なものがあるわけで、中には、悪質無謀な事故もあるわけです。そのようなときに「運が悪かった」みたいなことで片づけられたら、二次被害に遭うのだと思います。ですから、そういうところの教育も必要なのではないかと思います。

<今後の課題>

ひとつは、経済的支援です。これも先ほどお話ししたとおり、過失犯については穴があるので、交通犯罪が全部救済されているわけではありません。犯罪被害者の方が一番困っておられるのはやはり、経済的な問題です。ところが、先ほどお話しした通り、経済的支援のシステムは複雑になっています。たとえば、犯罪被害者給付法があるので、犯罪に遭った人は全員、給付法の対象になるのかといたら、それは一部だけです。損害賠償命令についてもやはり一部だけです。そうすると、被害というのは急に起きるわけで、心の準備も何もないわけですから、被害に遭った人は、そういう複雑な制度を前にして当惑するというのがすごくあるということです。

その次は中長期的支援です。警察、医療機関とかは、犯罪の被害に遭われた方に対して、犯罪の直後に支援をされるわけですが、被害は、そのあとずっと続いていくわけです。いったん落ち着いたみたいなものでも、なくなるわけではないので、それをどうするかという問題があります。そうすると、これは連携での引き継ぎの問題に関連します。警察から被害者支援センターに引き継いでもらうとか、どういう機関から引き継いでいくのかというのは、非常に大きな課題です。また、先ほど取り上げた広域の問題もあります。犯罪地とその被害者の居住地が異なる場合、また引き継ぎがいるわけですので、大きな課題になると思います。

3番目は、犯罪被害者の基本計画が5年ごとに出ておりまして、第3次基本計画がこの間出たのですが、そこに「潜在化しやすい被害者にもこれから目を向けていかなければいけない」というのが書かれております。そこで代表例として挙げられているのは、女性、子ども、外国人、高齢者、障害者という方で、なかなか声を上げるににくい人にも配慮していないといけないということです。

その次が「きめの細かい支援」です。これについては、支援の拠点を増加することも必要ですし、また、類型別の支援として、性犯罪とかオレオレ詐欺の被害者に対する支援も重要です。最後に、交通犯罪の場合は、数が多いので、こういうようなサポート事業もされてい

るのですが、ここで得られた知見を他のところへ広げていくというのも必要であるということ
を指摘しておきたいと思います。

註 第3次犯罪被害者等基本計画では、「性犯罪や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったことなどにより、その心身に悪影響を受けるおそれがある子供等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていかなければならない」とされている（平成29年版犯罪被害者白書116頁）。被害が潜在化しやすい被害者としては、女性、子供、外国人、高齢者、障害者、性的少数者、被拘禁者、組織における部下・後輩などの立場にある者などが考えられる。

(4) 意見交換

講演を受けて、日々の相談業務を通じての課題や今後の取組み等について顧み、意見等の交換がなされた。

<相談業務を通じての課題について>

[意見]

- ・重大事故で職員が被害者支援に派遣されたが、被害者のプライバシーの壁が厚く、被害者と接触することができない。
- ・「心情等伝達制度」において、被害者等が加害者に対して、多くの場合、被害者等の希望する形で被害弁償が進むことはなく、強制的に加害者に被害弁償させることもできないため、結果的に被害者等を失望させることもあり苦慮している。
- ・重篤な交通事故によって障害を負った方に介護料を支給させていただいているが、「もっと自分は等級が高い介護支給になるのではないか」といった電話がかかってくる事がよくある。
- ・過失割合の話で、最終的にもらえるお金の部分で納得できないということで事故相談所に相談に来る方は非常に多い。
- ・相談案件の中でときどき交通事故が原因で貸付を希望するという内容のものがあるが、本資金の中では交通事故に対する貸付金種類がなく、どこにつなげばよいかわからない。
- ・支援員の人数に限りがあるため、緊急の支援依頼に対して対応ができなかった。
- ・比較的少ないが、過失責任の割合に対する疑問とか相談は応じにくい。

[川本委員]

- ・普段から情報共有や連携といった準備をしておかないと、実際に事故が起きてから動き出すと、かなり問題が出てくる。
- ・被害者支援で被害者の方の損害賠償が決まっても払ってくれないときにどうするのか。今後の大きな課題。
- ・保険会社が紋切り型の対応ではなく、被害者の状況はそれぞれ違うので、もっと丁寧な説明をしてもらえば、ある程度納得ができるだろう。
- ・犯罪が起きた直後は、支援は充実しているが、年数が経ってくると、支援はやはり低下してくる。今後も中長期的支援は考えていかなければいけない。

<好事例（連携）について>

[意見]

- ・事故で相談者と一緒に歩行していた友人が死亡してしまったため、精神的に非常にショックを受け、不安定になり、仕事に行けなくなってしまった。カウンセリングを受けたいが、どこで受けたらいいかわからないというような相談があった。検察庁ではメンタルケアの専門の者がいないので、心理カウンセラーが常駐している県警本部の被害者相談室に相談したところ、対応してくれた。

・さまざまな悩み相談があつて、それをよく聴くことで不安が和らぐことも多いこと、また初期段階の相談が重要であるから、相談担当職員を含めて、県内の市町村の相談機関に対して毎年研修を開催して、基本的スキルを学習する場を提供している。

・特に重大な被害に遭われた方に関して、犯罪被害に比較的心得のある“精通弁護士”を紹介することもある。

・自転車を運転した人が事故に遭い、半年後に治療の打ち切りを言われ、後遺障害認定も得られなかった。相談所を訪れて、弁護士相談を行った。その後、医者及び保険会社は態度を改めて、2年後に後遺障害の認定を得た。無料の弁護士相談をきっかけに事例が好転した。

・連携の輪というのも単純につながり合わせればいいわけではなく、信頼のバトンを渡すという感じが必要。信頼関係をつないでいくことが大事。

・学校の生徒が通学途中に事故に遭った際、通学途中なので、他の生徒も見ているという状況を考え、学校のスクールカウンセラーにカウンセリング実施の協力や、支援センターにも協力をお願いし、被害者家族の精神的負担の軽減や他の生徒への心理的影響の軽減を図った。

・捜査部門と被害者支援部門が連携して遺族対応したことにより、捜査に対する理解が得られるとともに、相談者が抱える問題を他機関に的確につなぐことができた。そして自助グループへの参加や支援センターによる支援へと移行することができた。

[川本委員]

・すべての機関がそれぞれで作成されたチラシを相互に配っている。個々の機関が同じようなものを作るのではなく、それをまとめるか、総合するほうが効率も良いし、被害者も使いやすいのでは。

・直接の被害者や被害者遺族は支援の対象になるが、その周辺で傷ついている人もいるので、それに対する支援というのも今後、考えていかなければならない。

・被害者はいろいろな事情があるので、それに対してきめ細かに対応していく必要がある。

<相談窓口（支援内容）の周知状況について>

[意見]

・検察庁では被害者支援制度、捜査段階から公判段階、全部終わってからと各段階でできる被害者に対する支援の内容について、一冊のパンフレットにしている。

・犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）の間、全国一斉に被害者支援の広報啓発を行っている。

<その他について>

[意見]

・民事上は法テラスがなくても弁護士にアクセスされる方は多いが、刑事手続の上では、ご本人のニーズをきちんと聞くということを心がけていく必要がある。

・たらい回しにされてしまっている状況の相談者に対しての対応も課題である。

・捜査機関が被害者や遺族に接した場合、被疑者の厳罰化や、捜査に不備がないか等の言葉を投げかけられることが多いので、被害者の不安や精神的な被害軽減のために、捜査の進捗状況や今後の予定等について正確な情報を的確に伝えることに努めている。

しかし、交通事故直後であるにもかかわらず、被害者に対して踏み込んで聞かねばならないことも多いので、二次被害を起していると感じ、相談を受ける前であっても各機関に確実につなぐことが求められていると思う。

[川本委員]

- ・マッチングの問題や、誰がアドバイスするのかというところがまた難しいところ。
- ・こういう場で連携をして、ニーズに応じて紹介いただくということが大事。

(5) 意見交換のまとめ

被害者支援は一つの機関でできることは限られるので、各機関が手を携えて支え、連携し、信頼関係をつないでいくことが大事であることを再認識した。

2. 徳島県

(1) 出席者（敬称略）

- ・平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員
同志社大学法学部・法学研究科 教授 川本 哲郎
- ・徳島県危機管理部消費者暮らし安全局消費者暮らし政策課 1名
- ・徳島県交通事故相談所 1名
- ・国土交通省四国運輸局交通政策部消費者行政・情報課 1名
- ・国土交通省四国運輸局徳島運輸支局総務・企画観光部門 1名
- ・徳島地方検察庁 2名
- ・徳島保護観察所 2名
- ・社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 1名
- ・日本司法支援センター徳島地方事務所（法テラス徳島） 1名
- ・公益社団法人徳島被害者支援センター 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構本部被害者援護部 2名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所 1名
- ・徳島県警察本部警務部情報発信課犯罪被害者支援室 1名
- ・徳島県警察本部交通部交通指導課 2名

(2) 会場

あわぎんホール（徳島県郷土文化会館） 会議室4（徳島県徳島市藍場町2丁目14番地）

(3) 講演「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、交通犯罪の被害者に関する諸問題について講演が行われた。

[要旨]（P74～P81 参照）

(4) 意見交換

講演を受けて、日々の相談業務を通じての課題や今後の取組み等について顧み、意見等の交換がなされた。

<相談業務を通じての課題について>

[意見]

- ・NASVA の介護料支給制度申請に当たっては事故証明が必要となる。20 年近く前の事故であったため事故証明が発行されなかったが、裁判記録によって申請することができたケースがある。事故証明は 5 年のため、それ以前の公的書類を提出してもらうのに困難であるケースは 15～20 件ほどある。
- ・事故証明を出しているのは自動車安全センターであるが、警察から情報を送っている。従来は手書きだったが、人身事故は機械入力であり、また物件事故については 2、3 年前からデータ化しているので今後はデータの提供も可能になると思う。
- ・遷延性意識障害の受給者のケースでは、過疎地のため近隣に介護サービス事業者がいなかったり、当支所から頻繁に訪問することが困難だったり、どこともつながっていないケースがある。どのようなサポートが可能かについてその都度考えていきたい。
- ・町村にらしサポートセンターという窓口を置いていろいろな相談を受け付けている。近隣に介護サービス事業者が少ない場合は、どこまでできるか難しいところはあるが、一緒に対応を考えていきたい。
- ・要請があればできる限り断ることなく対応したいと考えているが、相談者が遠距離であったり、希望時間によっては、当センターの規模や人員の問題もあり、困難を来している状況である。
- ・死亡ひき逃げ事件の被害者の葬儀費用について家族が負担できない場合、政府保障事業があることは署に伝えたが、稀なケースということもあり、署のほうもどのように手続してよいか苦慮したようである。
- ・相談者の話を聞いて必要があれば弁護士へ依頼しているが、相談で終わるケースや弁護士がつくケースなどなかなか難しい。最近の状況としてメンタルに不調がある人は繰り返し電話や窓口に来るケースがあるし、高齢になるにつれて何十年も前の話をしたり相談内容が変わるといふこともある。
- ・交通事故で 10 年前に大きな怪我をし、保険会社の賠償金に不満を持ち、裁判をずっと続けている人や、高齢者や精神的な問題を抱えた人の相談を受けているが、公平なアドバイスをしても理解してもらえない場合もある。

[川本委員]

- ・NASVA と社会福祉協議会がつながることで、違う形の支援が考えられることもあるかもしれないので、よろしくお願ひしたい。

・徳島県に交通被害の相談があったとき、一つのセクションだけでなく他へつないだり病院に紹介する等々があるので、そこをいかにスムーズに連携できるかということが大きな課題だと思う。

<好事例について>

[意見]

・交通死亡事故の遺族が公判を傍聴し、被告人側の主張に対して納得できず検察官に不満を述べた。遺族の反論意見を書面にて公判廷に提出し、検察官が朗読することで遺族は納得した事例がある。

・加害者が高齢者で人身事故を起こした後、「勘違いかもしれないけど、子どもが自転車に乗っていたかと思うけど、警察署が言い分を聞いてくれない」という相談があった。警察本部の交通指導課に連絡をとったところ、すぐに現場に行って子どもは自転車に乗っていないことが確認でき、加害者も了解したというケースがある。

[川本委員]

・高齢者の勘違いの問題もあるし、また勘違いではなかったというケースもある。相談があったときにどこへ照会するのか、連携できるのかが課題だと思う。

<今後の取り組みについて>

[意見]

・徳島自動車道での事故について、金曜日の夕方だったため対応できたが、事故が休日や夜間の場合、どのように体制を構築できるか、課題があると思う。

・徳島自動車道事件は死傷者 16 名を出した大規模事故であるが、執務時間中でもあり発生と同時に近隣署の応援を求めることができた。執務時間外であったときは人数も制限されるので、マニュアルは作ってあるが問題点を検討し、再構築する必要があると思う。

・バス事業の許可基準には対人保険、対物保険、搭乗者障害保険が定められている。規制緩和が進んで、最低ランクの補償ができないような事業者が増えてきたということもあるので、いま一度原点に立ち返ることを地方から中央に発信していきたい。

註 徳島県の交通事故

2017年8月25日に、徳島県鳴門市の徳島自動車道で、神戸の専門学校オープンキャンパスに参加した高校生の乗ったバスにトラックが追突し、高校生とバス運転者が死亡した事件。

[川本委員]

・事件はいつ起きるかわからないので、無駄に見えるかもしれないが、普段から体制を整えておくことが大事だと思う。

・交通犯罪の場合は関係機関が多く、総合力が求められる。課題も多くあるので知恵を出し合いたい。

<相談窓口（支援内容）の周知状況について>

[意見]

- ・平成24年から新規事業「公共交通事故被害者支援」を広く知ってもらうために全国運輸局で「公共交通事故の被害者等支援フォーラム」を開催している。今年は犯罪被害者の「生命のメッセージ展」と協賛し、両方の施策をPRできた。今後のフォーラムのあり方について深掘りしていく予定である。
- ・支援内容や相談窓口を記載したパンフレットや検察庁ホームページにより周知している。
- ・警察では徳島県犯罪被害者支援連絡協議会と犯罪被害者相談所のネットワークのネット21があり、ネット21では関係機関団体の紹介や窓口の電話、住所、担当者などの冊子を年1回作って配布している。
- ・連絡協議会へ出席し、被害者通知制度や心情伝達制度を説明し、周知を図っている。

[川本委員]

- ・各機関で似たようなパンフレットがあると区別がつきにくいので、経費節約も含めて、一つで全部わかるような冊子があると被害者にとってよいのではないか。周知度を高めるためにいろいろな工夫が必要だと思う。

<その他について>

[意見]

- ・人身事故であるにもかかわらず任意保険会社から診断書を出さなくても治療費を出すと言われ、警察に診断書を出さずにいたところ、数カ月後、保険会社から治療費を打ち切られたという相談が年間数十件あるが、これは保険会社と相談してもらうか、自分の健康保険に切り換えてもらうしかない。
- ・被害者遺族から家族の悩みを聞いてほしいという要望がある。学齢期の子どもに対しては学校と連絡をとり、高齢者には福祉関係の方と一緒に相談することが必要だと思うが、支援センターだけではなかなか対応が難しいと感じている。

[川本委員]

- ・保険会社はこれまでの実績に基づいてやっているのかもしれないので、これは真剣に考えないといけないし、今後の検討課題である。
- ・各種相談窓口等意見交換会に保険会社の人を呼べるといいと思う。
- ・被害者のニーズ、子どもを亡くした親と子どもの兄弟では立場も違うし、苦悩も違う。これまでの狭い範囲の支援ではなく、広がりが必要であることがわかってきている。きめ細かな支援が必要だと思う。
- ・中長期的な支援の重要性も大きな課題である。

(5) 意見交換のまとめ

徳島自動車道での事故を例にあげるなどした意見交換が行われ、今後の取り組みや課題について検討し、連携体制を再構築する必要があるとの認識が共有された。

VII. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

本年度は、茨城県及び徳島県において開催した。

専門家の講義では、被害者の声や支援に向けた今後の課題等について認識を深める場とすることができた。

意見交換では、各担当者の業務の好事例、問題点等について意見交換を行い、相談窓口の活動状況や連携状況について相互の理解を深めるとともに、各活動について、一般の方にさらに周知する必要があること、関係団体相互の連携強化が必要であることが再認識された。

参加者からは、本意見交換会の開催について「支援に関係する団体が集まることで、顔の見える関係ができ、今後の連携がスムーズになると思う」、「他団体の好事例や課題等について理解でき、有意義であった」等の感想があった。

(2) 参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

本意見交換会は、残り3都県で全ての都道府県での実施を終えることとなるが、相談窓口担当者のスキルアップを図る場が必要であるとの意見を踏まえ、今後の方向性について検討していく。

昨年度の「意見交換の時間が不足していた」との意見を踏まえ、今年度は意見交換の時間を十分に確保した。今後も有意義な意見交換とするための方策について検討していく。

(2) 参加者について

今年度は、両県で、社会福祉協議会の参加をいただいた。今後も社会福祉に従事する方をはじめ、支援に関係する機関・団体との連携強化について検討していく。

第4章

自助グループ運営・連絡会議

I. 目的

交通事故被害者等に接する立場にある者の資質の向上を図るとともに、「被害者の回復のための自助グループ活動」の効果的な運営方法と精神的な回復や社会復帰等に必要な各種の情報提供等を行うことにより被害者支援の充実を図ること、また、民間支援センターと被害当事者団体との交流及び連携を図ることを目的とする。

II. 出席者

(敬称略)

- (1) 公益社団法人全国被害者支援ネットワークに所属している被害者支援センターの支援員、相談員、担当者、代表者等 11名
- (2) 専門家
 - ・脳神経外科医、やまぐちクリニック院長 山口 研一郎
 - ・武庫川女子大学短期大学部心理・人間関係学科 准教授 大岡 由佳
- (3) 平成29年度交通事故被害者サポート事業検討会委員
 - ・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子
 - ・公益社団法人被害者支援センターとちぎ、全国被害者ネットワーク理事 和氣 みち子
- (4) 被害者支援センター（事例紹介）
 - ・認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター
支援総括責任者・理事 井上 尚美
 - ・公益社団法人ひょうご被害者支援センター 支援局長 遠藤 えりな
 - ・公益社団法人みやざき被害者支援センター 犯罪被害相談員 新名 寿世
- (5) 事務局
 - ・警察庁
 - ・株式会社ヒップ
 - ・公益社団法人全国被害者支援ネットワーク
- (6) 聴 講
 - ・独立行政法人自動車事故対策機構

III. 開催日時・場所

日時：平成 29 年 11 月 6 日（月）13：00～17：00

平成 29 年 11 月 7 日（火）9：30～15：30

場所：新大阪丸ビル（新館） 506 会議室（大阪府大阪市東淀川区東中島 1-18-27）

IV. プログラム

(敬称略)

11月6日(月)

予定時間	出演者	内 容
13:00~13:40	事務局等	開会挨拶及び参加団体の紹介
13:40~14:40	脳神経外科医、やまぐちクリニック院長 山口 研一郎	講演 「脳神経外科からみた交通事故被害者」
14:40~14:55		質疑応答
14:55~15:10	休憩	
15:10~15:55	認定特定非営利活動法人大阪被害者支援 アドボカシーセンター 支援総括責任者・ 理事 井上 尚美 公益社団法人ひょうご被害者支援センター 支援局長 遠藤 えりな 公益社団法人みやざき被害者支援センター 犯罪被害相談員 新名 寿世	事例紹介(各15分)
15:55~16:10		質疑応答
16:10~17:00	全員	意見交換

11月7日(火)

予定時間	出演者	内 容
9:30~10:30	武庫川女子大学短期大学部 心理・人間関係学科 准教授 大岡 由佳	講演 「自助グループ運営における グループダイナミクスの活用」
10:30~11:45	全員	意見交換
11:45~12:45		昼休憩
12:45~13:45	公益社団法人被害者支援センターとちぎ、 全国被害者ネットワーク理事 和氣 みち子	講演 「被害者と支援の立場から、自 助グループの重要性について」
13:45~14:45	全員	意見交換
14:45~14:55	休憩	
14:55~15:25		まとめ
15:25~15:30	事務局等	閉会挨拶

V. 実施内容

1. 1日目

(1) 講演「脳神経外科からみた交通事故被害者」

[講師] 脳神経外科医、やまぐちクリニック院長 山口 研一郎 氏

[要旨]

<遷延性意識障害患者をみていて>

私は脳神経外科医として急性期の治療やその後のリハビリなどに関わってきました。1990年ごろ、大阪・高槻の病院に勤めたときに交通事故被害者でいわゆる遷延性意識障害、わかりやすく言うと「植物状態」と言われる方々が多く入院されていたのです。悲惨というか、治る見込みが極めて低いご状態の方々です。病院としては治療の対象になりにくく、ほとんど看護面のお世話で医療費が稼げないですから、早く退院してほしいということになる。そうなったときにご自宅に戻せるかという、当時は在宅医療に対し援助が全くありませんでしたから、家族が仕事も辞めて看なくてははいけない。これは何とかしなくてははいけないと思ひ、交通事故で重度の障害を抱えた患者とそれを支える家族や、医療現場の実情について、大手4新聞にかなり長い文章を書きました。ところがまったくのなしのつぶてでした。

一方、その頃私が診ていた「植物症」の20代の男性患者さんに簡単な手術をしたら良くなって、建設会社に勤めるまでに回復した、という記事が雑誌に載ったのです。全国からの反響がすごくて、「あなたのいる病院に入院させたい」という問い合わせが殺到しました。切々たる状況をお聞きしながら、十数名は入院していただきましたが、医療だけで解決できる問題はそれほどないのです。彼の場合は確かに最終的に就職できるまでに至ったのですが、みんながこんなに良くなるわけではない。家族が自分たちで悩んだり苦労しているだけでは解決できない、家族の声を社会に届けるべきではないかということで、主に交通事故で遷延性意識障害になられた方々の家族の会が、1995年9月9日に五十数名で立ち上がりました。

当初は交通事故で重度の被害に遭った方はほとんどお亡くなりになっていたのですが、医療の発展によって救急医療で命が助かり、何らかの治療によって、いわゆる植物状態からの生還という状態の方たちが増えてきました。その結果、300人近くになっていた会には、遷延性意識障害と、意識が戻った方々の家族と一緒に参加されるようになったのです。そこでいろいろお話をされるのですが、「意識が回復しないほうが楽だった」という人たちが出てきました。意識が回復すれば話もできるし、食事もできる、自分で歩くこともできるのですが、そういう状態になった大変さを体験するようになったのです。会の中では、意識がない人たちのご家族が意識の回復した人のご家族を慰めなくてははいけないような状態になって、これはもう逆ですね。これは真剣に考えなくてははいけないなと思ったのですが、今で言うところの「高次脳機能障害」という問題に突き当たったのです。そういう経緯の中で、2001年にクリニックを立ち上げました。2005年4月のJR福知山線の脱線事故で、亡くなった方がたくさんおられましたが、頭部外傷を受けていわゆる高次脳機能障害になられた方もおられて、当クリニックでリハビリを受けられたこともあります。

<京都祇園暴走事故について>

2012年4月に祇園で軽ワゴンが暴走して観光客をひいて、ご自分も亡くなられたケースですが、彼がてんかん発作を起こして、そのために交差点を突っ走ってたくさんの方をはねてしまったという形でまともってしまいました。彼を雇っていた会社もてんかん発作があることを知りながら仕事で運転させていたということで責任をとられました。しかし、私はこの事故について首をかしげることがありまして、実際に現場にも行ったのですが、かなりの長い距離を彼は突っ走っている。しかも路地は狭い場所で、通行人や車を避けながら走って、最後に電柱にぶつかって亡くなった。てんかん発作は意識を失いますから、ああいう運転の仕方ができるのかなと。それで同年7月の読売新聞「論点」に記事を書かせていただきました。

彼は10年近く前にオートバイの交通事故に遭って、彼自身が頭に傷害を受けています。ご家族のお話を聞くと、非常に怒りやすく、突然変なことを言い出したり、少し精神的な問題も抱えていたようですが、そういう状況の中で車を運転しながら仕事もしていた。そして、彼は暴走する前にタクシーにちょっとぶつかっているのです。タクシーの運転者さんが「おまえ、ぶつかったらどう」と言いに来たのを避けて暴走したまま、祇園の交差点を突っ走っていった。私のクリニックにもそういう方がたくさん来られていますので、大体お見受けしたらわかるんだけど、こういう病症のある方が一時的にパニック状態になってしまって、突っ走って、あとは自死してしまう状況になったのではないかと感じています。

おそらく彼はいわゆる高次脳機能障害だったと思うのだけれども、こういう人に対してのきちんとした医療的な関わりや社会復帰のためのリハビリテーションがないと、事故が事故を生むといいますか、大変な問題が起こってしまうことがなきにしもあらずなのです。従って、こういう問題については医療も含めて行政や社会的な立場の方々が検討しないと、本当の意味での解決にならないのではないかと感じています。

<交通事故による頭部外傷者がたどる流れ>

交通事故によって被害を受けた頭部外傷の方がどのような経過をたどって今に至っているかを具体的にお話しして、理解していただきたいと思えます。事故に遭いますと、救急車で搬送され、急性期の病院に担ぎ込まれ、初期の治療を受けます。中には手術を受けられる方もいますが、2、3カ月しますとリハビリ専門医療機関でリハビリをすることになり、当初は身体的な問題

が重視されます。ところが、ここで現在の医療制度問題があるのです。こういう方は急性期の治療とリハビリの治療を合わせると約半年たちます。今の医療制度の流れからいきますと、こういう方を治療できるのは180日以内なのです。だから、リハビリ専門病院を退院するときには、「あなたはこれ以上の治療やリハビリはできません」と言いわたされます。や

交通事故による頭部外傷者がたどる流れ

- ①従来の日常・社会生活、従来の仕事
- ②交通事故
- ③急性期の治療(手術)
- ④リハビリ専門医療機関における、主に身体面のリハビリテーション
- ⑤高次脳機能障害に対する診察・評価・診断・認知リハビリ
- ⑥障害者手帳・年金などの申請
- ⑦社会復帰(就労)のための準備・訓練
- ⑧自賠責保険・労災保険などの書類作成

っと手足が少し良くなったかなと思ったところに、家に戻って普通の生活をしなくてはならないわけです。ところが、実際にはそんな状況で仕事なんて戻れるわけがないし、ましてや家庭生活も大変です。そこで、さっきの「意識の戻った人のほうが大変だ」という話が出てくるわけです。交通事故に遭われた方は、高次脳機能障害に限らずいろいろな精神的な問題を抱えられますし、経済的な問題も当然出てきます。

A(40代・女性)さんは会社員で勤務歴約23年間の方ですが、2014年11月に会社からの帰り、歩行中に自動車に追突され、転倒し、頭部打撲を受けました。意識レベルでGCS(グラスゴー・コーマ・スケール)はE1(開眼しない)、V1(発声がない)、M2(四肢伸展)。また、全身けいれんや頭部CTで両側硬膜下血腫、くも膜下出血、右側頭葉脳内出血があり、肺挫傷で胸を打っておられました。昏睡状態で、急性期の治療が施されました。

0大病院高度救命救急センターで、穿頭血腫除去手術を行い、頭蓋内圧センサーを設置し、人工呼吸器を付けました。頭部外傷によって低ナトリウム血症がありました。2週間後には、GCSがE4(自発的に開眼する)、V4(大方のことは言える)、M6(手足を普通に動かせる)になり、急性期の2週間でいい状態にまで改善しました。経口での食事は難しいので経腸栄養をしていますが、3週間後、リハビリ病院に転院しました。転院するときの頭部CT(2014年12月転院時撮影)を見ますと、右頭頂葉内に少し黒っぽい影が出ている箇所があります。この写真があとで意味を持ってきます。

<Sリハビリテーション病院でのリハビリ経過>

リハビリテーション病院に入院して、1カ月後、車椅子から小股歩行できるようになりました。高次脳機能障害については自発性低下、感情面の表現が悪く、記憶障害がかなりあります。自発性低下のため、脳の活性化物質ドーパミン抗パーキンソン剤を使っています。事故から5カ月後に「無気力症」の診断がなされ、抗うつ薬を出されているのですが、効果なく、中止しています。

また、神経心理学的評価としては三宅式記憶力検査がされています。“有関係対語”“無関係対語”ともまったく言えなかったのですが、事故から4カ月目くらいには“有関係対語”は全部言えるようになりましたが、“無関係対語”はまだ悪いです。WAIS(ウェクスラー成人知能検査)では言語性IQ77、動作性IQ88、全IQは81で、「精神遅滞」までいきませんが、「平均の

Sリハビリテーション病院でのリハビリ経過(1)

- ・車椅子移動→坐位・立位訓練
→1か月後、屋外歩行可能(小股歩行)
- ・高次脳機能障害(自発性低下、感情平板、記憶障害)
- ・2015年3月、質問に対し「できません」「わかりません」
- ・自発性低下に対し、抗パーキンソン剤のシムレル処方
- ・2015年4月、「無気力症(アパシー)」の診断
→抗うつ薬(ジェゾロフト、スルピリド)効果なく、中止

Sリハビリテーション病院でのリハビリ経過(2)

- ・神経心理学的評価(表2参照)
- ①2014年12月
 - ・三宅式記憶力検査
有関係対語:0-0-0
無関係対語:0-0-0
- ②2015年3月
 - ・三宅式、有関係:10-10-10
無関係:0-0-0
 - ・WAIS(ウェクスラー成人知能検査)-III
言語性IQ:77、動作性IQ:88、全IQ:81

下」くらいの状態でした。

事故から半年間たってやっとなんな状態なのに、「やるべきことは全部やりました。家に帰りましょう」、それで終わるのです。例えばお家に帰ったとして、自分から進んで買い物に行くとか食事をつくるということはまずされないでしょうし、ましてや仕事に行くなんて絶対できるはずがないのに家に帰される、というのが今の医療の現状であります。

Sリハビリテーション病院でのリハビリ経過(3)

2015年5月半ば退院

- ・自立歩行可(片脚立位保持可能)
- ・自ら話すことなく、質問に対する返答、ほとんどなし
- ・無表情であり、何事にも無関心で、発動性低下
- ・処理速度の低下

<やまぐちクリニックにおける診療・認知リハビリ経過>

私のクリニックに来られたのが、事故からちょうど半年後です。痙攣がまだ完全に治まっていなかったので抗てんかん薬の処方をしたり、認知リハビリを開始しました。記憶力の悪い人が認知リハビリをすると、何でもかんでも覚えられるようになると期待されるかもしれませんが、“認知”とは「自分がそういう状態であることを認知する」という意味です。ことわざに「他人の振り見て我が振り直せ」というのがありま

やまぐちクリニックにおける 診療・認知リハビリ経過

- ・2015年5月半ば、初診
- ・2日後、全身けいれん→抗てんかん薬(デパケン)内服
- ・同6月初旬、認知リハビリ開始(2017年3月末終了)
- ・同8月末、労働者災害補償保険手続き
- ・同12月初旬、精神障害者保健福祉手帳申請→2級取得
- ・2016年3月、SMAPのメンバーの区別つかず
- ・同10月、訪問PT(理学療法)受ける
- ・同11月末、女性ばかりのグループ療法へ参加
- ・2017年4月を「症状固定」として自動車損害賠償責任保険関係書類作成(表3参照)

すが、「この人、なんかちょっとおかしいんじゃないの」「言っていることがピントが外れている」というふうに他人のことはよくわかります。同じグループに私もいるということで、私もピントが外れているのだろう、とわかることが目的です。Aさんは訪問リハビリや療法士さんとの相対でのリハビリは受けていただいていたのですが、本来認知力はグループリハビリによって鍛えられます。女性ばかりのグループ療法もお勧めしましたが、あまり参加されませんでした。

また、Aさんの場合は通勤災害になりますから、労災の手続をしたり、仕事に復帰するために必要だろうということで精神手帳も取られました。2級でした。この段階が2015年12月ですから、事故から1年余りたっています。そのころに少しずつ物事に対する関心が出てきたのですが、テレビを見ていても例えばSMAPのメンバーが誰だかわからないということがありました。そして、2017年4月、事故から2年半たちましたので、「病状固定」として自賠責保険の書類を作りました。

<社会復帰(就労)へ向けた準備や実施>

最終的には、そろそろ職場に復帰しようか、という話になってきます。2016年12月、ちょうど事故から2年後くらいに、そろそろ職場復帰したいということで職場を訪問していた

できました。ここで、先ほどの SMAP のメンバーの顔がわからないという問題が出てきました。元の職場の同僚の顔の区別がつかない。職場で全員に名札を付けてもらうとかいろいろ工夫をしていただいて、最終的には 2017 年 2 月に就労移行支援事業所に通所、3 月からリハビリ出勤を始め、4 月から従来どおりの出勤を開始しました。事故から 2 年半たった段階で、仕事を始めて、現在当クリニックに月 1 回くらい通院しておられます。痙攣が起こったので抗てんかん薬を増やしたりしています。これだけの経過を A さんがたどったということ念頭に置いていただいたら、交通事故の方がどういう経過を経て、最終的に本来の目的である社会復帰を実現するのか、ということがある程度理解いただけるかなと思います。

<クリニックにおける高次脳機能障害の実績（1999 年 7 月～2016 年 12 月）>

私がクリニックを始めた 1999 年 7 月から去年 12 月までの約 18 年間の状況ですが、20 代から 50 代のいわゆる就労年齢が 75% くらいを占めているので、仕事に戻れなければ本来の目的を達したことはありません。事故から半年くらいで、「おめでとうございます。よく退院できましたね」と周りから祝福されても、本人にとってみたらこれから先、ずっと家で暮らしていくのか、ということではかないわけです。私のクリニックでの合計人数は 1,136 人です。小さな医療機関ということを考えればかなりたくさんの方ですが、日本全国を考えたら本当にわずかな数ではかないわけです。

原因別に見ると、主に頭部外傷が 60% 近くで、あと脳内出血、低酸素脳症などで、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞などは、世間にご本人が不摂生して病気になったように思われるかもしれませんが、患者さんには出張中とか、単身赴任を続けた方が多く、今問題になっている過労があります。ですから、単に自己責任だけの問題ではないということですが、今日は触れません。

頭部外傷関係が全体の 60% 近くを占めるということですが、深刻なのはここに書いています、約 10% の方が軽度外傷性脳損傷という状態なのです。実は主に交通事故が

クリニックにおける高次脳機能障害の実績 (1999年7月～2016年12月) — 年齢別・性別 —

歳	男 (%)	女 (%)	計	%
0～9	16 (1.9)	8 (2.7)	24	2.1
10～19	71 (8.3)	25 (8.6)	96	8.4
20～29	163 (19.2)	56 (19.3)	219	19.2
30～39	185 (21.8)	62 (21.3)	247	21.7
40～49	153 (18.0)	49 (16.8)	202	17.7
50～59	147 (17.3)	37 (12.7)	184	16.1
60～69	82 (9.6)	28 (9.6)	110	9.6
70～	29 (2.5)	25 (8.6)	54	4.7
(計)	846 (74.4)	290 (25.5)	1136	

クリニックにおける高次脳機能障害の実績 (1999年7月～2016年12月) — 原因別 —

原因	受診者	%	原因	受診者	%
頭部外傷	534	47.0	脳腫瘍	37	3.2
軽度外傷性脳損傷	115	10.1	脳震盪	3	0.3
くも膜下出血	79	6.9	未破裂脳動脈瘤/ その他の予防手術	18 2(バイパス) 2(AVM)	1.9
脳内出血	105	9.2	注意欠陥・ 多動性障害(ADHD)	6 4(アスペルガー)	0.9
脳梗塞	83	7.3	もやもや病	14	1.2
低酸素脳症	53	4.6	低髄液圧・その他	36	3.1
脳炎・髄膜炎	45	3.9	(計)	1136	

クリニックにおける高次脳機能障害の実績 (1999年7月～2016年12月) — 地域別 —

地域	受診者	%	地域	受診者	%
北海道	2	0.2	三重	4	0.4
福島	1	0.1	大阪	669	58.8
関東	10	0.9	兵庫	159	13.9
長野	1	0.1	岡山	5	0.4
中部	4	0.4	広島	6	0.5
福井	3	0.3	島根	1	0.1
滋賀	15	1.3	山口	1	0.1
京都	89	7.8	四国	7	0.6
奈良	148	13.0	九州	4	0.4
和歌山	8	0.7	(計)	1136	

原因なのですが、「一切事故とは関係ない」というふうに見なされている。交通事故に遭ったけれども軽く済んで、「不幸中の幸いでしたね」と言われる方の中に、2～3週間たってだんだん状態がおかしくなって、物忘れが激しくなったり、いつの間にか仕事も辞めてしまう。どうかしたら家庭的な不和も起こして家庭も崩壊するという、非常に深刻な問題を抱えているという方が既に私のクリニックに115名来ています。この人たちは今の自賠責保険の現状では何の補償也没有。余談ですが、私が12月に出します『高次脳機能障害－医療現場から社会をみる』という本の第2章に、「認められにくい高次脳機能障害」ということで軽度外傷脳損傷にかなりのページを割きました。事故に遭ってそうだったと自分も感じているし、ご家族も思っているんだけれども、何の補償もない。しかしながら、現実には仕事も辞めざるを得ないというようなことで、二重三重に被害を負ってしまった方が、おそらく日本全国で2～3万人いると思います。これは大変な問題ですし、行政的に取り組むべきではないかと思っています。

<頭部外傷を負った交通事故被害者において留意すべきこと>

まとめですが、頭部外傷の方の場合は全身的な損傷を生じている場合もありますから、頭だけ診ればいいということではありません。それから、身体障害が重視されがちですが、それ以外にもさまざまな高次脳機能障害、いわゆる精神症状の合併についても注意していただきたい。精神症状の中には心因性反応、PTSDと言われる状態も加わっている場合も多く、単に精神科で抗うつ薬を出せば済むという問題ではない、ということです。

これに加えて軽度外傷性脳損傷と言われる方々は、自賠責や労災保険などでなかなか認めてもらえないということもあって、誰も何もしてくれないという気持ちも加わりますし、もちろん加害者に対しての被害者感情もあります。いろいろな精神的な問題が加わっていますので、その辺は注意が必要かと思っています。また、高次脳機能障害の方に対しては認知リハビリが必要なのですが、実際にはあまりやってくれていないようです。

また、こういう状態の方は生活の問題がありますから、障害年金や障害者手帳などの申請が必要です。しかし、現実にはこういう方が精神障害者保健福祉手帳をとるのはけっこう敷

頭部外傷を負った交通事故被害者 において留意すべきこと(1)

- ①頭部外傷の他に、全身的な損傷を生じている場合が多い。
- ②身体障害の他に、様々な精神症状(高次脳機能障害)を生じている場合が多い。
- ③高次脳機能障害の他に、心因反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)などの精神症状を負っている場合が多い。

頭部外傷を負った交通事故被害者 において留意すべきこと(2)

- ④高次脳機能障害に対する的確な認知リハビリの必要性。
- ⑤医療、生活、経済面の安心のために、障害者手帳や障害年金の取得も必要。
- ⑥事故2年後頃、自賠責保険や労災保険の手続き開始。
- ⑦社会復帰のために、ハローワークや障害者職業センターとの連携。

居が高いのです。医療機関に「こういう状態だから診断書を作ってくれ」と言っても、なかなか作ってくれないところが多いのです。

そして、事故2年後くらいには自賠責保険や労災保険の手続が開始されます。事故後、早い場合は半年、1年くらいで「自賠責の手続をしてください」と保険会社から求められる方が多いのですが、身体的には1年くらいすれば症状固定になるかと思うんですけども、精神的な問題は生活の中で変化していきますので、最低2年くらいは待たないと症状固定にはなりません。事情によりますが、私の場合は2年くらいは待っていただいています。ただ問題なのは、特に高次脳機能障害についてちゃんと診てもらえる医療機関や医師がなかなかないので、正当な評価をしてもらえない。それに自賠責の診断書を一回作ってしまうと、それがずっと尾を引きます。患者さんにとっては医療機関や医師を探すことも含めてけっこう大変な作業かなと思います。

ですから、事故後、自分がどんな状態かということをしてできるだけ日記風を書いておくと、症状として証明できます。なかなか調子が良くならないからと1年半たって私のクリニックを受診して、私が「高次脳機能障害が考えられる」と書いたとしても、「事故から1年半もたっているんだから、その症状は事故とは関係ないんじゃないですか」という話になることがけっこう多いのです。だから、とにかく自分で事細かに書いておくということが、あとから一つの証明となります。

最後に、「社会復帰」が大事ですので、そのためにはハローワークや障害者職業センターとの連携が必要です。当クリニックではここまでを患者さんにやるべきこととしていますが、皆さん、おわかりのように、途中からほとんど医療と関係ないのです。医療機関は医療のことをやらないと収入にならないので、かなり医療機関にとっては大変なことです。やまぐちクリニックは私がワンマン経営的にやっているのですが、これを医師や従業員をたくさん抱えている病院がやりだしたら、すぐにつぶれてしまいます。これはなかなか悩ましいところであります。

(2) 事例紹介

○認定特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 支援総括責任者・理事
井上 尚美 氏

[要旨]

<自助グループ「ippo」>

準備期間2年を経て2004年4月に大阪被害者支援アドボカシーセンターの被害者自助グループ「ippo」立ち上げ。構成メンバーは、準備期間を通じて立ち上げから関わっている8名と、お声がけしてメンバーになっていただいた方で、現在は20名、殺人被害者遺族、交通犯罪被害者遺族、船舶事故被害者遺族、暴行傷害被害者家族の方々である。

<活動内容>

活動は、毎月1回（8月、12月を除く）、奇数月は第3水曜日の午後2時～4時、偶数月は第2土曜日の午後2時～4時に例会を開催している。年間計画を決め、自助グループを担当する支援活動員を1人の責任者を中心に7名決めている。代表世話人は「ippo」のメンバーの中から選んでいるが、できるだけご遺族やご家族に負担がかからないように、開催場所の準備や案内状送付等、実際の運営についてはアドボカシーセンターが担っている。案内状については1週間前に届くようにし、会場はセンターの中の普段使っている相談室を利用し、お花やお菓子、お茶の手配などもセンターのほうで行っている。会の終了後の振り返りについては、支援活動員たちが特記すべきと思うことが生じたときには、ご本人の了解を得た上で支援の担当者のほうにも伝えることがある。

交流会（不定期）については、初期の立ち上げ期に参加していた8人のメンバーはだんだん「卒業」という形で最近参加されていない方もいるので、年に1回もしくは不定期に「先輩の声をぜひ聞きたいというメンバーの希望がある」ということでお声がけし、集まっていた。事情や家族構成は一人一人違うが、時の経過とともに何年たったらこういう人生の再構築ができるのだというロールモデルとなっており、メンバーにいい影響を及ぼしている。

外部の精神科医あるいは弁護士、他の犯罪被害者の会のメンバーなどをゲストスピーカーとして招き、不定期の勉強会なども行っている。メンバーには年に1回アンケートを取り、そこでの希望に基づいて年間計画を立てている。

『伝えたい想い』というタイトルの手記集を第1集、第2集と発行し、被害に遭った後、このような困ったことに遭遇するということを市民に知っていただく教材になっている。また、センターではニュースレターを年2回発行しており、リレーエッセイという形で「書きたい」という思いのあるメンバーに原稿依頼して書いて頂いている。

その他、犯罪被害者週間のイベントへの参加、講師としての協力をメンバーにお願いしているが、強制的であってはならないと思っている。メンバーの中にはご自分から発信していきたいという思いを持たれる方もいるので、まずは支援活動員向けの内部研修の講師として、それから少しずつ外に向かってお話しいただくことで発信の機会としていただいている。

<課題について>

第3次犯罪被害者等基本計画の中の「犯罪被害者の兄弟姉妹への支援」が注目されているが、センターにも親と一緒に参加しているきょうだいを亡くされた方から「親は抜きできょうだい同士で話がしたい」という希望が出されている。「ippo」として、兄弟姉妹の方たちの会をどのような内容、方向に持っていくのがいいのか、これからの課題だと考えている。

○公益社団法人ひょうご被害者支援センター 支援局長 遠藤 えりな 氏

〔要旨〕

<自助グループ「六甲友の会」>

設立は2002年4月。ひょうご被害者支援センターの設立に関わった2名のご遺族が中心になって「六甲友の会」ができ、専門家の臨床心理士が2名加わって最初の集いが始まったと聞いている。設立当時、ご遺族間でいろいろな話ができたとということが今の継続につながっていると思っており、最初の段階は大事だと改めて感じている。

メンバーは兵庫県内で発生した事件の犯罪被害者のご遺族と理事の臨床心理士である。世話人は2名。会の規約があり、窓口はひょうご被害者支援センター内に置くと明記されている。

<活動内容>

現在、第1集だが手記集『おもかげ』を発行している。また、定例会は月1回、日曜日の午後に集会を行っている。10月には年1回の泊まりがけの研修会があるが、そこは支援員は関わっていない。講師を招いての勉強会では、警察官、弁護士、検察官、あとマスコミも来て意見交換を定期的に行っている。

定例会では3時間のうち後半の1時間くらいはオープンな時間ということで、主に司法記者クラブの記者に輪の中に入ってもらっている。設立3年目くらいにご遺族を取材したいというマスコミの申し入れがあり、「六甲友の会」の他の方も了解され、取材という形で入られたようであるが、その後は取材ではないということでそこで話されたことを外で公表しない、メモをとらない、名刺交換もしない、という約束で参加してもらっている。ただし、年1回の「マスコミとの勉強会」には名刺交換をしてもいいというルールをつくっており、毎年、各社が参加している。遺族はマスコミとの関わりで嫌な思いをされている方が多い。

「六甲友の会」ではマスコミによる二次被害が少しでも減ってほしいという願いがあって意見も言うし、現状を知ってほしいということで話をされ、マスコミといい関係でつながっているが、これはかなり特殊なことだと思う。

<「六甲友の会」とセンターとの関わり>

勉強会ということでセンターの研修に来ていただいている。未解決事件の会員が2名いるので、センターの総会のあとと事件のあった日のビラ配りをセンターも手伝っている。シン

ポジウムでの展示や講演活動、センターの養成講座の「犯罪被害者遺族の声を聴く」で協力をいただいている。

定例会は遺族が運営、ファシリテーターをしているが、ひょうご被害者支援センターは会場の確保や、月1回の定例会の案内を21名のメンバーにお送りし、毎回10名前後が参加されている。当日の会場の椅子のセッティングや、お茶やお菓子の準備はセンターが行っている。センターの自助グループ専属の担当は決めておらず、犯罪被害相談員と直接支援員が会場準備等担当している。当日は輪の中には入らず、世話人が管理される記録ノートに発言内容等をまとめる作業をしている。

その他、センターとして年間計画の発送や、ゲストスピーカーへの依頼状、メンバーが講演に行くときの付き添いなどしている。世話人の方が「センターの支援は黒子だ」とよく言われているが、支援というよりはお互い力になれるところを協力して、同じ被害者支援を目指して、ともに歩む形のつながりだと思っている。

<課題について>

交通事故被害者の遺族がメンバーには入っていない。センターでは交通事故被害者の支援もしているので、被害者ご遺族から「同じ立場の人と話をしたい」という声がある。センターとしてもう一つ自助グループが欲しいと思っている。すぐにはできないがそちらのほうに進んでいきたいと思っている。いろいろ教えていただきたい。

○公益社団法人みやざき被害者支援センター 犯罪被害相談員 新名 寿世 氏

<自助グループ「あおぞら」について>

2007年設立。宮崎県は公共交通機関が少なく自家用車の利用が多いため、交通事故が非常に多いということで、交通事故の自助グループとなった。参加メンバーは男性3名、女性2名の計5名。月1回、第2月曜日午前中にセンターの相談室でそれぞれの想いを語って頂いている。センターの犯罪被害相談員2名がファシリテーターとして同席し、参加者全員がまんべんなく話ができるようメンバーそれぞれに話を振ったり、記録をとっている。

<活動内容と課題>

センターの理事、正会員になっていただいているメンバーには、理事会や総会において、自助グループの問題点を、またマスコミに対してはセンターや自助グループの広報について、説得力のある発言をしていただいている。

課題は、新規加入者がいない事と、グループの活動状況です。新規加入については、警察からの情報提供やセンターへの相談電話があった際、自助グループの案内をしているが、開催場所が遠方、仕事で参加できそうにない、等の理由で新規加入に至らない。

活動については、数年に一度、手記『あおぞら』への投稿や犯罪被害者支援フォーラムでの作品展示をお願いするも、メンバーの高齢化や、文を書いたり作品を作る事が苦手な方も多く、

苦慮している。そこで、センターの相談員がご遺族の想いをきいて一緒に文を作ったり、作品のアイデアを出して共に作成するといった工夫をしている。文章も作品も、どこか一部分は必ずご本人に携わって頂くようにして、自分たちでできたという実感をもってもらおうようにしている。

活動を続けていく工夫は、まず、無理をしない事。継続参加メンバーが5名と少ないので、参加者が少ない時は、ひとりひとり、じっくりお話を聞ける機会と捉え、多い時はみんなが集まる事ができて良かったと考えている。

マンネリ化への対応としては、他県の自助グループとの交流会開催や部会者のグループへの参加。数年前に一度、熊本のさくらの会と交流会を行った。

また、自助グループに理解、関心のある救命救急医師や看護大教授から参加の申し入れがありメンバーの皆さんも快く受け入れて下さったことから、メンバー以外が会に参加したことがあるが、いつもと違う環境という事もあり、活発な意見が出た会となった。

<自助グループのよい点>

手記『あおぞら』に、ご主人を事故で亡くした70代の女性が書いた次のような文がある。「自助グループは交通事故の被害者遺族の方々の集まりです。友達に癒やされても一人になると気持ちが重くなることの多かった私でしたが、同じ境遇の人の話を聞いているうちに、次第に気持ちが楽になりました。」まさにこの通りだと思います。よく、メンバーの皆が「この話はここだけね。」と言うが、ここ（自助グループ）では怒ってもいい、泣いてもいいという場になっていると思う。

また、例えば、息子さんを亡くされたお父さんが「うちの（妻）は仏壇の前で泣いてばかりおる。」と言うと、お母さんの立場のご遺族が「そんなものよ。私もそうだったよ。奥さんに優しくしてあげてね。」と言葉をかけるなど、同じ家族を亡くした遺族でも違う想いを知ることができ、友達に話すのとはまた違った居場所になっていると思う。

(3) 質疑応答・意見交換

<犯罪被害の罪種による自助グループ分けについて>

[意見]

・今、自助グループはないが、犯罪の被害の種別によってグループを分けないといけないと思っていたが、被害者の方の集える場所ということで犯罪被害の種類は構わないということか。

[井上氏（大阪被害者支援アドボカシーセンター）]

・大阪の場合、自助グループ設立の経緯があり、交通事故被害者遺族だけではなく、いろいろな罪種の被害者遺族が含まれるという構成メンバーになっている。メンバーからは「罪種によって分かり合えないと思っていたが、お話をする中で、大切な家族を亡くしたという一点においては同じところに立っている。」という思いを持たれて帰られる方も多いと聞いている。いろいろな罪種の被害者遺族が一つの自助グループとして集い、会を円滑に進めていくためには、支援センターの力量が問われるところだと思う。

[新名氏（みやざき被害者支援センター）]

・みやざきは設立当初から交通事故ご遺族のみで、殺人のご遺族の方に案内をしていない。ただ、大阪の「大切な方を亡くされた」ことへの共通する思いもあると伺い、そうだなと改めて思った。交通事故の自助グループということに限らず、いろいろな種別の方の集まりをこれから考えていけたらと思っている。

[遠藤氏（ひょうご被害者支援センター）]

・準備期間の段階で皆さんの合意があって形ができていくことが大事だと思っており、ひょうごでは設立当初、殺人事件の遺族が中心となってグループができた。今、交通関係の遺族の方は入れていないが、センターのほうにもう一つグループをつくれなにかという話が出てきている。どの形がいいのかわからないし、迷いながらやっているというのが現実だが、そのたびにみんなで相談しながら進んでいっている状況である。

[大久保委員]

・平成15年から始まった交通事故被害者支援事業の大きな目的の一つは、自助グループをつくることである。また、自助グループの研修会も殺人被害者遺族の方たちと一緒にやっていた時期があった。様々な罪種の方を集めるとき、被害者等に共通することに目を向けることが原則である。出てきた話をきちんと整理し、被害回復に役立つ自助グループを運営できる支援センターのファシリテーターの力量が問われる。今日は交通事故被害者支援事業として出席していただいたので、それぞれの支援センターでは「支援の一環として交通事故被害者の自助グループをつくり、活性化すること」が目的であることを再認識し、各支援センターは交通事故被害者の支援をしっかりと実践していただきたい。

[和氣委員]

・とちぎの場合、交通事故被害者のグループとして立ち上がったが、殺人事件の被害者の方から「ぜひこの会に参加させてほしい」という要望があり、メンバーの中で話し合ったことがある。交通事故の被害者からすると同じ痛みではあるが、殺人となると自分たちと違うという意見もあり、それが嫌だという交通事故の被害者は来なくなってしまった。ただ、日がたつにつれ、徐々に理解し合って今に至っている。本当は交通事故だけがいいのかもしれないが、被害者の要望があつたりするので、そこはかた苦しく考えてほしくないということも少しある。

<犯罪被害者支援センターの広報について>

[意見]

・センターにつながるまで遠回りをしてこられたある遺族に「これは犯罪被害の相談センターになじまないと思って、相談をしてはいけないと思っていた」と言われ、そういう方がまだ大勢いるのではないかと思い、少しショックを受けた。どのように広報すればいいのか。犯罪被害者支援の担当者と捜査をする刑事さんの間に少し壁があるような感じもするし、ましてや交通畑の方々は犯罪被害者支援センターを教えることはないのかなという感じがする。センターを立ち上げてから長くたつが、自助グループはまだ無理だという感じで過ぎてきたが、この場に参加して自助グループをつくること、具体的には集まっていただくメンバーをどのようにするかということが課題だと思う。

・最近のケースで、自助グループに入った交通事故被害者の遺族（妻）は法律相談を求めたのだが、事故対応に当たっていた息子は支援センターに対して理解がなく、「余計なことを吹き込まないでください」という形で接触を断られた。最終的には揉めることなく終わったようだが、これで良かったのか、アドバイスをお願いしたい。

[大久保委員]

・広報の方法として新聞などメディアに取り上げてもらうことも効果的であるが、基本は質の高い日常の被害者支援活動を充実して行い、警察、検察、保護観察所、自治体などの関係機関から「あの支援センターは本当によくやっている」という信頼を得ているかどうかにあると思う。日常の支援活動の充実度がイコール自助グループのメンバーが集まるか、活性化するかにつながる。

・支援センターも「命の大切さを学ぶ教室」の講師の適任者について照会を警察から受けることがあると思う。安全で安心して暮らせる社会づくりのためになるならと講師を引き受ける被害者等もいる。講師となるために練習をする場所、訓練を受ける場所が必要であり、その役割を担うのが支援センターの自助グループでもある。時にはその方たちがファシリテーターとなったり、支援の手伝いをしたり、社会に広報もしてくれる。自助グループ活動は通常の活動とともに支援センターの車の両輪となるべき人材を育てるという意味でも大切である。

・支援センターが「被害者等のため時機に応じた様々な支援を行う場所である」ことを、様々な関係機関とも連携を取り、理解を深めていただきたい。関係機関と有機的連携を図るためにパンフレットを持って訪問したり、手記集を配布することも日常的な支援活動の一環として大切だと思う。

・被害直後の被害者等は感情も感覚も麻痺して、被害に遭った実感も持てないため、警察から支援センターに被害者の情報提供を行うときに、「支援センター相談員の誰々さんです」と被害者等に紹介する形の引き継ぎをしていただけると、被害者は安心して支援センターに相談できるため、この制度の充実が今後の課題だと思う。

・警察の方には、「支援はいいです」と被害者が言っても額面どおりに受け取らず、1カ月後、3カ月後、1年後に「支援センターに連絡しましたか。今、何か困っていることはありませんか」という声かけをぜひしていただきたい。

・自助グループに参加したいという気持ちになるには、支援センターに対する信頼感が必要である。年数の経過に伴って被害者は困窮する事情がたくさん出てきて、その内容も変化する。自助グループは中長期にかけての支援を提供できる唯一の場所であり、とても重要な場である。

[和氣委員]

・人それぞれであるが、刑事裁判や民事裁判が終わると、マスコミや周りの方が引いていき、取り残された思いがして、そのときに自助グループが欲しいと私は被害者の立場から思った。あまり最初の段階で自助グループを勧めていただいても、被害者遺族に逆につらい思いをさせてしまう危険性があるかなと思う。徐々に回復していく中で、同じ立場の声を聞きたいということが出てきたら紹介するということをしてほしいと思う。

[大岡氏]

・被害者にもいろいろな段階があり、刑事裁判が終わってすぐに自助グループに入るのが適切だろうという人もいれば、そうではない人もいる。自助グループを紹介する時期は人によって異なる。よい取り組み方があれば各センターで共有していく必要があると思う。

・自助グループにも段階があり、サポートグループからセルフヘルプグループまで、さまざまである。特性をわかった上で、自分のセンターがどんなグループの運営をしていくのがよいか、声かけするときどのようなグループだと中長期の支援を含めて、人がより集まりやすいのかも今後考えていかないといけない。

・SNSの普及により、被害者は支援センターにつながる前に当事者同士でつながる仕組みがある。ただ、初めは連帯していても、比べ合い、傷の舐め合い、認める・認めないということがネット上で行われていたりする。今、存在している自助グループは高齢化し、若い人たちが入っていかず、若い人たちの中長期支援が放置されている。今必要なのは、もっと安全な空間できちんと継続的に支援できる、そういう団体の自助グループだと思っており、そのような自助グループをいかに活性化していくかが課題だと思っている。

[事務局]

・交通被害に遭われた方へ交通警察の対応について、重傷事故や死亡事故については『交通事故に遭われた方へ』というパンフレットによって相談窓口などを説明させていただいている。ただ、事故の直後であることから、説明を受けても飛んでしまうのは致し方ないことと警察でも認識しており、ダメージを受けている方には二重、三重に時期を改めて説明している。

・中長期的支援については、各都道府県警に犯罪被害者支援室があり支援センターと被害者の方をつなぐことができるようになっている。ただ、犯給法には警察から支援センターにつなぐ犯罪被害は、殺人や傷害などの故意犯、交通では危険運転致死という重大悪質な犯罪であり、ケースとしての数は少ないということで規定されている。

・警察庁においては犯罪被害者支援室で5年おきに通達を出しており、これは法で規定するもの以外の交通犯罪、いわゆる普通の交通事故であっても必要と認めたものについては被害者の同意を得た上で支援センターと協議し、情報提供するようという内容である。各都道府県警察で徹底されるよう努力したい。

2. 2日目

(1) 講演「自助グループ運営におけるグループダイナミクスの活用」

[講師] 武庫川女子大学短期大学部心理・人間関係学科 准教授 大岡 由佳 氏

[要旨]

＜サポートグループの位置づけ＞

自助グループを既に立ち上げ、あるいはこれから立ち上げたいというセンターがあると思いますが、『交通事故被害者等の自助グループ支援マニュアル～立ち上げ支援および継続支援～』（平成22年版）では「同じようなつらさを抱えたもの同士が互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ること」を目的としたグループを指すとされています。自助グループ

には、機関によって運営される特定の悩みを持つ人たちを対象とした「サポートグループ」と、機関から独立した同じ悩みを持つ当事者により運営されている「セルフヘルプグループ」があります。自助グループは立ち上げの経緯によっても多様ですが、学術的には支援機関が行う自助グループは、セルフヘルプグループの要素を持ったサポートグループの要素が強いということが出来るかもしれません。

2つのグループの相違点や特徴です。

「セルフヘルプグループ」は企画や活動は当事者が思うように決め、内容については情報交換、体験発表、親睦旅行、会報発行まで多種多様です。特徴としては自主性や自発性が重視され、ミーティングでは基本的には言い放し、聞き放しです。大阪には関西遺族会ネットワークが立ち上がっていますし、多くのセルフヘルプグループがあります。

それに対して「サポートグループ」は企画や活動をスタッフが決め、内容については体験の分かち合いや情報提供、リラクゼーション訓練などがあります。特徴としては当事者が抱えている問題を仲間のサポートや専門家の助言を受けながら解決あるいは受容することを目指します。経験や情報の分かち合いによって孤立を防ぎ、安全な空間を提供するので、その場だったら当事

参考

サポートグループの位置づけ

- ①機関から独立した当事者等による運営
⇒セルフヘルプグループ
(同じ悩みを持つ人たちによって作られた小グループ)
- ②機関による運営
⇒サポートグループ
(特定の悩みを持つ人たちを対象に行われる小グループ)

参考

セルフヘルプグループ と サポートグループの相違点

	セルフヘルプグループ	サポートグループ
企画	当事者	スタッフ (当事者を含む場合もある)
活動	さまざま	プログラム進行が決まっている
内容	公演、情報交換、体験発表、親睦旅行、会報発行	体験のわかちあい、情報提供、リラクゼーション訓練

参考

セルフヘルプグループの特徴

- ・ 自主性・自発性が最も重視される。
- ・ 全員がまったく平等の立場、お互いが支えあうというところに大きな意味がある。
- ・ 解決できない問題をどう受容していくかを仲間とともに考える。
- ・ 最終的には、自分自身でその問題に取り組んでいかなければならない。
- ・ ミーティングでは原則的に「言い放し、聞き放し」

サポートグループの特徴

- ・ 参加者が抱えている問題を仲間のサポートや専門家の助言を受けながら、解決あるいは受容を目指す。
- ・ 経験、情報、分かち合い、孤立を防ぐ。
- ・ 社会的アイデンティティを維持し、社会的所属の提供ができる
- ・ 当事者がスタッフに直接ぶつけることの出来ない怒りを、恐れのない形を提供することで発散できる。(Alicja 2003)

者は怒りを吐き出すことができるかもしれません。

被害者にとってはいろいろな場があって、自分の行きたい場に行けるということが何よりも大切なことなので、各地域の当事者の活動もある中であっても、支援センターの自助グループの意義はあると思います。支援センターが運営する自助グループと当事者のグループの違いは何かということを考え、機能を分けて運営していく必要があるかもしれないなど個人的には思っています。

<グループダイナミクスとは？>

サポートグループでよく使われる“グループダイナミクス”について共有できたらと思います。グループで話すときは1対1で話すときよりも目に見えない不思議な力が働くと言われますが、これを“グループダイナミクス”、日本語では“集団力学”といいます。グループの基本特性として5つ挙げることができます。

まず、「グループ（小集団）成立の条件」

です。グループの人数についてはいろいろな定義がありますが、2人以上の人の集まりとされます。そういう小集団が成立する際の条件として、①対面的な関係、②成員の間に相互作用が行われていること、③成員相互の間に個人的な印象や知覚があること、が挙げられます。何を言いたいかというと、参加者全員が「なぜここに自分はいるのか」という共通基盤を明確にし、その目的のために仲間と今ここにいるのだということ認識するという事です。

2つ目の特性としては、「システムとしてのグループ」という考え方が挙げられます。何か影響を受けると相互作用関係を通して均衡のとれた安定状態をもたらそうとグループが勝手に働くことがあるとグループダイナミクスの中では言われることがあります。

3つ目は「グループの発達過程」です。グループは生き物ですから、絶えず変化します。たとえ衰退して、残念ながらなくなってしまうとしてもそれは悪いことではなく、そこにいる方の卒業時期が来たということであったり、また新たに違ったところで自分たちの活路を見出すことであったり、違った機能でグループを立ち上げていくことを意味することもあります。

4つ目の「グループの凝集性と集団規範」とは、グループとして存在するという“凝集性”と、暗黙のルールも含めグループにはルールが存在するという考え方です。

5つ目は「リーダーシップ」です。対等な人間関係なのですが、やはり役回りとしてリーダーシップが必要になります。リーダーシップPM論によると、グループの問題解決を積極的に推進する立場の人（Performance）とグループを友好的に支えていこうとする立場の人（Maintenance）がいるとより高いレベルでグループが運営されると言われます。このようにグループ全体を機能としてとらえる視点がグループダイナミクスの基盤としてあります。

グループダイナミクスとは？

- グループは、目に見えない「不思議な力が働く」
＝グループダイナミクス（集団力学）
- グループの力が、メンバー（被害者）の思考や行動に大きな影響を与える。

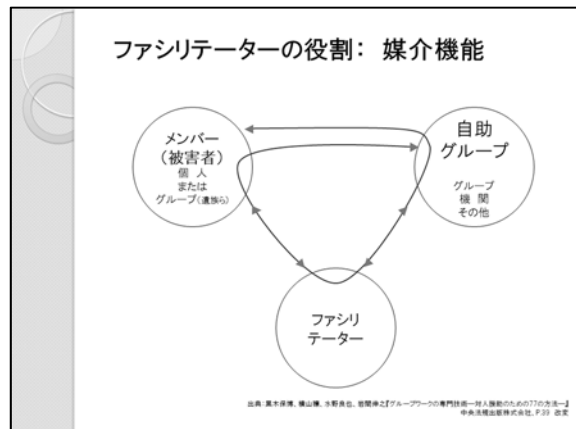
※ここでは、自助グループのことを“グループ”と呼びます。
※自助グループに参加する被害者を、“メンバー”と呼びます。
※グループ運営にかかわる支援者を“ファシリテーター”と呼びます。

<ファシリテーターの役割：媒介機能>

自助グループで“ファシリテーター”という言葉が用いられることがありますが、これは「媒介機能を果たす人たち」と日本語に置き換えられます。では、媒介機能を遂行するためのファシリテーターの課題とは何でしょうか。

これはグループワーク専門家である William Schawartz さんの Social Service Review から取ってきたものです。（文中では、クライアントと原著では書かれているものを被害者に置き換えています。）

まず、①ファシリテーター（支援者）が知覚している自分自身の要求と被害者が直面している社会的要求との間に共通基盤を見出すこと。②共通基盤を見出す障壁を発見し、それに立ち向かうこと。この意味は、例えば被害者として自分が話したくないことがあったとき、それはどうしてかということ支援者と被害者が一緒に見出して前に進んでいくということです。③被害者が入手しにくく、かつ被害者に役立つ情報を提供すること。④被害者と被害者の問題について、ファシリテーター自身の感情を率直かつ直接伝えること。支援者だから何も言うてはいけないわけではなく、その場に有効に働くとする場合、“アイ（I）メッセージ”として自分の意見も率直に伝えることが重要です。⑤被害者－ファシリテーター関係が成立している状況について、その必要条件と限界を明確にすること。これは継続的に安定した運営という意味で重要です。そして、これらをファシリテーターが意識できるとよりグループダイナミクスが有効に働くと言われます。



<サポートグループ運営で気にすべき3つの側面>

グループダイナミクスを勉強したからといってグループを運営できるものではありません。サポートグループ運営では「グループ全体」「メンバーとファシリテーターの関係」「メンバー同士の相互作用」という3つの側面があります。

「グループ全体」としては、共通課題を明確にする。スタッフ側では成熟度に合わせて目標を設定します。そして、ルールづくりや、プログラム活動の計画と運営を援助すること、物理的条件の確保も重要です。

「メンバーとファシリテーターとの関係」についても非常に大事にしていけない部分です。例えば「グループが明るくて楽しかった」とか、「グループが今日は活性化し

グループ全体	メンバーとファシリテーターとの関係	メンバー同士の相互作用
<ul style="list-style-type: none"> 共通課題を明確にする 目標を設定する ルールづくりをする プログラム活動の計画と運営を援助する 物理的条件確保 	<ul style="list-style-type: none"> 個別化 受容する 共感的な反応をする 信頼関係を樹立する 制限する 直面化する 	<ul style="list-style-type: none"> 最大限の参加 相互作用を促進する 「今、ここで」を重視する 葛藤への対処体験を援助する

↑
グループダイナミクスに働きかけ、活用することが求められる

ていた」ということは何の意味もないのです。何よりも重要なのはグループの中の「個」です。いかに個人を見ていくかという視点がファシリテーターとしては大切です。被害者それぞれが受容され、共感的な対応を他者からしてもらい、その中で信頼関係が樹立していく、こういうグループをファシリテーターは意識しないとイケません。すると、時にはグループ内で「制限」や「直面化」をしなければいけないことが出てきます。いろいろな被害者がいろいろな段階で参加されているので、「あなたのところは交通事故といっても保険金をもらっているじゃないか」とつい言うてしまうことがあるかもしれません。そこでその一方的な言動をグループとして流してしまったら、その言葉を自分に投げつけられたと思った方は次から来られなくなります。ですから、時には言動を制限しないとイケないことも出てきますが、ここは本当に技術が必要です。また、「直面化」とは、メンバーがグループの機能不全をもたらしてしまうようなことがあった場合、その人にちゃんと向かって「あなたの意見は今ここで言わないとイケないことでしょうか。私はこのことを聞いて今戸惑っています」というふうに、その人に言ったことをグループ内で直面化させるというものです。

「メンバー同士の相互作用」では、グループとして何よりも大切なのは最大限の参加があり、相互作用が促進されることです。そして「今、ここで」を重視する、ここだけの場で今、共有しているのだということです。被害者の方はいろいろな葛藤をお持ちですし、自分の中だけでうまく処理できるものではないですが、第三者の視点が少し入ることでその対処が促されていくこともあります。

<始める前に>

グループダイナミクスの活用に入る前に、支援しようとするときにはメンバーについて“波長合わせ”が必要です。これは専門用語ですが、事前にちゃんと被害者のことは知っておく、ということです。そういうことなしにその方がグループに入るのは非常に危険ですし、二次被害を与える可能性も出てきます。また、被害者のことを知るだけでなく、我々自身のことを知ることも大切です。「ジョハリの窓」という言葉がよく使われますが、例えば「なぜこの支援に関わっているのか」という自分がわかっている部分と、自分の中でもよくわからないけれども何となくここに居場所を感じているということがあると思いますが、それを自分の中でちゃんとわかった上で参加していくことが重要です。私は当事者のグループに参加しているときなど、自分も知ら

始める前に①

“波長合わせ”は欠かせず行う

- 1) **メンバーについての情報を集める**
必要となるメンバーに関する情報を、適切な方法を使ってあらかじめ収集しておく。
- 2) **予備的接触を行う**
開始に先立ち、必要に応じて、個々のメンバーと事前の顔合わせをしたり電話で話をする。
- 3) **メンバーを理解する**
メンバーがどのような問題や背景をもち、いかなる気持ちを抱いてグループに参加するのかについて、あらかじめ入手できた情報や予備的接触で知り得たことをもとに理解を深めていく。
- 4) **援助者が自分自身を知る**
スタッフが、グループに接する自分のやり方や援助にまつわる自分特有の価値観などに関心を向けて、自己覚知を行う。

参考

ジョハリの窓

		自分が	
		わかっている	わかっていない
他人に	知られている	開放された窓 (Open self) <small>自分も他人も知っている自己</small>	盲点の窓 (Blind self) <small>自分は気がついていないが、他人は知っている自己</small>
	知られていない	秘密の窓 (Hidden self) <small>自分は知っているが、他人は気がついていない自己</small>	未知の窓 (Unknown self) <small>誰からもまだ知られていない自己</small>

なかった自分の感情が出てくることを発見してびっくりしたりするのですが、これは「ジョハリの窓」の「未知の窓」です。こういうものがあることを知ってグループに関わっていただくことが大切です。

私はある被害者の言葉がずっと頭にあります。「大岡さんにいろいろ話を聞いてもらえるのはうれしいけれど、でも大岡さんに会いたくなかった」。被害に遭わなければ私と会うことはなかったわけです。被害者はいろいろなジレンマを持ちながら自助グループに参加されています。支援者とメンバーの援助関係を形成するためお互いの信頼関係を結ぶことは大切です。

＜グループダイナミクスの活用＞

グループダイナミクスの活用について紹介します。

ーグループの共通基盤をつくるー

メンバーのグループに対する期待や、グループの存在意義を共有し、メンバー自身で問題を解決していく意識をつくることで、被害に遭って、人に対する信頼感も失われ、自己評価も低くなっているとき、

「自分で解決できる」という感覚は次に一歩進むときに重要です。仲間意識や助け合いの意識を高めることで、このグループに参加しているという“我々意識”を持てる

ようにファシリテーターがどう言葉かけをできるかです。ここは非常に専門的な働きかけが必要とされています。

グループダイナミクスの活用 1

グループの共通基盤をつくる

1. メンバーのグループに対する期待を明らかにする
2. グループの存在意義を共有する
3. メンバー自身で問題を解決していく意識をつくる
4. 仲間意識を高める
5. 助け合いの意識を高める

ーグループの規範を活用するー

ルールを持っている自助グループはそれでいいと思うのですが、活動が活発になればなるほど良識的にどうかなと思う方も参加されます。そのときにルールをきちんとお伝えし、遵守するように働きかけることが必要ですので、困ったとき用にちゃんと確立しておくということです。また、グループの圧力を援助に向けて活用することもあります。例えば、被害者が座った順に発言していくということが見えないルールになっている場合、状況によってはしんどくて話せなさそうな方がいたら、「こちらから順番に話すということもルールではありませんので、

グループダイナミクスの活用 2

グループの規範を活用する

1. グループのルールを確立する
2. ルールを遵守するようにはたきかける
3. グループの規範に気づく
4. グループの圧力を援助に向けて活用する
5. グループの圧力を弱める

どうですか」と反対方向に発言を求めることで、圧力を弱めるということもファシリテーターの配慮の一つです。

ーグループの構造を活用するー

メンバー間で情報を交換できるように、例えば制度の簡単なチラシなどを使って働きかけることがあります。また、ボタンの掛け違いなどによってメンバーの気持ちがすれ違ったとき、適切なタイミングで介入していくということがファシリテーターには求められます。例えば、運動会の話が出て、ある被害者が妻を亡くして子どもにお弁当をちゃんと持たせてあげられなかったことを思い出して表情が暗くなったとき、ちょっと落ち着いてからファシリテーターが

「今のお気持ちをもしよろしければ」と水を向けて、もし話することができれば、メンバーから共感的に接してもらうことで一步そこから進むことができる可能性あるわけです。ここはファシリテーターが場馴れしないと難しいかもしれませんが、それを少し意識するだけでも違ってきます。あとは、メンバーも参加期間が長くなると役割を持ったほうがよりコミットする力が強くなると言われたりします。

ーグループを活性化するー

グループの活性化のために「メンバーからのフィードバックを促す」「グループの規範やルールを変える」「プログラムを工夫する」「小物や道具の使い方を工夫する」ことがあります。必要に応じてグループに関する振り返りをメンバーに求め、問いかけることはグループ全体の意識を高めることになります。自分の意図が反映されているグループだと、人はコミットしたいと思

うので、参加率も良くなります。また、グループの規範やルールを変えていくことも場合によっては必要です。実は、マイナスにグループが働き始めているときは、支援者も被害者である当事者も危機だと思っているのです。自分の居場所がここにはないなと思い始めている瞬間なので、気づいたら変えていかないとグループは生き物なので衰退してしまいます。

そして、グループが終了した後は記録に残します。いろいろな記録の仕方がありますが、次の担当者が見たときに、どういうふうにならなかっただろうかというものがわかるようにします。

グループダイナミックスの活用3

グループの構造を活用する

1. メンバー間で情報を交換できるように働きかける
2. メンバーの気持ちを相互に通わせるように働きかえる
3. メンバーに役割を与える
4. リーダーシップを分かち合う
5. サブグループを適切に取り扱う
6. 孤立するメンバーを適切に取り扱う
7. グループ内の葛藤を適切に取り扱う

グループダイナミックスの活用4

グループを活性化する

1. メンバーからフィードバックを促す
2. グループの規範やルールを変える
3. プログラムを工夫する
4. 小物や道具の使い方を工夫する

<自助グループの効果>

自助グループの効果については、参加者から「孤立感の軽減」「二次被害を乗り越える場」「精神的な支え」「安心して気持ちを吐き出せる場になっている」等々があげられています。決して傷の舐め合いではなく、安心して気持ちを話せ、その中で自分が一歩また前に進めるといった感覚が得られる、そういう自助グループをいかにつくっていくかということに私たちが力を注いでいかないといけないのだ、ということを改めて私もこういった機会をいただいて考えた次第です。「他者の役に立つことの実感」を専門用語でヘルパーセラピー原則と呼んでいますが、これは「助けるものが癒されるという原則」(Riessman)と言われ、例えばグループで他の被害者に自分が言ったことに意味があったときは、それは自分にとっても意味があるのです。

そして、「グループが持っている基本的なメッセージ」として、「あなたは一人じゃない」「あなたはあなたのままでいい」「あなたには力がある」ということをいかに伝えていけるかということが犯罪被害や交通犯罪の被害者の方たちの権利回復に大きく力を発揮するのではないかと考えております。

(2) 意見交換

<会の開始時に注意すること>

[意見]

・自助グループのメンバーは良識的で、時間どおりに開催しているが、何となく流れる的につも同じように始まってしまう。講演の中で最初に目的を話すことが大事だと教えてもらったが、他のセンターではどのようにしているか教えてほしい。

[和氣委員]

・意義や目的を伝えることで集まった被害者たちにもスイッチが入ると思う。私の場合はファシリテーターとして、最初に会の目的、意義、注意事項をお伝えする。必要だと思う。

[大久保委員]

・和氣さんと基本的に同じ考え方である。会の目的、守るべきこと、原則は必ず毎回伝える。センターによっては約束事を記入した用紙を回すなど工夫している。
・初めて参加するメンバーもいるかもしれないので、まずファシリテーターが自己紹介する。そして、この場で話したことを他のグループ等で話さないこと、他の人の話を途中で遮らないこと、話している人が不快になる態度をとらないという基本的な原則や、この場では安心して思いを吐き出していいということについても伝える。

<支援の担当について>

[意見]

・グループを主と副2人で担当しているが、主が出られないときに副が出席するとメンバーとの信頼関係がまだ十分でない場合もある。サポートグループのファシリテーターとして、役目を固定したほうがいいのか、毎回代わることも可能か。

[大岡氏]

・原則的にグループを運営するときには、スタッフは複数名参加したほうがよいと言われる。主と副はいたほうがよく、副に客観的にそのグループを見られる役割として参加していただくこともある。主が参加できないとき副が中心になって進めることになると思うが、グループが成熟するとファシリテーターよりも仲間同士の存在のほうが大きくなり、それなりに回っていくこともあるので、グループの成長具合かと思う。

[和氣委員]

・とちぎには自助グループが2つあるが、どちらもファシリテーターの主が中を仕切り、その他にセンターのメンバーが2名つくので、ファシリテーターが来られないときにはその方たちができると思う。ただ、センターとして人材を育てていかないといけないと改めて感じている。

<リーダーシップについて>

[意見]

- ・みやぎきではリーダーシップをとる方、話を振ってくれる人、場を和ませる方というふう
に役割が固定している。皆にリーダーシップをとってもらったほうがいいのか。
- ・「グループの規範を活用する」「グループの圧力を援助に向けて活用する」について具体的
に教えてほしい。

[大岡氏]

- ・みやぎきの場合、適性のある方がそれを担っていると思うので、自然発生的にできた役割
をうまくバランスをとってやられているのであれば、個人的にはそれでいいのではないかと
思う。
- ・「グループの圧力」とは何となくみんながそうだと思っているものに対して、いつもと違
うプログラムを入れたりすることで潜在的な能力をうまく出せるようにするということであ
る。

[和氣委員]

- ・当センターでは、ファシリテーターはその場の会を回すだけではなく、1週間前にメンバ
ーに電話して出欠やそのときの体調の状況などを聞いたり、会が終わったあともフォローし
ている。そういうこともファシリテーターとして重要であるが、これは「人」ということにな
るのかもしれないが、引き継ぎや人材育成のときにどうするか悩んでいる。
- ・自助グループの会場などは職員が準備しているが、終わったあとの撤収作業にはグループ
メンバーが参加して自然に役割分担ができており、非常に助かっている。被害者も手伝うこ
とで参加できたという充実感や満足感も得られるかなと思う。

<自助グループ立ち上げで気をつけること>

[意見]

- ・交通事故の被害者で同じような立場の人と話をしたいという声が聞かれたので2年ほど前
に「集まりませんか」というアンケートを出したが、一家族が見えただけでいったん休止に
なっている。もう一度チャレンジしたいと思っているのが、どこに気をつけたらいいかアド
バイスをいただきたい。

[大岡氏]

- ・「どのように広報するか」ということは課題だと思うが、例えば交通事故の方たちによく
接する医療機関を含めた関係機関にまずセンターの存在を知っていただくことだと思う。セ
ルフヘルプとサポートグループでは、目的がはっきりしてその日に何をやるかある程度見え
るサポートグループのほうが始めやすい。例えば、情報提供を組み込んだ項目について、5
回クールでひとまずプログラムを回してみるというのも一つのやり方だと思う。

[和氣委員]

・とちぎでは、立ち上げはセルフヘルプだったが、センターのサポートグループに移行した。10分を目途に一人ずつお話しいただき、そのあとフリートークにしている。おもしろい話題や参考になる話題が出て、他では笑うことができない被害者にとっては「今日はお腹から笑えたし、いろいろな情報もいただけたので、また参加してみようかな」というふうにつながるのかなと思っている。暗い話だけでは長続きできない。

[大久保委員]

・被害者が支援センターからの連絡に反応するかどうかは支援センターと被害者との関係性によると思う。定期的に情報提供等することなく、何年かぶりにセンターから案内が来ても、なかなか返事が出せなかったのではないかな。
・被害者が、センターに行けば自分のことはわかってくれる、ファシリテーターも相談員も待っていてくれ、仲間がいると実感できなければ、なかなか行きにくい。安心して被害者が行くことができるセンターづくり、場づくりを考えなければいけないと感じた。

<自助グループの運営について>

[意見]

・自助グループが成熟した形で存在しているが、会の準備からお茶、お菓子の用意をすべてセンターが行い、メンバーにはその場に来て気持ちを吐き出してもらっている。メンバーにもできることをお願いすることで回復の手伝いになるという話があったが、考えたほうがよいか。

[大岡氏]

・大阪は“おもてなし”の精神がすべてに行き渡っており、メンバーにとって心地よいと思うが、おそらくずっとお客様でいたら何となく居心地が悪くなってくる。些細なことでも自分ができることをすると自分の存在感を確認できて、自信の獲得につながっていくということもある。

[大久保委員]

・基本はセンターに支援の一環として自助グループをつくることであり、その自助グループをどのような形で運営するか、また、その目的、守るべきことは共通していると思う。ただ、メンバーに何をどこまでお手伝いいただくか、役割を受けてもらうかということはセンターによって流動的に考えてもよいのではないかな。

<波長合わせについて>

[意見]

・6、7年前に他のグループと広報啓発やお話し会にオブザーバーとして参加していたが、今途切れているのは、「波長合わせを欠かさず行う」ということができていなかった。挨拶で自己紹介したときに、名刺の裏のシンボルマークの赤い色を「なぜこんな色を使うのだ」とメンバーから激怒された。たぶんそれだけではなく「私たちがいた」という不信感があったのではないかと思う。その後、私も勉強し、支援もさせていただくようになって、一歩ずつでも前に進めばいいなと思っているが、自助グループを立ち上げられない私的なトラウマもあり、助言があればいただきたい。

[大久保委員]

・支援に関わっている人たちは似たような体験をしていると思うが、話題を出していただいたことに感謝する。被害者等一般に言えることとして、PTSDと言われる症状とは別に、自分の感情をコントロールできずに、刑事司法や関係機関に対する怒りをどこかにぶつきたいということがある。怒りをぶつけられた人はどんなに傷ついたことかと思うが、それは被害者が自分でも感情をコントロールができなくて苦しいためだと思ってもらえたらありがたい。被害者が心から「あのとき世話になった」と思えるのは何十年もたってからである。ぜひ忍耐強く、被害者支援に関わり続けていただきたい。

[和氣委員]

・自助グループでの会の最後に職員がみんなに和んでもらいたいと手品を始めたところ、被害者の一人が「私は今日こんなに気持ちが沈んでつらいのに、手品をやるとはどういうこと」と言って泣き出したことがある。気持ちが伝わらないときもあるが、それにめげずに対応する力を養っていただくことがセンターとして必要なと思う。その被害者は何カ月かあとに「申し訳なかった」と言ってくれたので、職員も少し救われたかなと思う。

[大岡氏]

・被害者のこれらの感情は「逆転移が起こっている」ことを指します。例えば、交通事故の加害者と似た風貌の方だったりすると自分でもよくわからない怒りが込み上げることが知られている。もしかしたら今そういう逆転移が起こっているかもしれないというふうに考えることで、一歩引いてその方に接することができるので、その概念を知っておかれるといいと思う。

(3) 講演「被害者と支援の立場から、自助グループの重要性について」

〔講師〕 公益社団法人被害者支援センターとちぎ、全国被害者ネットワーク理事

和氣 みち子 氏

(平成 29 年度交通事故被害者サポート事業検討会 委員)

〔要旨〕

＜犯罪被害者の立場から＞

平成 12 年 7 月 31 日午後 7 時、介護の仕事をしていた娘は病院から自宅に戻る途中、飲酒・居眠り運転の 10 トントラックに正面衝突されて命を奪われました。娘の下に 17 歳の息子がおりましたが、息子の相談にも乗れず、世話もできない。息子は親から離れ、友達のほうに行ってしまうと、家族がバラバラになりました。私はその日から夜眠れなくなりました。食事もうちを咽を通りません。卵をかけて流し込もうとするのですが、喉から下にさがっていかない、味もわからない。私は大手電機メーカーに勤めていまして、10 日ほど休みをとって自分では大丈夫だろうと思って出勤しましたが、仕事にならないのです。自分では一生懸命やろうとするのですが、冷たいベッドで傷だらけで横たわる娘の姿が頭にポンと入ってくると身体が動かなくなる。周りからは「和氣さん、仕事さぼっている」ということで上司から注意を受けたりしました。

たくさんの二次被害がありました。残念ながら警察の方からの二次被害もありました。検察庁でも二次被害があった中で、検事さんから娘の話をよく聞いていただいた。被害者支援の第一歩は人間関係を築いて、よく話を聞くことから始めることが基本だと思うのですが、自分でも心が軽くなったことが非常にありがたかったです。刑事裁判でも二次被害を受けることが非常に多かったです。当時の法律は、どんな悪質な交通事故でも業務上過失でしか裁かれなかった。こんな悪質な飲酒・居眠り運転の加害者に科せられた罪名は「業務上過失」、たった 3 年半でした。それに私は憤りを感じて、何かしなければいけないと非常に強く思いました。

＜活動に入ったきっかけ＞

活動に入ったきっかけは、我が家を訪れた地元の新聞社が特集記事を書きたいということで、東名高速道路で飲酒運転のトラックにお二人のお子さんを失った千葉の井上ご夫妻のお話を私に橋渡しをしてくれたことです。等身大のオブジェを作って命の大切さ、尊さ、重さを伝える「命のメッセージ展」への参加と、悪質交通事犯の量刑見直しのための署名活動を始めますので参加してくださいということでした。私は、その日のうちに井上さんに連絡をとってすぐ活動を始めたのですが、家族は大反対なのです。刑事裁判は判決が出ているわけですから、いくら頑張っても私たちには反映されない。「そんなつらい思いをしても無駄じゃないか」「オブジェを作っても娘が見せ物になってかわいそうだ」というふうに家族が向く方向や、感じること、傷の重さ、被害回復のスピードが違うなとつくづく感じました。それでも私は家族の反対を押し切って活動を一緒にさせていただき、平成 13 年に「危険運転致死傷罪」ができ、その後、飲酒ひき逃げに関しても厳罰をとということで、平成 26 年に「アルコール等影響発覚免脱罪」が成立しました。

<被害者が支援に関わることについて>

被害者として、次の被害者のために何かできないか、私も活動しなければいけないのではないかという気持ちは、被害者の先輩たちから学んだことです。被害者は一生被害者で、被害者をやめることはできないのです。ただ、被害者支援の活動をするに当たっては、被害者のままでは支援はできません、逆に被害者を傷つけてしまうこともあるかもしれない。ですから、私は今日は支援者だというふうに切り換えることができるかどうか、というところに被害者が支援に関わる難しさがあると思います。当センターに「支援をしたい」と被害者が言うてくださったときは、最初に面接をさせていただいて、「被害者だから支援ができるか」というと、そうではないのです。センターに来るときは自分が被害者ということは家に置いて、支援者として切り換わって来ることが出来ますか」と聞きます。できそうだという方には養成講座を受けていただいて、支援に関わっていただいています。

<自助グループについて>

当センターでは、定款と規定の中に自助グループが事業の柱として位置づけられ、自助グループの運営と人材養成も事業の一環としてうたわれ、予算もつけています。毎年発行している手記集『証』3,000冊分と例会の茶菓代です。

平成17年に当センターができ、同年12月に「証」という自助グループが立ち上がりました。センターができる前に「生命のメッセージ展」に参加していたのですが、私たちも何か活動したいという話が起こって、事故の概要、写真や新聞記事、思い出の写真を貼った巡回パネル展を手作りしました。いろいろな思いを持ってパネルを作っていただいたことから、声をかけましたら、当初十数名集まってくくださったというところから当センターの自助グループが始まっています。この巡回パネル展はその後も広報啓発活動の大きな柱となり、栃木県警からも「被害者の情報が目から入るので非常にいい」と言われ、警察のイベント等と一緒に参加しています。

自助グループは2つあります。「証」は毎月1回、第1土曜日に開催しています。もう一つの「はなみずき」は2013年に立ち上がりました。毎月第1土曜日に集まれない方や宇都宮市内に来れない方がいらっしゃるので、宇都宮近辺や県内の市町村のコミュニティセンターをお借りして開催しています。

自助グループ「証」にいるメンバーには、講演や広報に長けている被害者の方々がけっこういらっしゃるので、講演活動やマスコミ取材、ラジオやテレビへの出演、マスコミとの交流、刑務所や少年院における被害者の視点を取り入れた教育への参加、イベントなどのお手伝いをしていただいています。「はなみずき」は、県内の施設を借りて毎月1回集まっています。まだ活動まではいかないですが、センターで行っているイベントや活動の説明をさせていただいています。

被害者は、自助グループの中でメンバーたちと交流することで被害回復につながっていますし、「月1回でも会えることが非常に楽しみです」という方々の集まりになっています。手記集『証』を発行していますが、「書く」ということは被害回復の一つになります。被害

者もずっと同じではありませんし、波がありますが、その状況を自分でも感じていただける。また、子どもの手記はあちこちの学校から使わせてほしいという声がかかっていますし、『日刊警察新聞』でも手記を取り上げてくださっており、被害者たちにも充実感や達成感が得られて非常にありがたいと思っていますところでは。

<自助グループを運営するときに大事なこと>

自助グループを運営するに当たっては、起伏の激しい方もいますが、そういう声をしっかりとファシリテーターが受け止めてあげることで、ワッと吐き出したあとは少し静まるのです。長く引いてしまう方もいるかもしれませんが、それだからといって自助グループを開催しないのではなく、めげずに毎回開催していただくことで、その被害者も「開催しているから、今度、行ってみようかな」と思える。毎回でなくても、1年に1回でも来ていただければいいと思うのです。全員揃わなければいけないとかいうことはないと思いますので、プレッシャーに感じないでいただきたいと思います。

私も起伏の激しい方の対応には苦慮していますが、体験するとそれは自分の身になるし、体験を活かして次のステップに職員たちもレベルアップしていく一つの過程になると思うのです。被害者も決して腫れ物にさわるように接してほしくないのです。ズケズケと言っていた方がいいとありがたいときもあります。皆さん方は被害者支援をされているわけですから、その延長上に自助グループがあるというふうに考えていただきたい。支援ができるのですから、自助グループの運営もファシリテーターのレベルをちょっと上げていただければできるはずだと思います。

「目配り」「気配り」「心配り」は必要ですが、自助グループには特に大切です。被害者と電話でやりとりすると、その方の様子が声の調子でわかるのですが、メールでは感情がまったくわかりません。以前、被害者からのメールでの欠席の連絡に返事が遅れて、激怒されたことがありました。自助グループはなるべく顔や表情がわかる、そういう関係であったほうがいいなと私の体験上、思います。

<事例>

被害者支援の立場として、自助グループの方々に情報提供をお願いしたいと思っています。国で被害者のための施策や制度があってもその情報がなかなか被害者に伝わらないことがあります。昨年できた自立支援医療費ではPTSD等で精神科にかかった場合、3割負担が申請することで1割負担になるのですが、そういう情報もセンターにつながっていなければ被害者に伝えることができません。

また、法務省の保護局のほうから出ている更生保護法の中に「被害者等の意見等聴取制度」と「心情伝達制度」があります。これは私が被害者となったとき、加害者の仮釈放の審議をしますということで、関東地区更生保護委員会から「今のお気持ちはどうですか」「加害者に対してはどうですか」というアンケートが来ました。それに対して、私は怒り心頭でして、3年半の実刑でも短いと思っているのに仮釈放の審議をするとはどういうことだと。

「被害者の心情をお伺いしたくてアンケートを送りました。でも和氣さんはアンケートでは

納得しないということだったので、お邪魔しました」と自宅まで来てくださって、私がいろいろお話ししたら「被害者の心情を伝える制度をつくらなければいけないですね」という話になりまして、「ぜひつくってください」というお願いをしました。その後、平成19年にこの制度ができました。ただ、収容されている刑務所の管轄である地方更生保護委員会に心情伝達をしなければいけない等、ハードルが高い制度ではありますが、被害者が「希望する制度を使いたい」「こういうことを聞いてほしい」と言ったときに、支援センターの方は間に入って動ける方々だと思うのです。そこに自助グループがあれば、被害者とつながってられる、とても大切な場所だと私は感じているところなんです。

<自助グループの必要性>

自助グループでは被害者が集まって気持ちを吐き出す、そしてそれをセンターはサポートするというだけではなく、センターの活動をお知らせしたり、イベント等を手伝っていただいたり、講演に行っていただいたり、新しい制度や使える制度を伝えるという活動ができたなら非常にありがたいと思います。そういう意味からもまずは自助グループを立ち上げていただきたい。そこにはファシリテーターという専門の方が必要となります。これは誰でもできることではないですし、研修が必要です。全国どこでも同じ支援を途切れなく行うための自助グループを事業の柱と位置づけ、ぜひ自助グループの立ち上げをお願いしたいと思います。

(4) 意見交換

<定款と予算について>

[意見]

- ・自助グループは定款に規定されているのか、また予算はどのようになっているのか。

[和氣委員]

- ・定款にセンターの役割として自助グループの事業がうたわれている。
- ・立ち上げ時に日本財団から助成金 90 万円いただき、次の年から手記集『証』の印刷代等で 40 万円と雑費としてお茶代等含めて 50 万円、予算措置している。

[大久保委員]

- ・自助グループを立ち上げるのに、もし予算がなければセンターの会議室を使い、支援員が 2 人いればよい。どういう形で自分たちのセンターに自助グループをつくれるかということを考えてほしい。また関係機関と連携し、専門家の力を得ることは被害者支援への理解も広げることになるので、中長期的支援にもつながると思う。

<自助グループへ参加の声かけについて>

[意見]

- ・沖縄では犯罪被害者の「ひだまりの会」はあるが、交通事故はない。どの程度から自助グループに参加したほうがいいのかというチェックシートみたいなものがあつたほうがいいのか、どのタイミングで声かけをしたらよいのか。

[大久保委員]

- ・まさにそこが支援者の力量が問われるところでもある。人による違いを見抜かなくてはいけない。また、一度拒否されたとしても折りを見て声かけをして誘っていただくとよいと思う。

[大岡氏]

- ・被害者の生活、人生を見た視点から「この人に、今、自助グループはどうか」ということを考えていかないといけないと思う。
- ・声かけだけでなく、支援センターに自助グループがあることを広報することも一つの方法である。一般から参加されたい方が来た場合、個別相談をしながらフォローし、自助グループにつなげるということも考えておく必要がある。

[和氣委員]

- ・刑事裁判が終わり、支援が一段落すると被害者がお茶飲みセンターに寄ってくれるときがあるので、そういうときに自助グループを紹介させていただいたりしている。

<自助グループの特性、雰囲気について>

[意見]

・自助グループが立ち上がってまだ2年しかたっていないが、前からいた方と新しく入ってきた方の折り合いがなかなか難しいと感じているが、運営を途切れなく続けていきたいと思っている。

・交通事故と殺人の自助グループが最初は一緒だったが、殺人の被害者から「交通事故はお金がもらえるでしょう」ということが表に出て、メンバーが分断したり、センターを通さずにメンバー同士が連絡をとるなどあり、今は休会している。自助グループの運営にはファシリテーターの力量が大切だと痛感している。自助グループは大切だと思っており、もう一度立ち上げようと勉強しているが、交通事故の事案が少ないこと等、不安を感じている。

[大岡氏]

・日本では“交通事故”と言っているが、海外では“交通犯罪”と呼ぶ。今後、支援者が「交通犯罪である」というふう意識を変えることで、支援センターに自助グループを求める方が増えるのではないかな。

・交通事故の被害者といっても背景や程度も違う。グループの運営には信頼関係が必要であり、“作業同盟”という言葉がある。協働作業ができるようにファシリテーターがうまく言語化することが必要であり、ファシリテーターの知見とノウハウとスキルと経験が大事だと思うので、みんなでもっとファシリテーターの技術を磨いていければと思う。

<被害者から自助グループ参加の要望があったときについて>

[意見]

・被害者から全国被害者支援ネットワークに「自助グループに参加したい」という問い合わせがあったとき、現在は最寄りのセンターを紹介しているが、どのように対応すればよいか。

[大岡氏]

・被害者から電話があったとき、各センターに問い合わせしてもらえないかとお頼みになることになるだろうが、被害者がやっとの思いで電話してきたのにたらい回しにされたという気持ちになったら二次被害になってしまう。本当は全国ネットワークで預かって調整できればいいと思うが、人材面からも厳しいかなと思う。

[大久保委員]

・電話を受けたとき、被害者自身が気持ちを十分に受け止めて聞いてくれていると思えるように、自信と知見を持って対応する姿勢が大事である。

<まとめ>

[大岡氏]

- ・自助グループの必要性を全員が認識できたと思う。活性化していくことが重要である。
- ・支援センターで行う自助グループをきちんと各センターが考えて、途切れのない支援につなげていく必要がある。
- ・社会資源や情報提供が必要だという話題が出ていたが、それらをわかりやすくまとめてこのセンターでも使えるようにしていくということが、自助グループを発展させていく上で非常に有意義なものになると思われる。

[和氣委員]

- ・ファシリテーターの存在が非常に大きいと感じた。犯罪被害相談員がファシリテーターの養成講座を受けることができれば、レベルアップして、自信もついて自助グループを運営することができるのではないかと。今後、警察庁の方々にもご尽力いただき、ファシリテーターの養成に力を入れていただけるとありがたい。
- ・被害者は、被害者支援の一環として自助グループの立ち上げを求めている。被害者は一生被害者である。そばにセンターがいてくれると、いつでも相談ができたり、心の支えになっていただける。ぜひ協力をお願いしたい。

[大久保委員]

- ・被害者支援の一環としての自助グループの必要性を認識し、既に自助グループのあるところはよりいっそう充実していただきたいし、まだ立ち上がっていないところはぜひこれを機会に立ち上げていただきたい。
- ・自助グループで被害回復をした被害者は支援センターの活動に大きな協力をしてくれる強い味方になるうえ、被害者が出入りをする被害支援センターは関係機関からも信頼され、連携も深まる。その結果、社会の中での被害者支援の必要性や、被害者が置かれている現状が理解され、より安全で安心して暮らせる社会が醸成される。個々の被害者への支援だけでなく、社会への貢献にも繋がるという視点も忘れずに、被害者支援を続けていただきたい。

VI. まとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

開催期間を前年度の1日から2日へと変更し、大阪府において開催した。専門家による3つの講義、支援センターからの3つの事例紹介及び意見交換を実施し、充実した内容となるよう努めた。

また、今回初めて「脳神経外科からみた交通事故被害者」というテーマで高次脳機能障害などの問題についての講演やグループダイナミクスを通じた自助グループ運営についての講演等をいただいた。

参加者からは、「自助グループ運営において留意すべきところが理解できた」、「自助グループ活動が被害者にとって重要であることを再認識できた」、「他の支援センターの自助グループ活動を参考に取組んでいきたい」、「センターの職員一人一人が力量を高めて、そのため多くの研修の場で学び、実体験を積み重ねて、評価、考察していくことの大切さを感じた」等の感想があった。

(2) 参加者について

西日本の被害者支援センターの方が参加した。

2. 今後の方向性

(1) 開催について

本年度より、隔年で西日本、東日本で開催することを試行実施している。

昨年度の「開催期間が1日では不足していた」との意見を踏まえ、開催期間を2日にし、時間を十分に確保したことで、参加者より「充実した内容であった」との声をいただいたことから、今後も開催時間を確保するとともに、開催内容を充実させるよう検討していく。

(2) 参加者について

本会議を通じて自助グループ活動の重要性を理解いただき、自助グループの立ち上げや自助グループ活動の継続と活性化が図れるよう支援センターを中心とした関係機関・団体への参加について検討していく。

